

阿見町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)
阿見町

はじめに ～次世代へつなぐ最適な公共サービスを目指して～

町の財政状況は依然として経常的な支出の割合が高い傾向にあり、特に公共施設やインフラに係る経費が年々増加傾向にあります。さらに、近い将来においてこれまで整備してきた公共施設等が大量に更新時期を迎えることも予想されます。



そのような状況下にあっても、多様な町民ニーズに対応し、最適な公共サービスを次世代へつないでいかななくてはなりません。

このたび、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を行うための「阿見町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

本計画では、「コストの抑制と財源の確保」、「計画的な保全による施設の長寿命化」、「公共施設延床面積の適正化」を基本方針としています。この計画を進めていくことは、単に公共施設等を計画的に管理するだけでなく、公共サービス全体の水準を将来的に確保していくことにもつながるものと考えておりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会の皆様、並びにアンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

平成29年3月

阿見町長 天田 富司男

目 次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1-1.	背景及び現状と課題	1
1-2.	目的	1
1-3.	計画の位置付け	2
1-4.	計画で扱う範囲	3
1-5.	計画の期間	3
第2章	検討の進め方	4
2-1.	計画策定のフロー	4
第3章	公共施設等の現況と財政状況	5
3-1.	総人口・年齢別人口の状況と見通し	5
3-2.	一般会計歳出の状況と見通し	8
3-3.	公共施設等の現況	9
3-4.	阿見町におけるインフラ整備及び維持管理の状況	13
第4章	公共施設等の将来の更新費用の推計	18
4-1.	公共施設等に係る経費の見通し	18
4-2.	建物に関する将来の更新費用の推計	23
4-3.	インフラに関する将来の更新費用の推計	29
第5章	公共施設等の管理に関する基本方針	32
第6章	施設類型ごとの管理に関する方針	36
6-1.	庁舎・出張所	38
6-2.	公民館・ふれあいセンター	40
6-3.	老人福祉センター	42
6-4.	学校施設	44
6-5.	学校関連施設	46
6-6.	体育施設	48
6-7.	児童厚生施設	50
6-8.	保育所・地域子育て支援センター	52
6-9.	中間処理施設・最終処分場	54
6-10.	住宅施設	56
6-11.	図書館施設・記念館施設	58
6-12.	上下水道関連施設	60
6-13.	インフラ施設（道路・橋りょう、水道管渠、下水道管渠、農業集落排水管渠）	62

第7章	取組体制の構築とフォローアップの実施方針	64
7-1.	全庁的な取組体制の構築	64
7-2.	フォローアップの実施方針	65
資料編		66
	阿見町公共施設等総合管理計画策定の経緯	66
	阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会要綱	68
	阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会委員名簿	69
	阿見町公共施設等総合管理計画策定本部会議要綱	70
	阿見町公共施設等総合管理計画策定本部会議委員名簿	71
	阿見町公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム要綱	72
	阿見町公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム構成員名簿	73

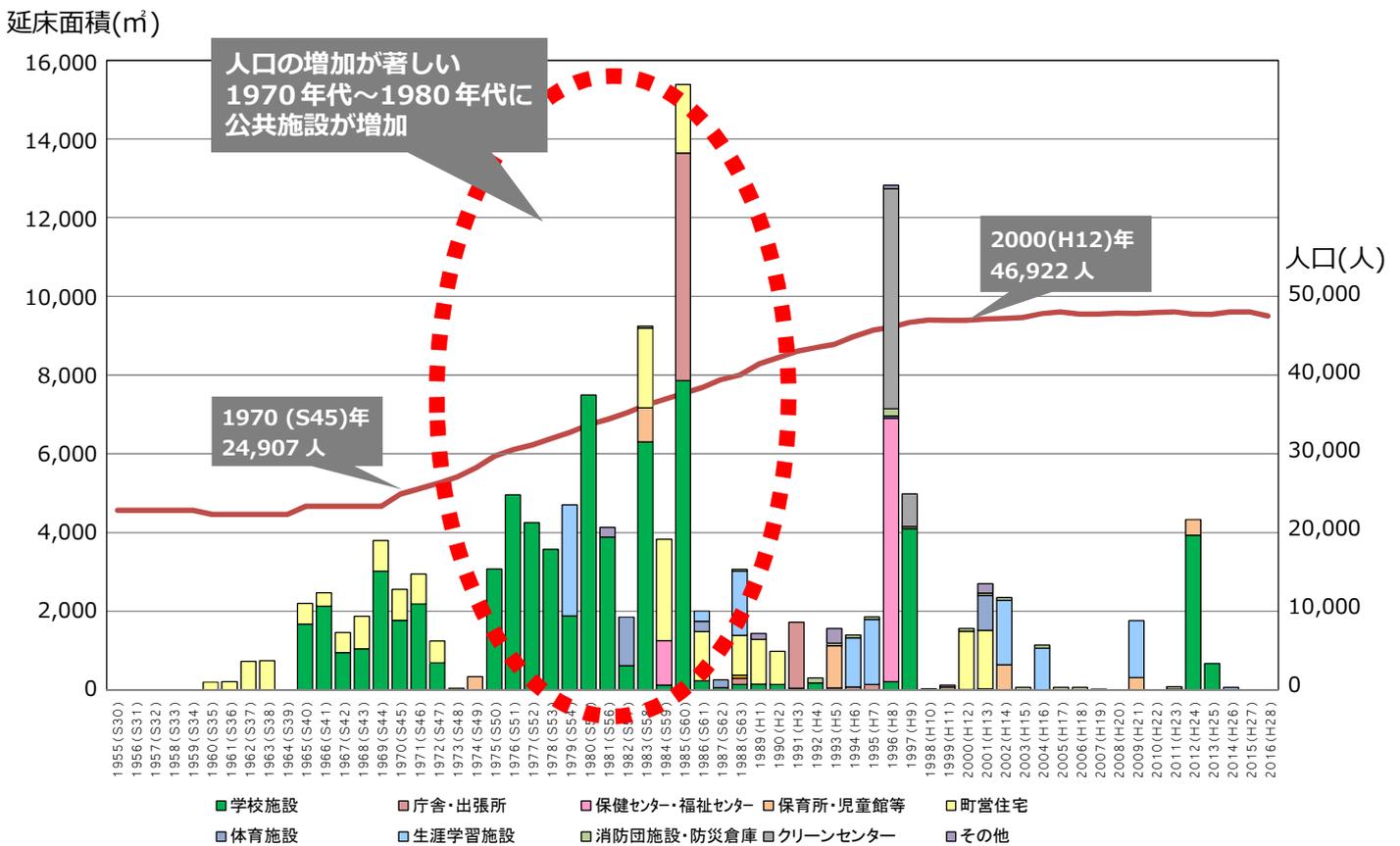
第1章 計画策定の背景と目的

1-1. 背景及び現状と課題

全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少により今後の公共施設等の利用需要が変化することが想定されています。そのような状況を受け、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されました。

阿見町においても、1970年代から1980年代における急激な人口増加に伴い、公共施設の建設、道路や上下水道などのインフラ整備が行われ、今後、建物の大規模改修や建て替え、舗装や配水管等の更新が必要となってくることが予測されます。

【図1. 阿見町の人口推移と公共施設の年度別整備延床面積】



1-2. 目的

上記の課題を解決するためには、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図らなくてはなりません。

そこで、町の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めるため、「阿見町公共施設等総合管理計画」を策定します。

1-3. 計画の位置付け

1-3-1. 第6次総合計画との関係

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として、第6次総合計画を平成26年3月に策定しています。さらに、第6次総合計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付ける「3ヶ年実施計画」を策定しており、ローリング方式¹で毎年度見直しを行っています。この3ヶ年実施計画は予算編成の指針としての役割も有しており、各公共施設・インフラ等に関する個別の修繕計画、整備計画についても、3ヶ年実施計画の検討の中で調整がなされます。

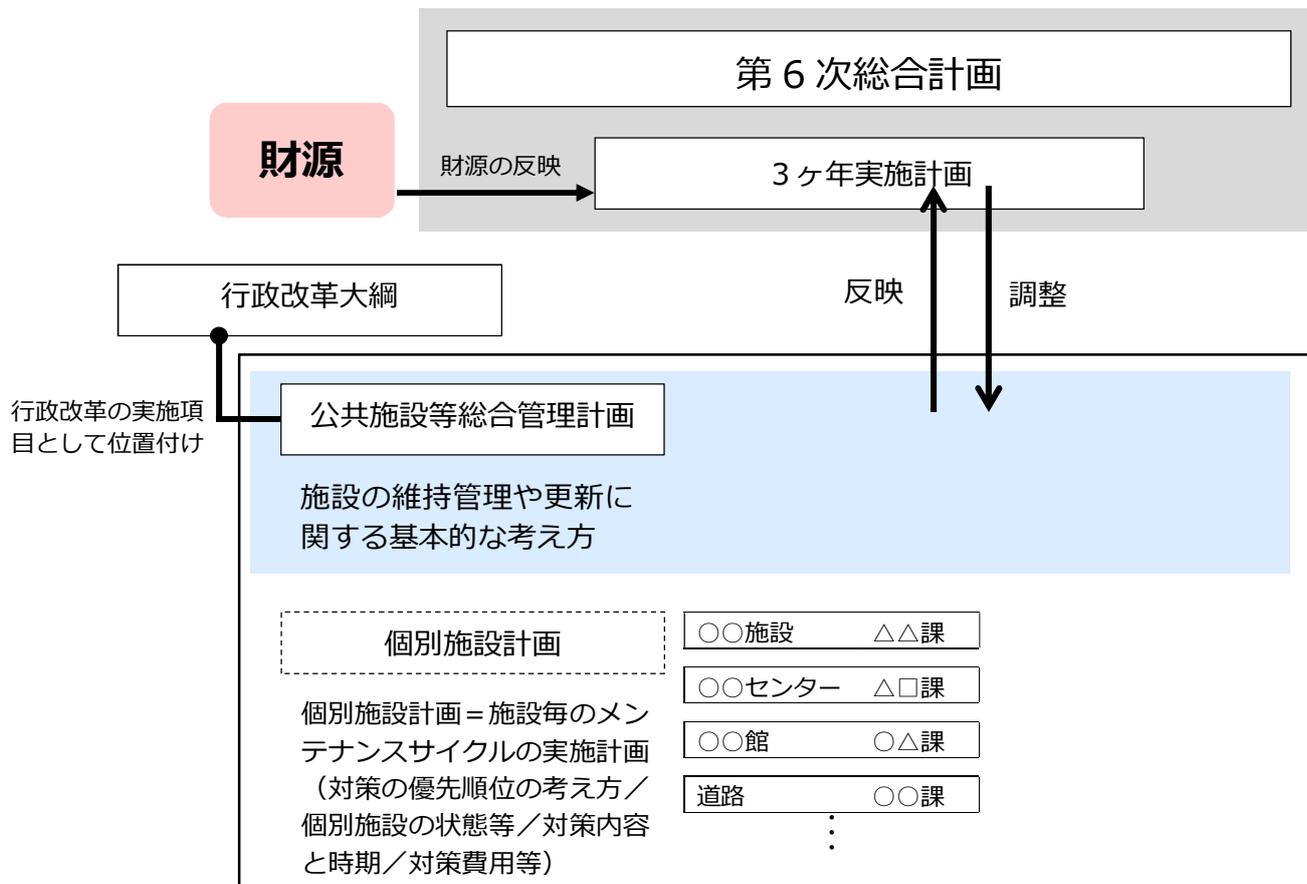
公共施設等総合管理計画の策定後は、公共施設等の改修及び更新について具体的な管理計画（個別施設計画）を立て、毎年度3ヶ年実施計画へ反映させていくことになります。

1-3-2. 行政改革大綱との関係

町では、社会情勢の変化や地方分権の推進、町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するため、行政改革を継続して取り組んでいく基本方針として「行政改革大綱」を制定しています。

行政改革大綱に示された基本方針・推進施策に基づき、計画期間における改革の具体的な実施項目は「行政改革大綱実施計画」として整理しており、その一つの項目として「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」を行うものとしています。

【図2. 上位計画との関係】



¹ ローリング方式とは、社会・経済情勢等による基本計画と実施計画の乖離を防ぐために、毎年補正・修正しながら3ヶ年の計画を立てる方式を指します。

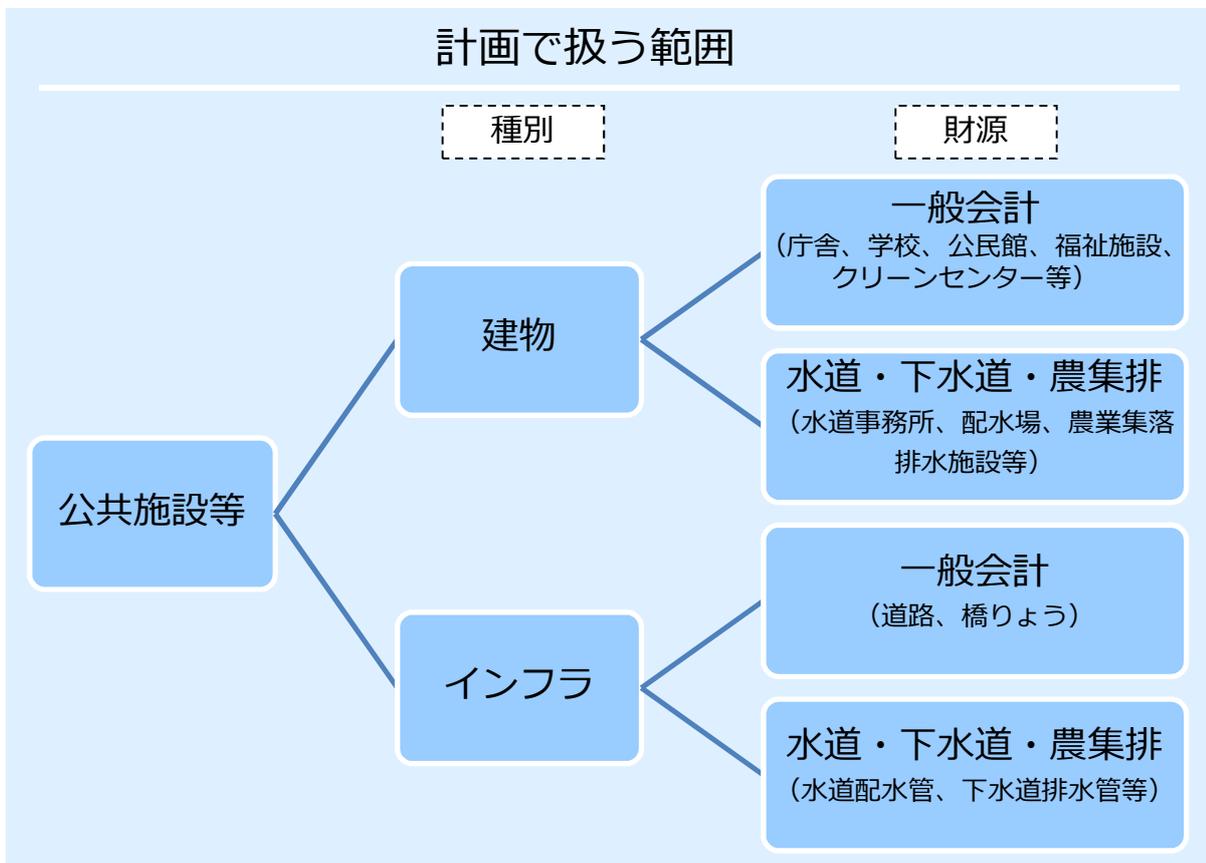
1-4. 計画で扱う範囲

本計画では、町の所有する建物（庁舎、学校、公民館、廃棄物処理場等）のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、水道・下水道・農業集落排水に関する施設等を総称して「公共施設等」とします。公共施設等は、性質によって「建物」と「インフラ」に分類でき、さらに財源によって、一般会計と一般会計以外（水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）に分類することができます。

一方、国では統一的な基準による地方自治体の公会計化を進めており、町においても固定資産台帳の整備を行っています。固定資産台帳には、町の所有する土地、建物、工作物、備品、道路、管渠、公園等の資産が含まれます。

本計画においては、固定資産台帳に記載の資産のうち、建物及びインフラ（道路、管渠）を対象とし、町の公共施設等全体について総合的に取り扱うものとします。

【図3. 計画で扱う範囲】



1-5. 計画の期間

公共施設等の耐用年数は長期であることから、その総合的な管理計画については中長期的な視点から取り組みを進めることが必要となるため、この計画では、大規模改修や更新のサイクルとなる 40 年間（2017(H29)～2056(H68)^{*}年度）を見通した基本方針を掲げることとします。

※ 本計画では、計画策定時点である平成 29 年以降の和暦は便宜上すべて「平成」(H)で表記しています。

第2章 検討の進め方

当町においては、平成26年度より、「プロジェクトチーム」を設置し、データの収集及び整理等、計画策定の準備作業を進めました。

計画の策定にあたっては、収集したデータから作成した叩き台をもとに、庁内の「公共施設等総合管理計画策定本部会議」による検討、学識経験者や町民の方から意見をいただく「公共施設等総合管理計画検討委員会」による検討を経て、計画書の素案をまとめます。

2-1. 計画策定のフロー

1. データの収集・整理

- ・検討にあたり、全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、町内の公共施設やインフラに関する基礎データを収集。財政課（平成27年度まで企画財政課）を事務局として収集したデータを整理。

2. 内部検討と公共施設等総合管理計画検討委員会

- ・町公共施設等総合管理計画策定本部会議において計画策定の進め方、整理したデータの内容について検討。
- ・平成28年7月、公共施設等総合管理計画検討委員会を設置。公共施設等の在り方について具体的な議論を行い、素案を作成。

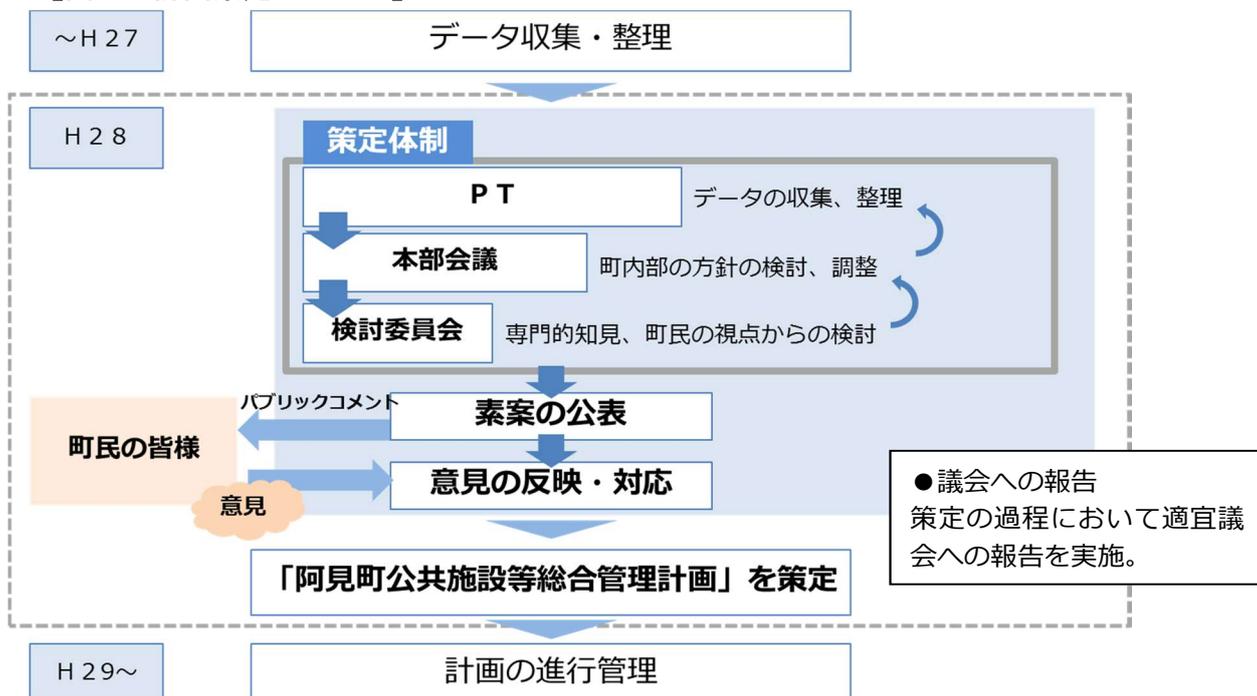
3. 町民への情報提供とパブリックコメント

- ・平成29年3月、素案を公開しパブリックコメントを実施。

4. 計画の策定

- ・パブリックコメントで得られた意見を踏まえ、町として公共施設等総合管理計画を策定。策定後は計画書を町ホームページに公開。

【図4. 計画策定のフロー】



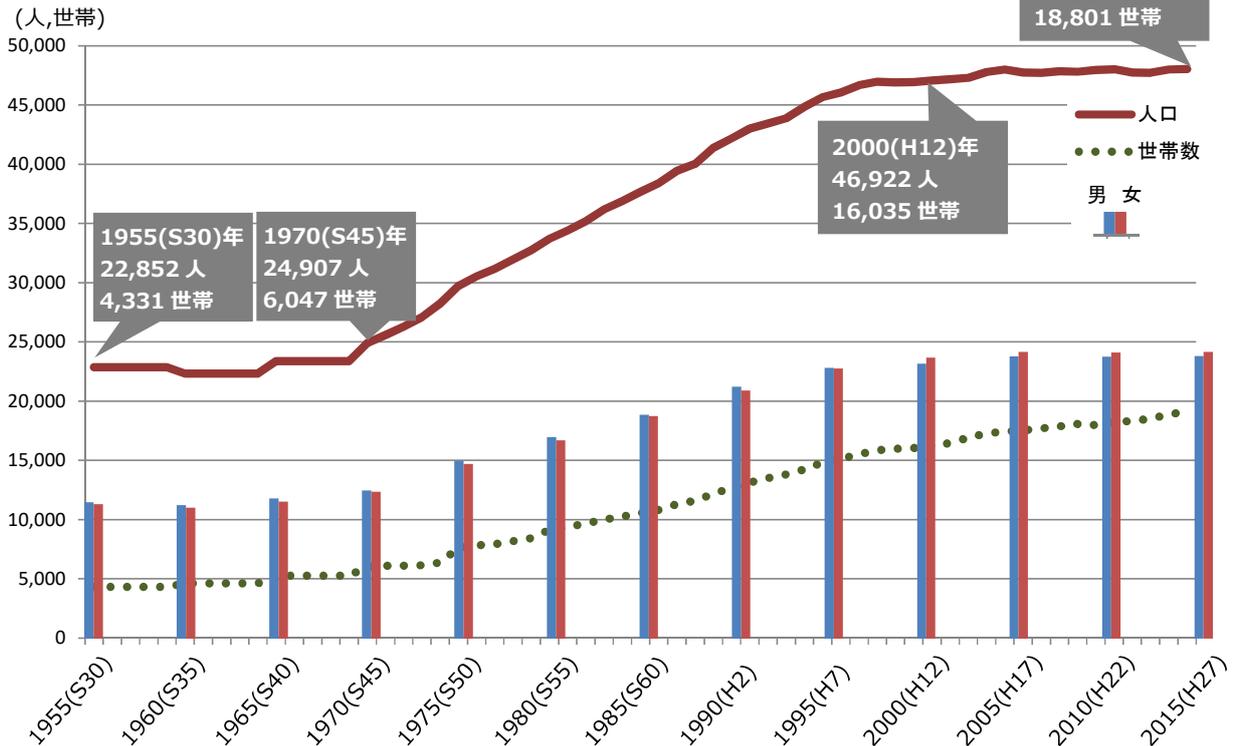
第3章 公共施設等の現況と財政状況

3-1. 総人口・年齢別人口の状況と見通し

3-1-1. 総人口・年齢別人口の状況

総人口及び年齢別人口の状況については、「阿見町人口ビジョン」（平成27年度策定）において整理がなされています。主な内容は下記の通りとなります。

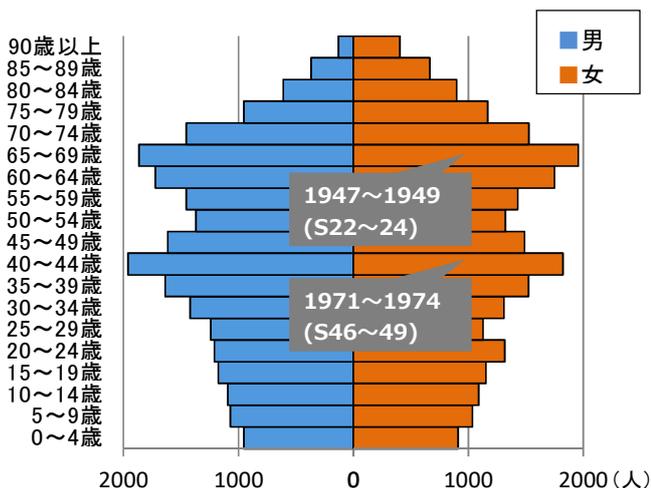
【図5. 総人口の状況】



1970(S45)年以降における阿見町の人口は増加傾向で推移し、2000(H12)年頃以降は、ほぼ横ばいで推移しています。男女別人口推移をみると、男性人口が女性人口を上回って推移してきましたが、2000(H12)年以降は、男性に比べ、女性の人口割合が多くなっています。

【図6. 年齢別人口の状況】

2015(H27)



2015(H27)年における阿見町の年齢階級別人口を男女別に分けた人口ピラミッドは、1947(S22)～1949(S24)年の第一次ベビーブームや、1971(S46)～1974(S49)年の第二次ベビーブームによる凹凸が見られるものの、「つぼ型」となっています。

3-1-2. 阿見町の人口ビジョン

近年の町の状況としては、圏央道の開通などに伴い、首都圏との連絡がより一層強まったことで企業進出や大型商業施設の出店が進むなど、追い風となる社会的な潮流の機運が高まっており、平成26年3月に策定した阿見町第6次総合計画では、町の北・西部に位置する阿見中央地区や阿見西部地区のほか、圏央道ICに隣接した阿見吉原地区を「市街地形成ゾーン」として位置付け、良好な市街地の形成を図ることとしています。

それを踏まえ、平成27年10月に策定した「阿見町 人と自然が織りなす、輝くまち創生 総合戦略人口ビジョン」では、町の将来人口の展望について「概ね5万人の人口規模を達成するとともに、中長期的な人口の安定的な推移を実現するため、バランスのとれた人口構成を達成する」ことを目標としています。

したがって、本計画は概ね人口5万人を維持することを前提としたものとします。

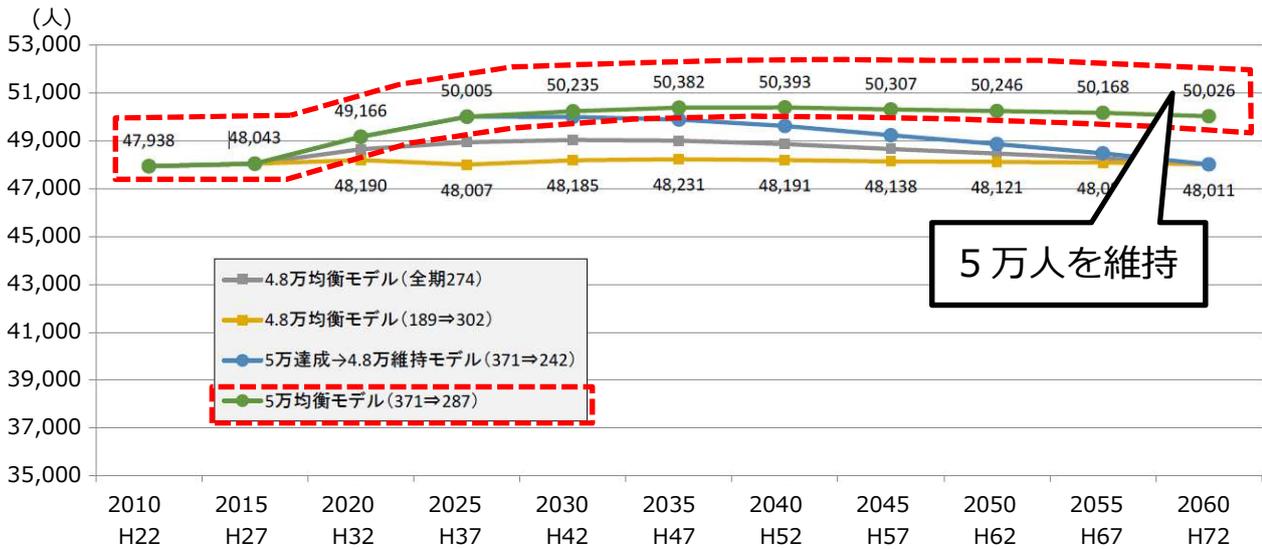
【町の持続的発展に関する基本的な方向性】

- ・町総合計画に定める「人口5万人程度」を実現するとともに、長期的視点において、人口規模の安定的な推移を目指すものとする。
- ・町の人口維持・増加を図るためには、魅力ある移住促進策による即効性の高い社会増を第一に考える。
- ・一方、長期的視点での人口の安定化を図るため、出生数増加策を併せて実施し、安定的な年齢別人口構成を達成する。
- ・社会移動による人口増を達成するため、必要な転入数として年371人の確保を目標に掲げ、必要な施策を展開する。



【阿見町の人口の将来展望】
「人口5万人」の達成とその後の維持を実現する

【図7. 人口の見通し】

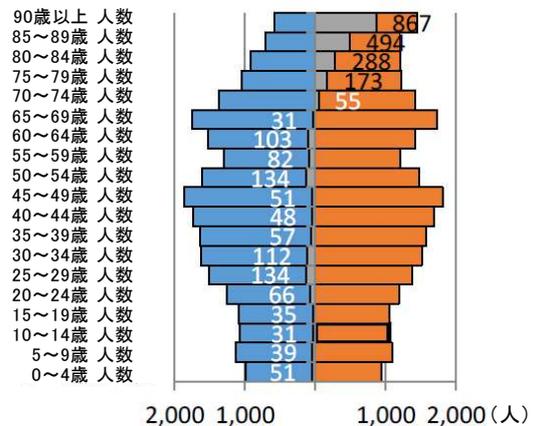
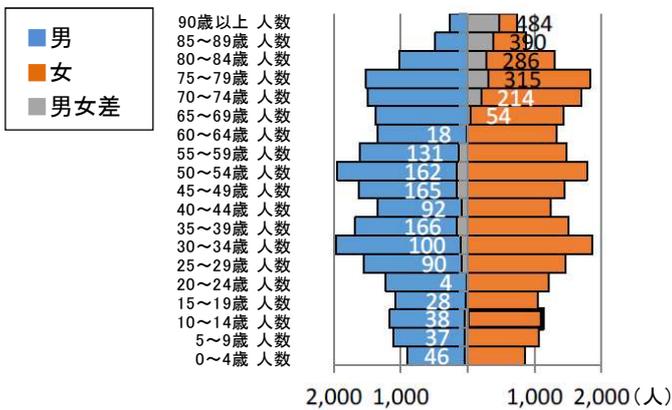


※推計は2015年(H27)国勢調査の結果判明前に行ったもの

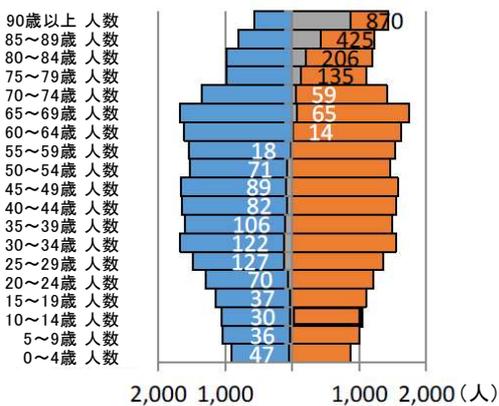
【図8. 年齢別人口についての今後の見通し】

2025(H37)

2040(H52)



2060(H72)

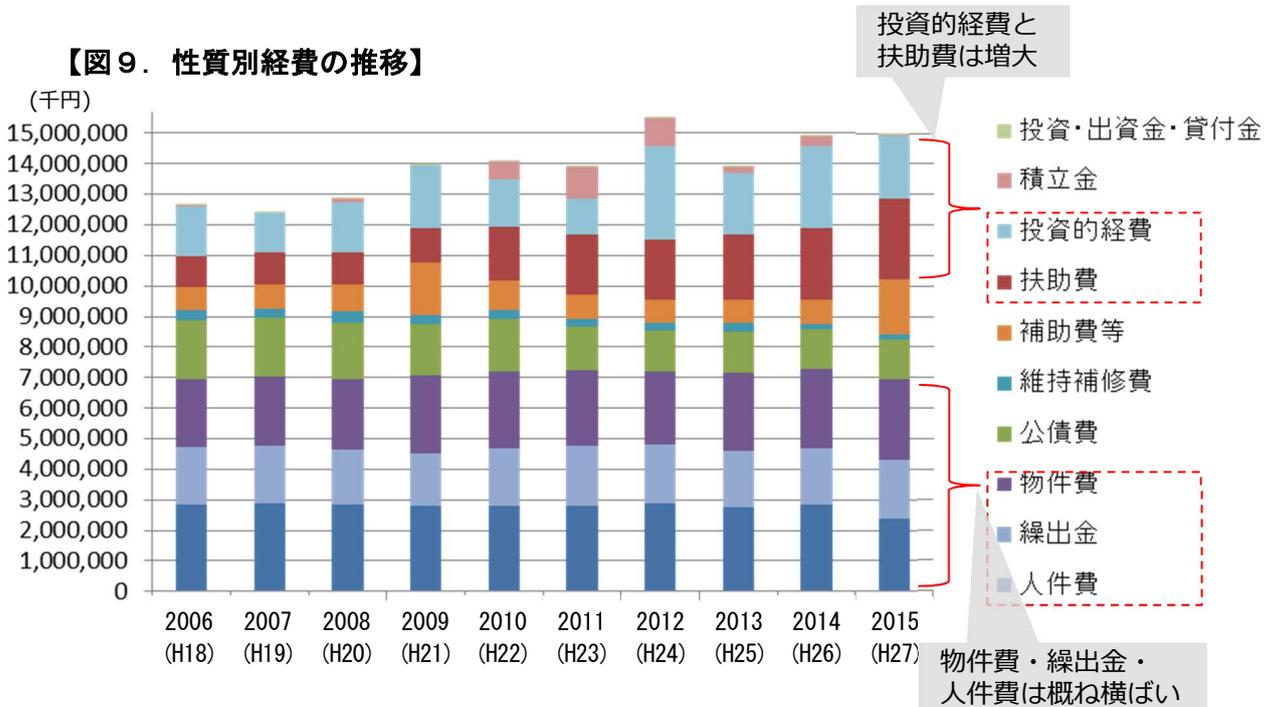


※グラフ内の数値は男女差を示している

3-2. 一般会計歳出の状況と見通し

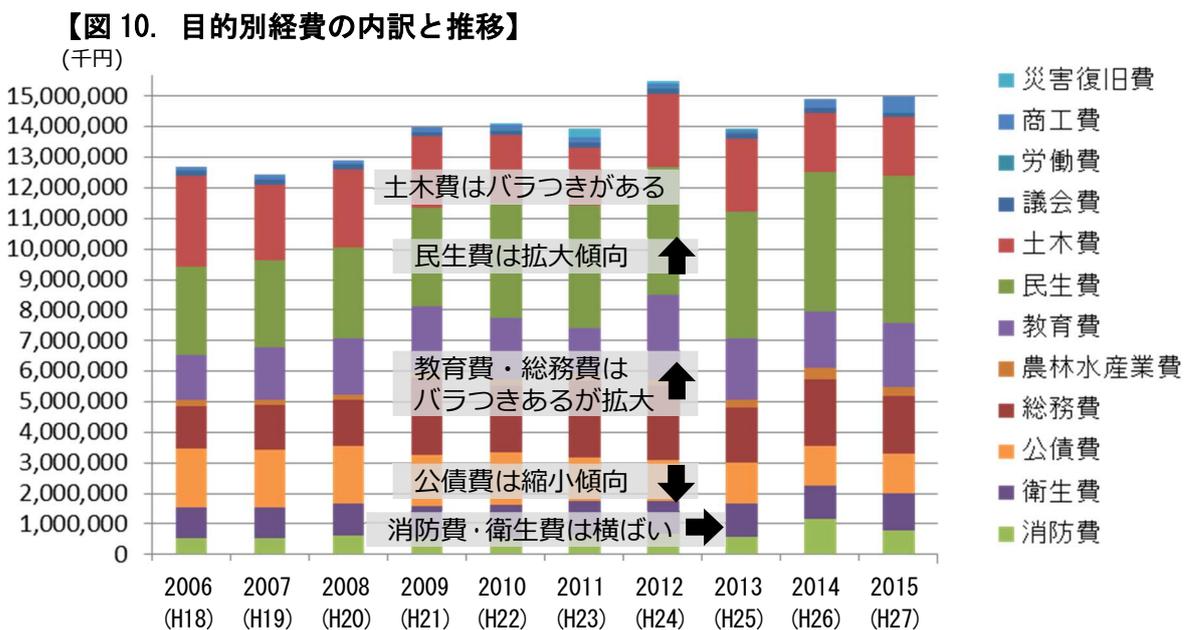
3-2-1. 性質別経費の内訳と推移

町の歳出の状況を性質別に示した図が下記の通りとなります。扶助費の増加に加え、投資的経費についても顕著に増大していることが分かります。公共施設等の整備及び維持管理に関する経費は、主に投資的経費、維持補修費、物件費に含まれます。



3-2-2. 目的別経費の内訳と推移

町の歳出の状況を性質別にみると、年度によって大きく違いが見られます。全体として、民生費は拡大、土木費はバラつきがあり、教育費や総務費については、予科練平和記念館の整備、給食センターの建て替え、防災無線や防犯灯の整備といった大型事業の影響が大きく、2009(H21)年度以降に増加している傾向がみられます。



3-3. 公共施設等の現況

3-3-1. 一般会計に係る公共施設（建物）の現況とこれまでの年度別整備延床面積

町では、役場や福祉施設を始め、クリーンセンター、教育委員会の施設など大小 30 以上の施設を抱えています。費用としては、光熱水費や清掃・警備の委託費といった施設の維持管理費が挙げられます。

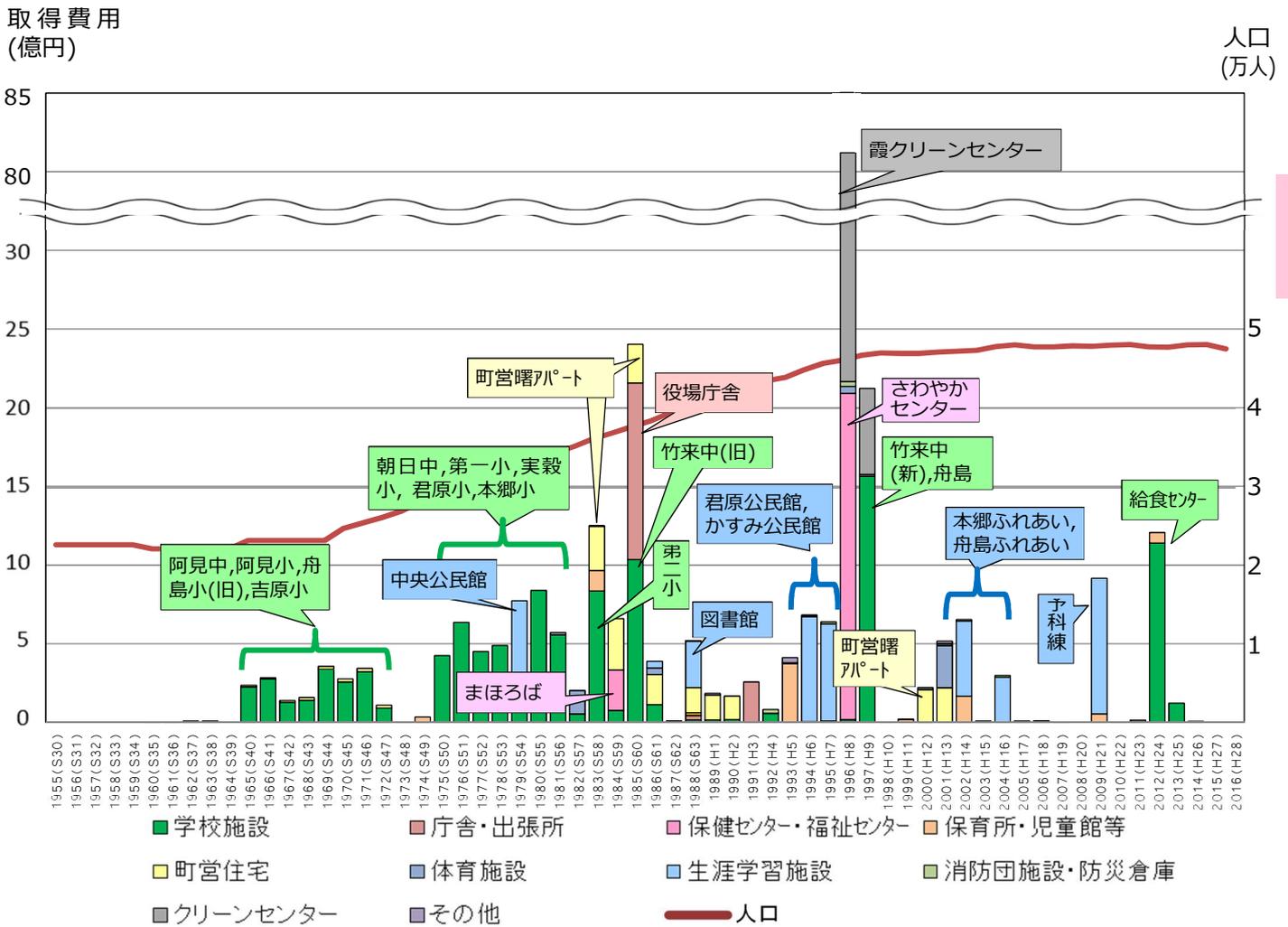
【表 1. 一般会計に係る公共施設（建物）】

施設名称	代表建築年度	主要な建物の構造	建物総延床面積 (㎡)	H27 維持管理費 (千円)
役場	①1966 (S41) ②1985 (S60)	①②R C	7, 710	41, 441
うずら出張所	1988 (S63)	鉄骨造	235	2, 342
総合保健福祉会館「さわやかセンター」	1996 (H8)	R C	6, 685	35, 342
保育所 3 施設、地域子育て支援センター	①1983 (S58) ②1993 (H5) ③2002 (H14) ④1999 (H11)	①②R C ③④木造	①866②611 ③638④66	12, 919
児童館 2 施設	①1974 (S49) ②1993 (H5)	①木造②R C	①335②458	3, 137
放課後児童施設 2 施設※	①2009 (H21) ②2012 (H24)	①②鉄骨造	①316②396	1, 746
福祉センターまほろば	1984 (S59)	R C	1, 131	24, 550
霞クリーンセンター	1996 (H8)	R C	5, 591	138, 915
さくらクリーンセンター	1997 (H9)	鉄骨造	825	19, 971
町営住宅 (6 団地)	①1960 (S35) ~ 1973 (S48) ②1983 (S58) ~ 2001 (H13)	①鉄骨造・木造 ②R C	①7, 020 ②13, 543	41, 068
公民館 3 施設	①1979 (S54) ②1994 (H6) ③1995 (H7)	①②R C ③S R C	①2, 813 ②1, 253 ③1, 658	33, 173
ふれあいセンター 2 施設	①2002 (H14) ②2004 (H16)	①②R C	①1, 644 ②1, 062	20, 222
町立図書館	1988 (S63)	R C	1, 629	9, 001
予科練平和記念館	2009 (H21)	鉄骨造	1, 450	14, 496
町民体育館	1982 (S57)	鉄骨造	1, 235	2, 971
総合運動公園	①1986 (S61) ~ 1987 (S62) ②2001 (H13)	①R C・木造 ②R C	1, 730	44, 955
中学校 3 校	①1965 (S40) ~ 1967 (S42) ②1980 (S55) ③1985 (S60)・1997 (H9)	①~③R C	①7, 557 ②6, 228 ③9, 944	38, 761
小学校 8 校	①1968 (S43) ~ 1970 (S45)・1975 (S50) ②1977 (S52) ③1971 (S46)・1981 (S56) ④1972 (S47) ~ 1975 (S50)・1981 (S56) ⑤1978 (S53) ⑥1971 (S46)・1979 (S54)・1997 (H9) ⑦1976 (S51) ~ 1977 (S52) ⑧1983 (S58)	①~⑧R C	①6, 671 ②3, 933 ③3, 006 ④5, 843 ⑤3, 087 ⑥5, 107 ⑦6, 530 ⑧5, 256	63, 443
学校給食センター	2012 (H24)	鉄骨造	4, 073	47, 664
教育相談センター	1996 (H8)	鉄骨造	241	641
その他			2, 647	
合計			131, 023	596, 758

※平成 28 年度に新設された阿見小学校地区放課後児童施設を含まない。

（表の見方）▼代表建築年度：施設の建築が完了した年度を示しています。複数棟ある施設は、車庫などを除いた主要な建物の建築が完了した年度を示しています。▼主要な建物の構造：建物の構造として R C（鉄筋コンクリート造）、S R C（鉄骨鉄筋コンクリート造）、鉄骨造、木造のいずれかを示しています。複数棟ある施設は、車庫などを除いた主要な建物の構造を示しています。▼建物総延床面積：施設内の建物の延床面積の合計を示しています。複数棟ある施設は、固定資産台帳に記載されているすべての建物の延床面積の合計を示しています。▼維持管理費：平成 27 年度決算のうち、臨時的な経費を除いた費用を示しています。

【図 11. 一般会計に係る公共施設（建物）のこれまでの年度別取得費用】



第3章

町の公共施設について、年度別の整備状況（取得費用）を表したグラフが上記の通りとなります。

残存する小中学校校舎のうち比較的古いものが1960年代に建てられており、人口の増加が著しい1970年代～1980年代に、比較的新しい朝日中学校、阿見第一小学校、阿見第二小学校、竹来中学校が新設されました。中央公民館や図書館などの生涯学習施設もその時期に建てられています。

また、1990年代にも公民館2館、総合保健福祉会館「さわやかセンター」、霞クリーンセンターなどの建設が重なった時期がみられます。

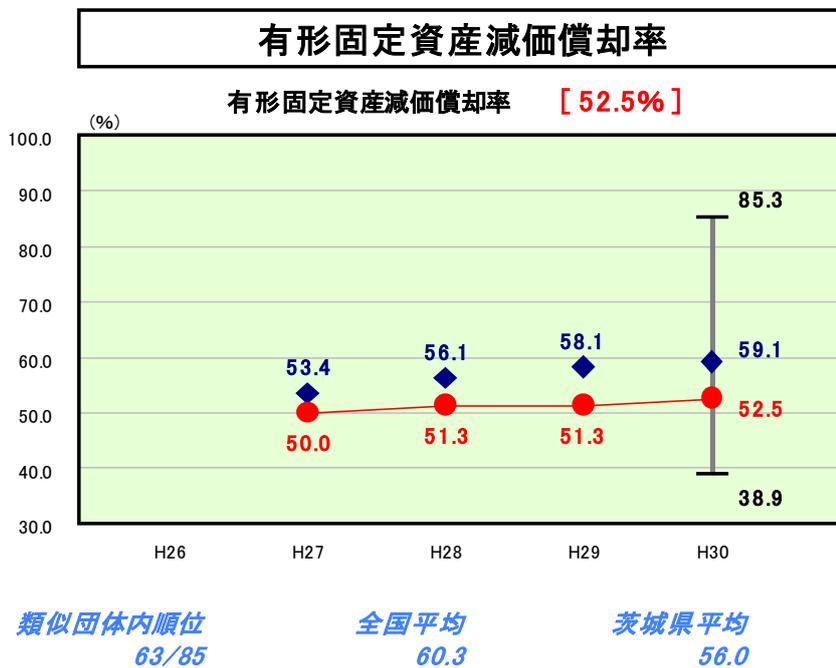
3-3-2. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したもので、類似団体の比較に利用する参考指標です。

本町では、平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の延べ床面積を 20%削減するという目標を掲げ、計画的な保全による施設の長寿命化を進めている。

本町の平成 30 年度の有形固定資産減価償却率は、52.5%です。本町の場合、類似団体より 6.6%低くなっているが、個別施設計画を策定した公共施設等については、今後も当該計画に基づいた施設の維持管理を適切に進めていく。

【図 12. 有形固定資産減価償却率の分析】



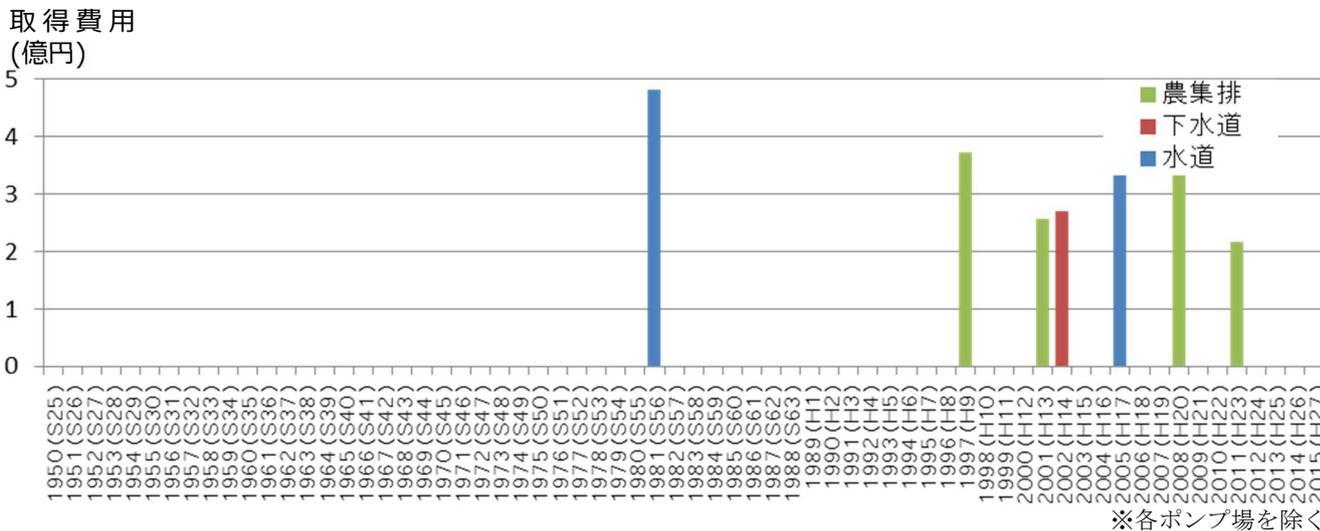
3-3-3. 水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る公共施設（建物）の現況とこれまでの年度別整備延床面積

上下水道については、いわゆる“管”のほか、配水場や事務所、農業集落排水処理施設などの建物についても企業会計又は特別会計により管理をしています。

【表 2. 上下水道に係る公共施設（建物）】

施設名称	代表建築年度	建物総延床面積 (㎡)	H27 維持管理費 (千円)
上郷配水場・事務所兼工場	1981(S56)	1,293	8,687
水道事務所	2004(H16)	1,868	12,600
追原中継ポンプ場	2002(H14)	639	8,169
君島大形地区農業集落排水処理施設	2001(H13)	265	9,196
君島・大形地区農業集落排水ポンプ場(16か所)	2000(H12)	62	
小池地区農業集落排水処理施設	1997(H9)	400	15,818
小池地区農業集落排水ポンプ場(16か所)	1996(H8)	62	
福田地区農業集落排水処理施設	2007(H19)	408	7,087
福田地区農業集落排水ポンプ場(8か所)	2008(H20)	31	
実穀上長地区農業集落排水処理施設	2011(H23)	307	9,464
実穀上長地区農業集落排水ポンプ場(16か所)	2011(H23)	62	

【図 13. 上下水道に係る公共施設（建物）のこれまでの整備状況】



水道事業については、最も古い施設は上郷配水場と、それに隣接する事務所兼工場で、1981(S56)年に整備されたものとなっています。また、2005(H17)年には追原地区に立地する水道事務所が整備されました。

下水道事業については、町で管理している施設としては、追原中継ポンプ場があり、2002(H14)年に整備されました。

農業集落排水事業については1997(H9)年以降、4地区に整備されています。

いずれも、一般会計で扱う施設に比べれば規模は小さいものの、それぞれの会計において計画的な管理が必要となります。

3-4. 阿見町におけるインフラ整備及び維持管理の状況

町では、道路を始めとして、橋りょう、上下水道などのインフラ施設を有しています。これらの施設について、毎年、新たな整備と既存施設の維持管理を行っています。

3-4-1. 一般会計に係るインフラの現況とこれまでの整備の状況（道路・橋りょう・都市排水路）

町の有するインフラのうち、面積や予算規模などからも大きなウェイトを占めるのは道路です。町の管理する一般道路の舗装済延長は約 440km となっています（国道・県道を除く。表 3 参照）。また、県内の市町村では、牛久市や八千代町などと同程度の実延長となっています（表 4 参照）。

【表 3. 道路・橋りょうの整備状況(平成 27 年度時点)】

一般道路	実延長	723,006 m
	舗装済延長	440,102 m
自転車歩行者道	実延長	654 m
	舗装済延長	654 m
橋りょう	実延長 合計	753 m

【表 4. 道路実延長が阿見町と同程度の県内市町村】

市町村名	市町村道路実延長 (km)	市町村道舗装率	人口 (H27.10.1)
結城市	830.7	62.3	51,605
北茨城市	767.9	55.1	44,443
牛久市	759.6	68.4	84,454
阿見町	723.0	60.8	47,545
八千代町	717.3	71.2	22,008
境町	625.0	62.6	24,520
大子町	604.6	64.9	18,144

※「市区町村道路実延長」：総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた 2015」（平成 24 年 4 月 1 日時点）・阿見町のみ平成 27 年時点、「市町村道舗装率」：茨城県企画部統計課「市町村早わかり・平成 27 年 6 月-」（平成 25 年 4 月 1 日時点）、「人口」：平成 27 年国勢調査人口速報集計

■一般会計に係る近年のインフラ整備の状況（道路・橋りょう）

直近 6 年間の整備状況は下表の通りとなります。区画整理地内の整備状況等により年度間のバラつきがあるものの、毎年一定量の新設を行っています。今後もインフラの総量が増加していくと考えられます。インフラ総量の増加が維持管理費に及ぼす影響については、例えば道路の場合、現在の舗装済延長 440km に対し年間約 1km 程度のため、割合では 1 年で 0.2%程度増加していることとなります。

【表 5. 近年のインフラ整備の状況】

	H23	H24	H25	H26	H27
道路(舗装新設・歩道整備工事延長、 単位:m)	1,085	2,101	1,544	883	601

■一般会計に係るインフラに係る維持管理事業費の推移

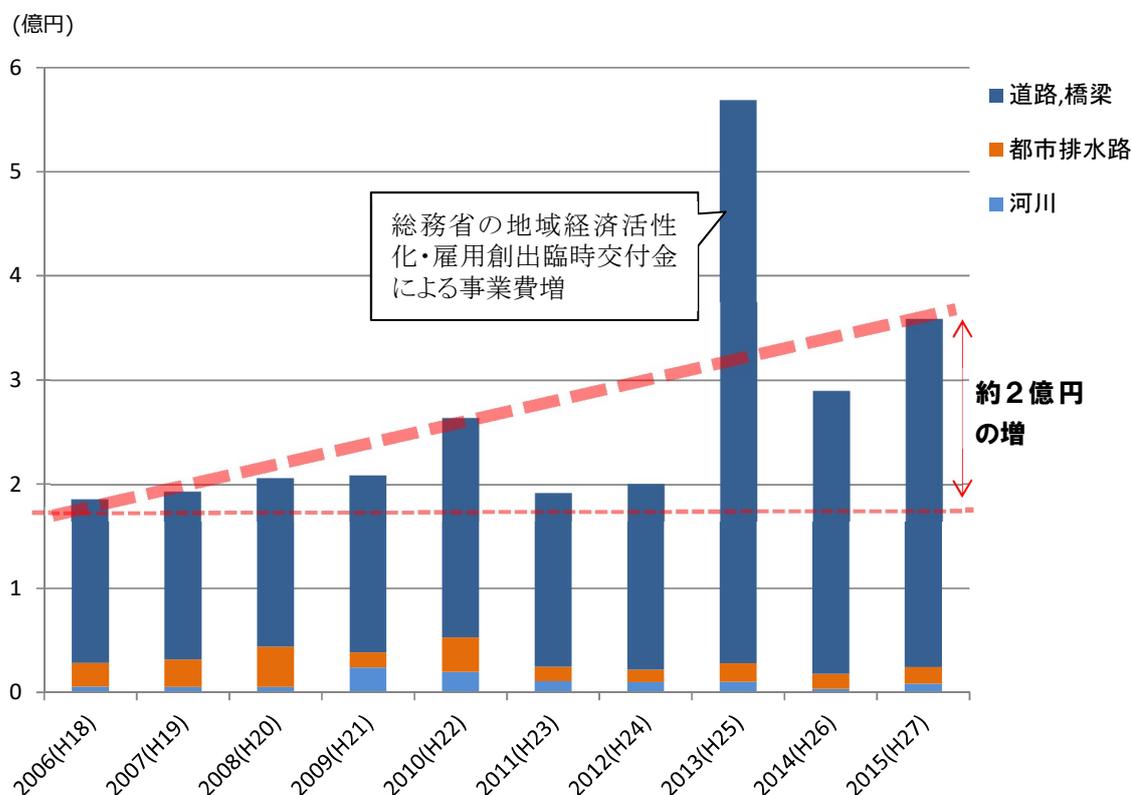
インフラに係る維持管理費用については下表の通りとなります。

2006(H18)年度から2015(H27)年度の維持管理事業費の推移をみると、年度間のバラつきはあるものの、10年前と比較して増加傾向がみられます。

【表6. 直近10年間の維持管理事業費の推移】

(単位：千円)

	道路,橋りょう	都市排水路	河川	計
2006(H18)	158,132	22,559	5,670	186,361
2007(H19)	162,129	26,114	5,453	193,696
2008(H20)	162,550	38,647	5,392	206,589
2009(H21)	170,784	14,426	23,904	209,114
2010(H22)	211,150	33,059	19,850	264,059
2011(H23)	167,730	13,577	10,833	192,140
2012(H24)	179,171	11,780	9,936	200,887
2013(H25)	541,162	17,607	10,286	569,055
2014(H26)	271,875	14,419	3,477	289,771
2015(H27)	334,374	15,754	8,507	358,635
増減 '06→'15	+176,242	-6,805	+2,837	+172,274



3-4-2. 水道事業会計に係るインフラの現況とこれまでの整備の状況

町の有するインフラのうち、水道の導水管・送水管・配水管については、水道事業会計で扱っています。配水場から各家庭まで水道水を送り届ける管は「配水管」です。

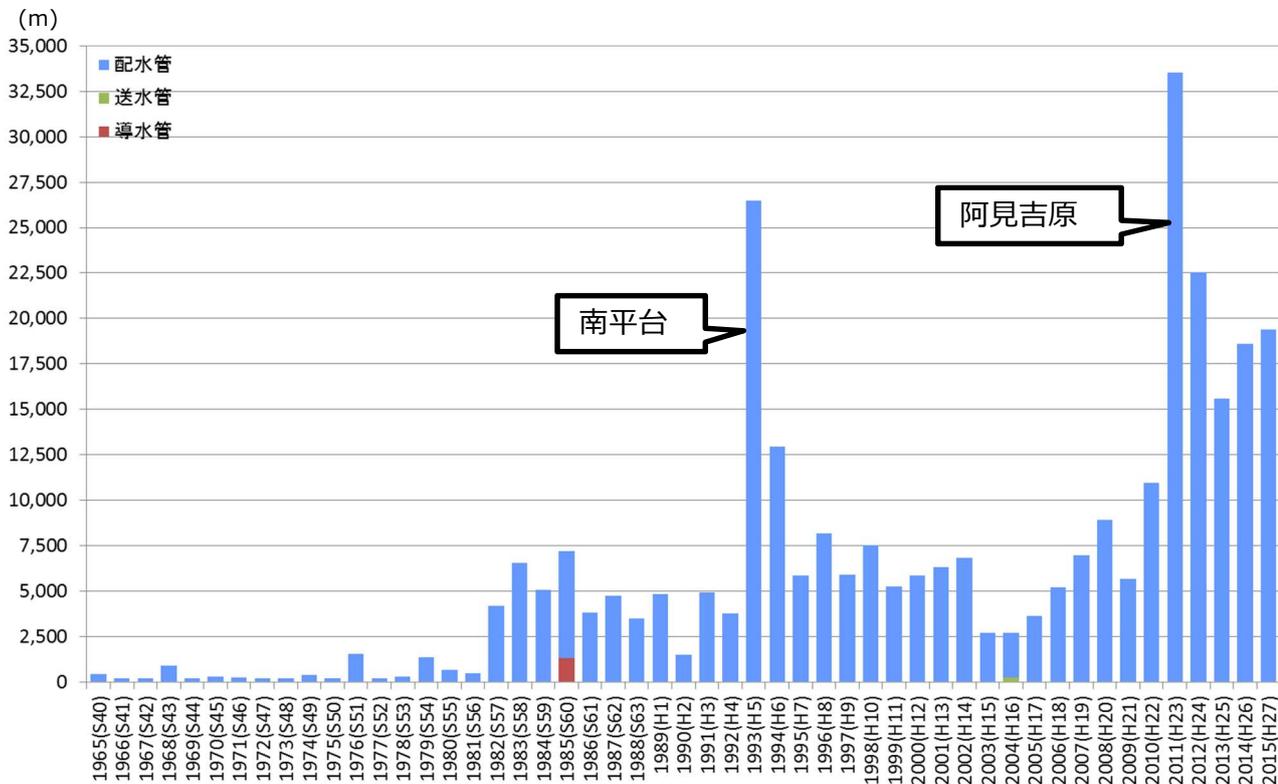
【表 7. 水道管渠の管径別延長】

種別	管径	延長 (m)
配水管	50mm 以下	36,542
	75mm 以下	111,008
	100mm 以下	70,948
	125mm 以下	0
	150mm 以下	45,367
	200mm 以下	23,936
	250mm 以下	5,302
	300mm 以下	7,113
	350mm 以下	0
	400mm 以下	1,193
	450mm 以下	2,625
	500mm 以下	0
	550mm 以下	0
	600mm 以下	52
	合計	304,086

種別	管径	延長 (m)
導水管	300mm 未満	1,323
	300mm 以上	0
	合計	1,323

種別	管径	延長 (m)
送水管	300mm 未満	268
	300mm 以上	0
	合計	268

【図 14. 水道事業会計に関するこれまでのインフラ整備の状況】



1980年代以降、恒常的に整備が進められていますが、1993(H5)年度の南平台地区、2011(H23)年度の阿見吉原地区など、大規模な開発事業に伴って突出していることが分かります。これらについては、更新時期も集中することが予測されます。

3-4-3. 下水道事業特別会計に係るインフラの現況とこれまでの整備の状況

町の有するインフラのうち、下水道の汚水管渠については、下水道事業特別会計で扱っています。コンクリート管と塩ビ管が適材適所で使い分けられています。

また、1か所の中継ポンプ場、15か所のマンホールポンプを有しています。

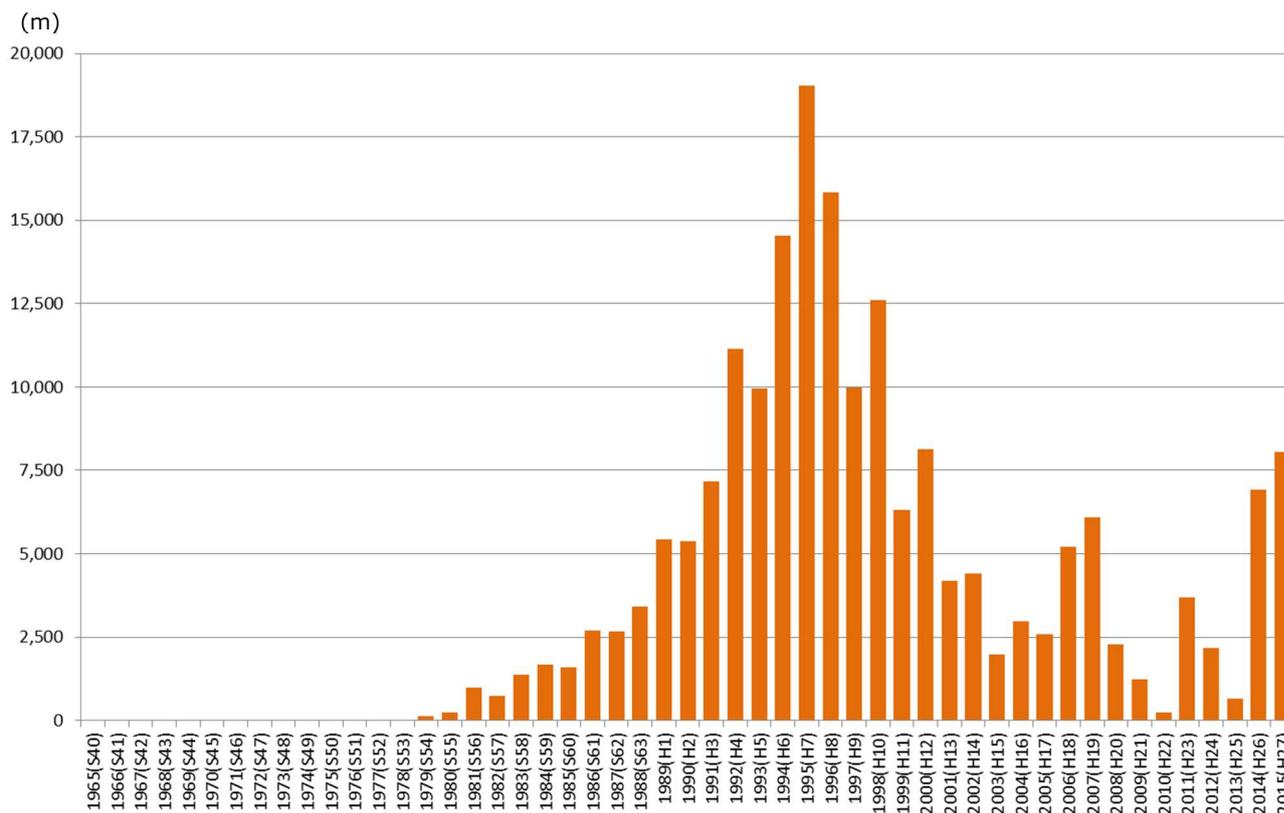
【表 8. 下水道管渠の管種別延長とポンプ施設】

種別	管種	延長 (m)
公共下水	コンクリート管	43,975
	陶管	0
	塩ビ管	156,104
	更生管	147
	その他	8,948
	合計	209,173

ポンプ施設種別	箇所数
中継ポンプ場	1 箇所
マンホールポンプ	15 箇所

※端数処理により合計に誤差が生じる

【図 15. 下水道事業会計に関するこれまでのインフラ整備の状況】



1980年代以降に整備が始まり、1995(H7)年度をピークに年度ごとの整備延長は減少しています。

今後の汚水管渠の整備は、生活排水ベストプラン及び下水道管路施設長寿命化計画に基づき計画的に行っていくこととなります。

3-4-4. 農業集落排水事業特別会計に係るインフラの現況とこれまでの整備の状況

町の有するインフラのうち、農業集落排水の污水管渠については、農業集落排水事業特別会計で扱っています。小池、君島大形、福田、実穀上長の4地区で整備がなされています。

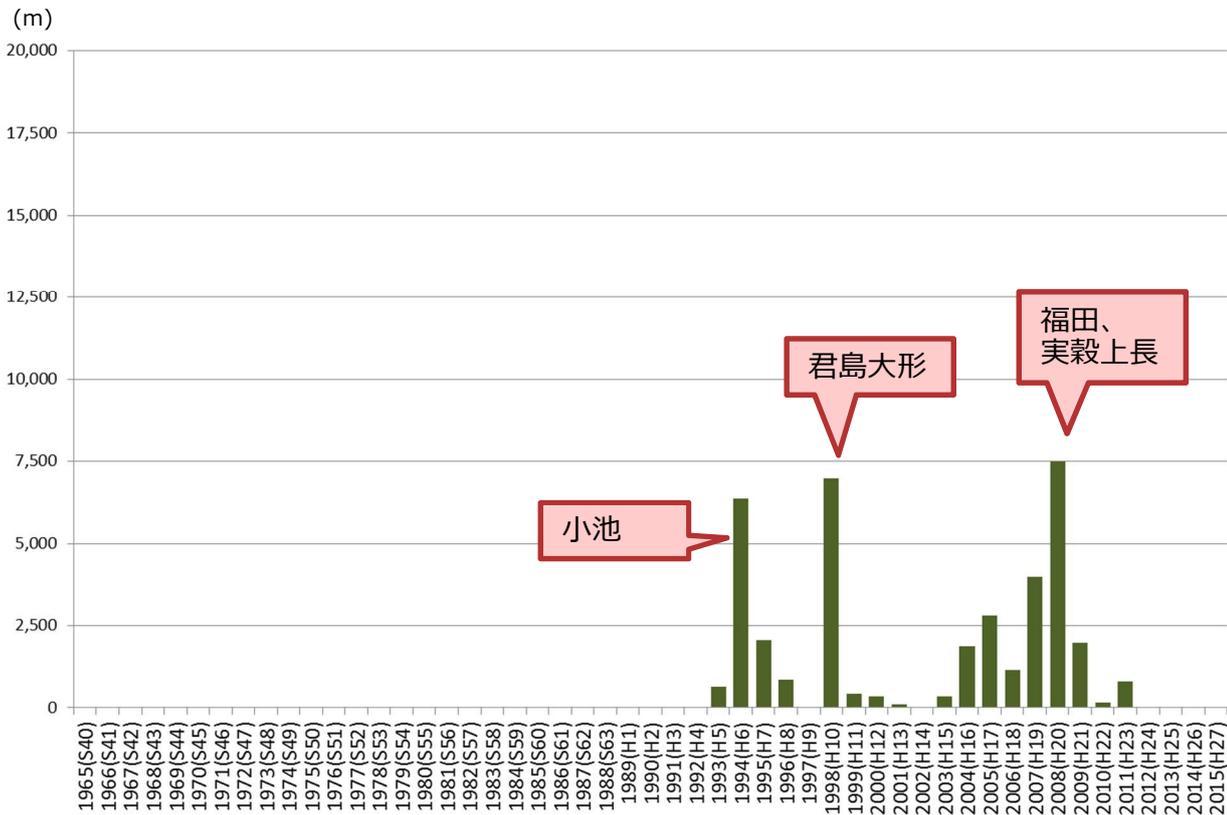
また、各地区にポンプ施設を有しています。

【表9. 農業集落排水管渠の管種別延長とポンプ施設】

種別	管種	延長 (m)
農業集落排水	コンクリート管	1,044
	陶管	0
	塩ビ管	36,805
	更生管	0
	その他	550
	合計	38,399

ポンプ施設	箇所数
小池地区	16 箇所
君島大形地区	16 箇所
福田地区	8 箇所
実穀上長地区	16 箇所

【図16. 農業集落排水事業特別会計に関するこれまでのインフラ整備の状況】



供用開始の3年程度前に管渠が整備されており、地区ごとに見ると管渠の整備時期は短期間に集中していることがわかります。なお、実穀上長地区を最後に整備は完了しています。

第4章 公共施設等の将来の更新費用の推計

4-1. 公共施設等に係る経費の見通し

4-1-1. 過去の公共施設等に係る更新費用

将来の更新費用の推計に先立ち、過去の更新費用について整理します。

【表 10. 過去の公共施設等に係る投資的経費（建物）】 (単位：千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
建物	431, 718	72, 384	1, 210, 261	355, 781	594, 520	765, 407
主要な更新内容	阿見中学校・阿見小学校耐震補強工事	舟島小学校体育館耐震補強工事	学校給食センター建て替え	阿見第一小学校耐震補強工事	実穀小学校・吉原小学校・本郷小学校耐震補強工事、本郷ふれあいセンター外壁改修工事	役場庁舎耐震補強工事、中央公民館耐震補強工事

(出典：決算統計より投資的経費を抽出)

⇒平均 571, 679 千円

【表 11. 過去の公共施設等に係る投資的経費（インフラ）】 (単位：千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
道路・橋りょう	252, 262	219, 116	271, 927	531, 216	347, 892	470, 730
水道管渠	296, 207	674, 038	638, 454	463, 250	569, 629	449, 352
下水道管渠	550, 200	337, 876	456, 904	675, 555	1, 400, 751	1, 246, 628
農業集落排水管渠	7, 718	99, 981	0	0	0	0
合計	1, 106, 387	1, 331, 011	1, 367, 285	1, 670, 021	2, 318, 272	2, 166, 710

(出典：決算統計より投資的経費を抽出)

⇒平均 1, 659, 948 千円

4-1-2. 過去に行った対策の実績

総合管理計画後（2017年以降）に、本町が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

【表 12. 改修等整備】

実施年度	事業名	事業費（千円）
2017	南平台保育所外部腰壁改修工事	2,571
2019	阿見中学校外壁・屋上防水改修工事	147,431
〃	中郷保育所外壁改修工事	43,611
〃	阿見第一小学校トイレ他改修工事	113,400
〃	かすみ公民館外壁改修工事	52,096
2020	霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事	309,964
〃	竹来中学校外壁・屋上防水改修工事	244,783
〃	旧吉原小学校増築校舎改修工事	235,180
2021	図書館屋上防水・外壁改修工事	69,300

【表 13. 除却事業】

実施年度	事業名	事業費（千円）
2017	上郷第一住宅外 10 戸解体工事	4,752
2018	上郷第二住宅 66 号外 1 戸解体工事	1,080
2019	上郷第一住宅 31 号外 3 戸解体工事	2,816
2020	上郷第二住宅 25 号外 2 戸解体工事	2,750
2021	上郷第二住宅 37 号外 1 戸解体工事	1,694

これまでの主な取り組み

【表 14. 計画の策定】

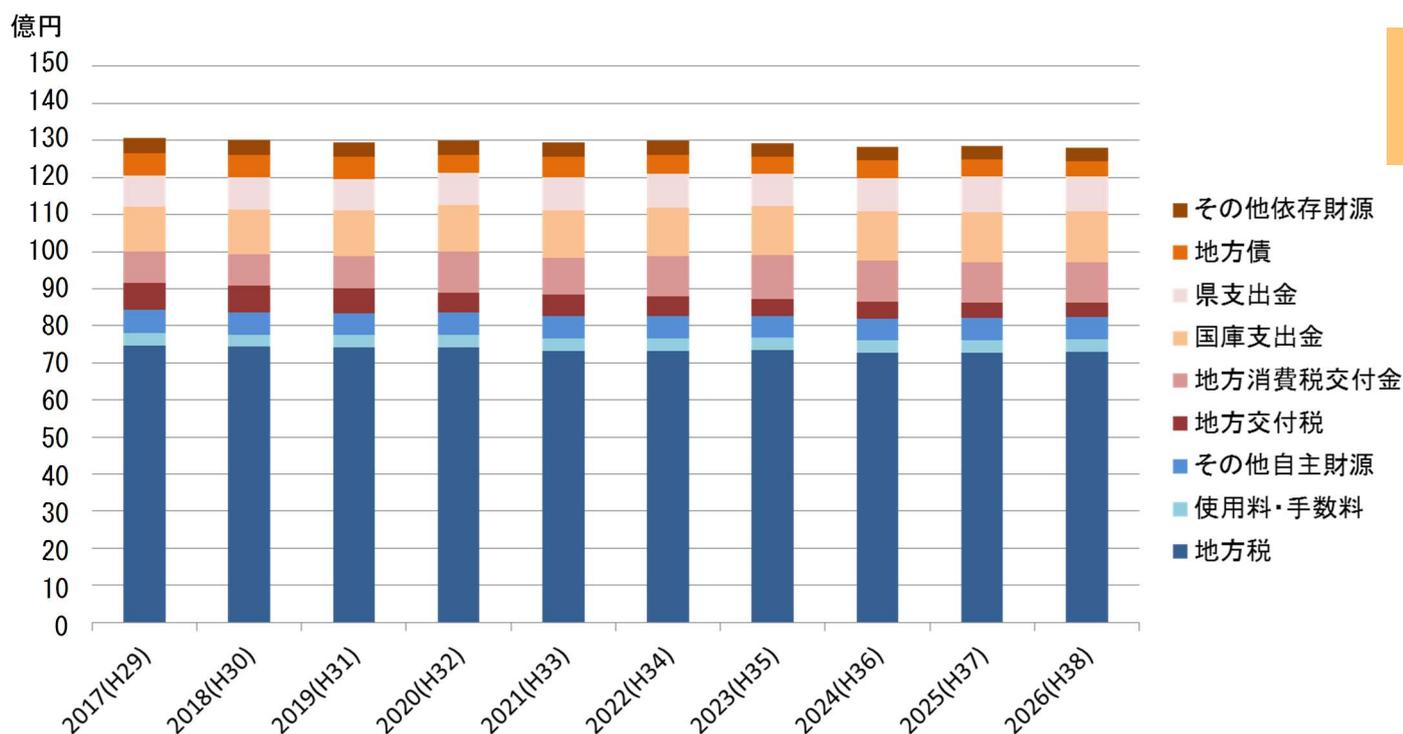
実施年度	内 容
2015	・学校再編計画
2020	・学校施設長寿命化計画
〃	・町営住宅長寿命化計画
〃	・施設整備基本計画（上水道）
2021	・農業集落排水最適整備構想（下水道）

4-1-3. 中長期的な財政の見通し

町の今後10年間の財政の見通しについて、図16及び図17に示します。

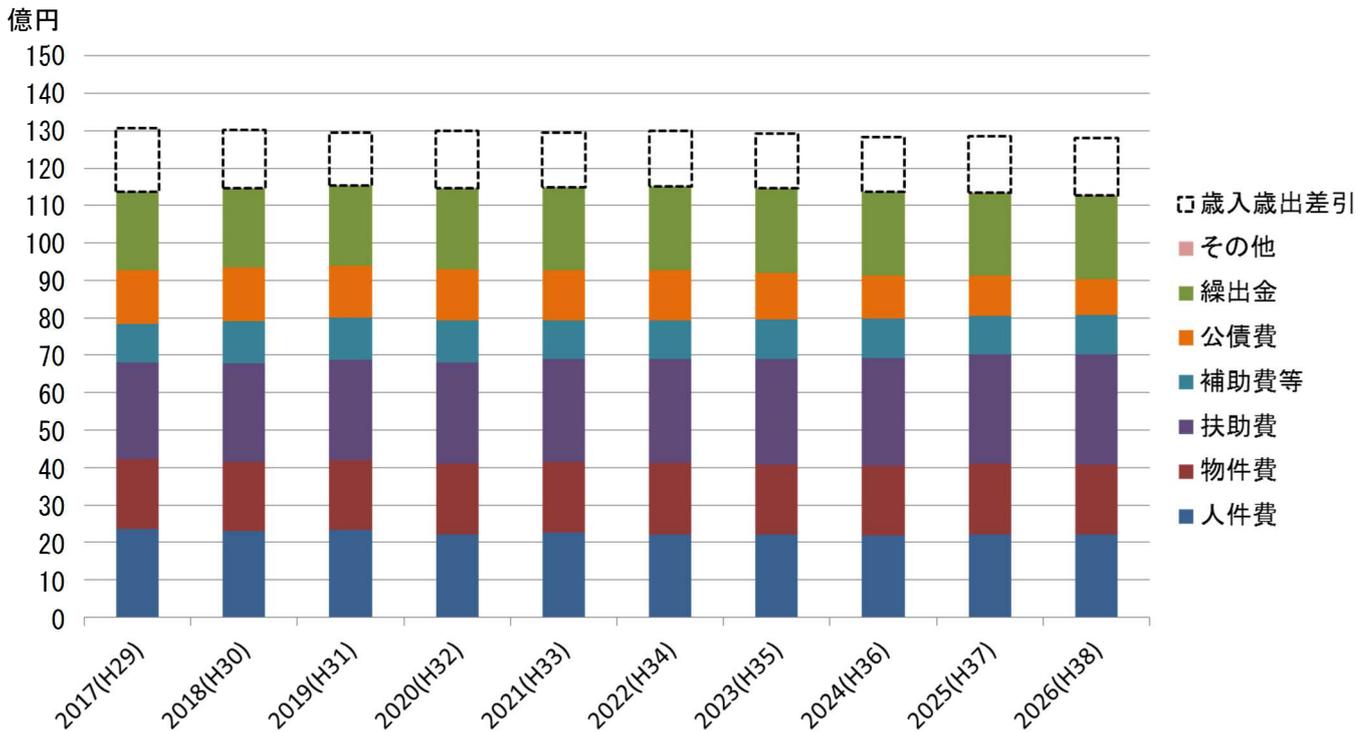
※一般行政経費のみを抽出。政策的経費（公共施設の大規模改修及び建て替え、インフラの新設、新規のソフト事業等）は含まない。

【図17. 中長期的な歳入の見通し】



地方交付税の減少が見込まれ、全体として微減傾向で推移することが想定されます。

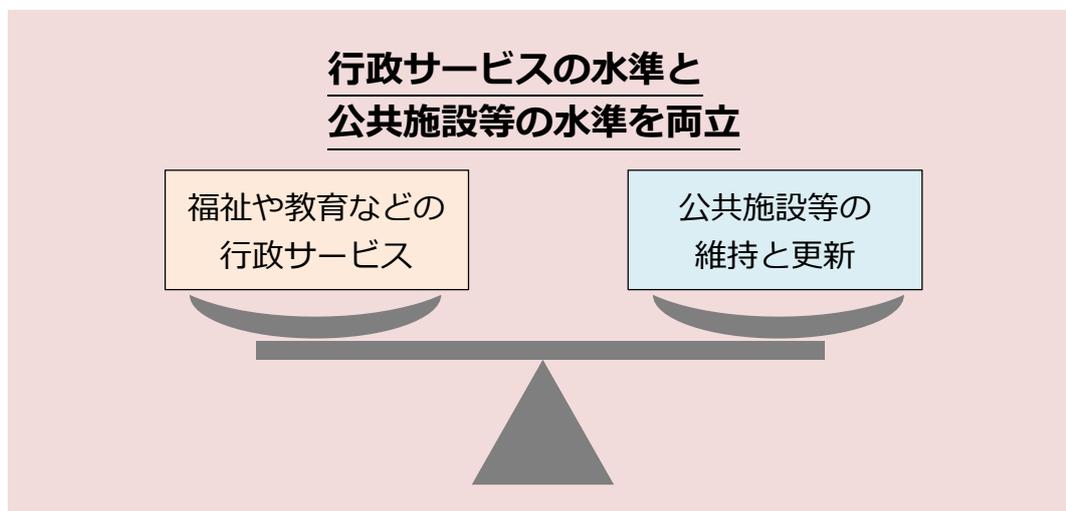
【図 18. 中長期的な歳出の見通し】



- ・「歳入歳出差引」が、政策的経費に充てることのできる財源（一般財源分）となります。ただし、政策的経費にはソフト事業等も含むため、すべてを建物やインフラの更新に充てられるものではありません。
- ・扶助費や繰出金が増加傾向にあり、全体的に微増で推移します。政策的な事業は歳入歳出差引の部分で取り扱うものとなりますが、歳入歳出差引が減っていき、財政の硬直化が進んでいくことが読み取れます。
- ・公共施設等の更新に充てる費用を将来的に確保するためには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行ってだけでなく、町全体として継続的な歳出削減及び行政改革を進めていく必要があります。

4-1-4. 目標ラインの設定

シミュレーションを行うにあたり、今後確保していく費用の「目標ライン」を設定します。基本的な考え方として、町の行政サービスの水準確保と、公共施設の更新費用の確保を両立するため、過去の更新費用と同程度の予算を今後も持続的に確保していくことを目標とします。



(1) 建物の更新費用の目標ライン

建物については、表 10 より過去 6 年間の維持補修費及び改修コストの平均値が約 5.7 億円となっています。今後も町のサービスの維持と公共施設の維持を両立させていくため、同程度の予算確保を目指し、その概数＝年間 **6億円** を建物の更新費用の目標ラインとします。（40 年間累計＝240 億円）

(2) インフラの更新費用の目標ライン

インフラについては、表 11 より過去 6 年間の投資的経費の平均値が道路・橋りょう分 3.5 億円、水道事業会計分 5.2 億円、公共下水道事業特別会計分 7.8 億円、農業集落排水事業特別会計分 0.2 億円となっています。今後も町のサービスの維持と公共施設の維持を両立させていくため、同程度の予算確保をめざし、その概数＝年間 **17 億円** をインフラの更新費用の目標ラインとします。（40 年間累計＝680 億円）

なお、この投資的経費には、既存施設の更新だけでなく新規整備分も含まれていることから、目標の 17 億円をすべて既存施設の更新に費やすのではなく、新規整備分の財源についても確保しなくてはなりません。

4-2. 建物に関する将来の更新費用の推計

公共施設等の総合的で計画的な管理を行うにあたり、公共施設等の将来の見通しについて把握・検証するため、建物及びインフラに関する将来の更新費用のシミュレーションを行います。

4-2-1. シミュレーションの考え方

町では現在、統一的な基準による財務書類の作成を進めており、併せて固定資産台帳の整備を行っています。本計画では固定資産台帳に記載の施設を対象にシミュレーションを行います。

また、試算を行う手段として、総務省より公共施設等更新費用試算ソフト（以下「総務省ソフト」という。）が公開されています。このソフトは、市町村で既に保有しているデータから簡便に推計できるよう開発されたもので、公共施設の建築年度と延床面積から一律の耐用年数と一律の㎡単価を用いてシミュレーションが可能なものとなっています。本計画においても総務省ソフトと同様の試算方法によりシミュレーションを行うものとします。

■共通の条件

- ・シミュレーションに際して、各建物について①耐用年数、②更新費用の2つの条件を設定します。
- ・推計期間はいずれも、40年間（2017(H29)～2056(H68)年度）とします。

4-2-2. シミュレーション1（総務省ソフトによる試算方法）

（試算設定）

①耐用年数：一律 60 年 大規模改修年数：一律 30 年

②更新費用：下表の通り単価を設定

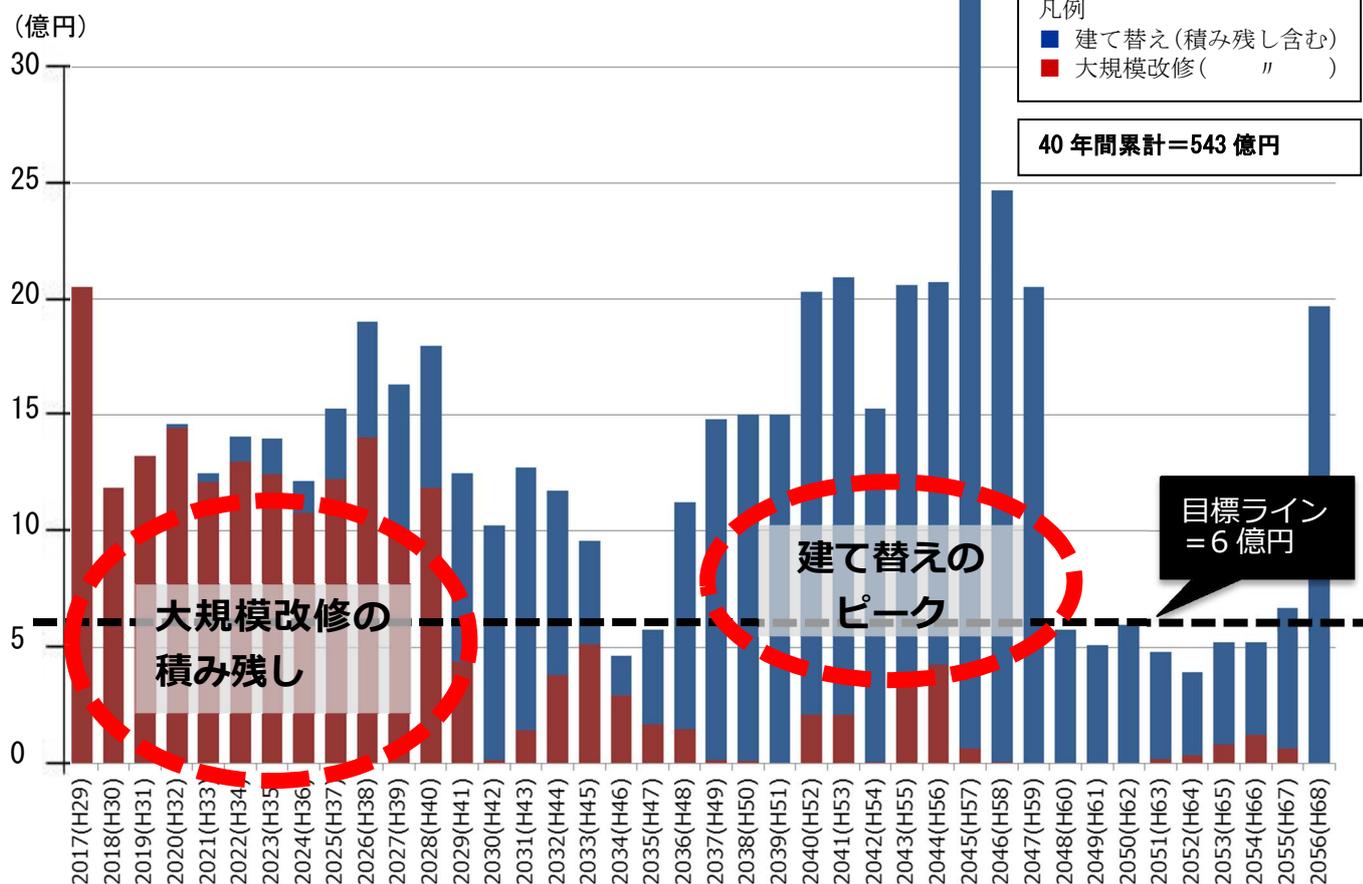
用途	大規模改修	建て替え
市民文化系・社会教育系・行政系等施設	250 千円/㎡	400 千円/㎡
体育施設	200 千円/㎡	360 千円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	170 千円/㎡	330 千円/㎡
公営住宅	170 千円/㎡	280 千円/㎡

③積み残し 建て替え：2016(H28)年度時点で 60 年を超えている施設（該当なし）

大規模改修：2016(H28) 年度時点で 30 年を超え 50 年以下の施設

※いずれも当初 10 年間（2017(H29)～2026(H38)年度）で均等に費用を割る。

【図 19. シミュレーション1】



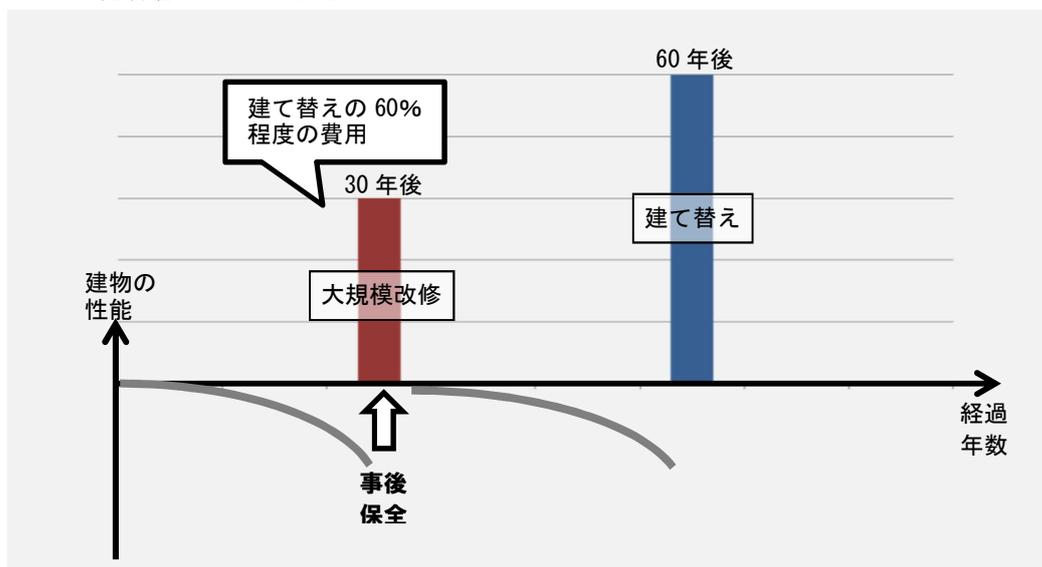
- ・町の公共施設の多くが 30 年以上経過していることから、積み残しの大規模改修が直近の 10 年間は毎年 10 億円以上の規模が必要となります。
- ・2026(H38)年度頃から建て替えが発生し、2030 年代後半から 2040 年代頃がピークとなります（1970 年代後半に建てられた小中学校等が築 60 年を経過するため）。
- ・全体として目標ラインを大幅に超えています。

4-2-3. シミュレーション2（長寿命化を想定）

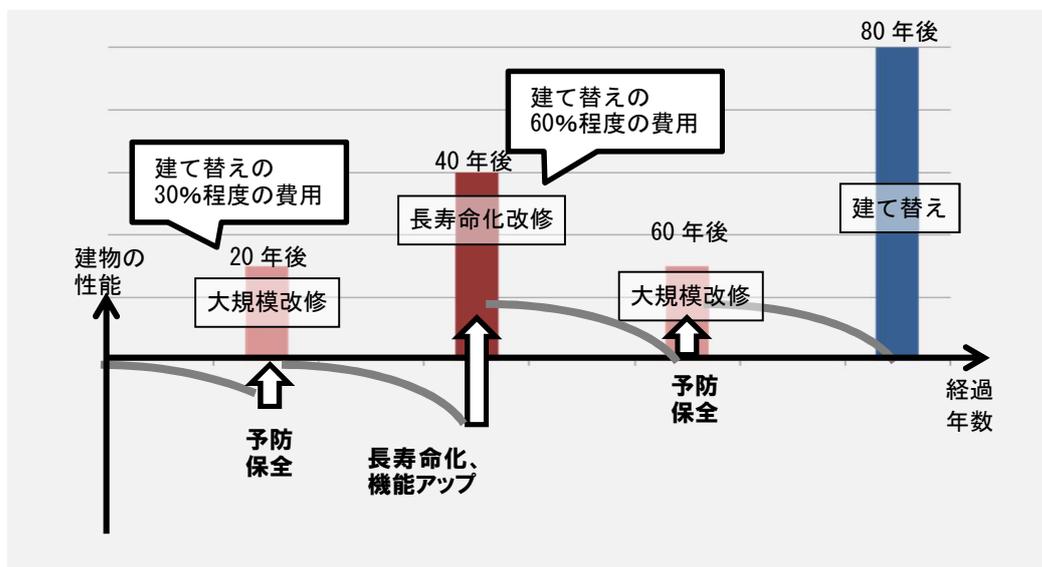
- ・文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成27年4月）では、建物の物理的な耐用年数について「適切な維持管理がなされコンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能」とされており、改修周期については「築20年経過後に原状回復のための改修を行い、目標使用年数の中間期に長寿命化改修を実施、その後改築までの期間に再度原状回復のための改修を行う」という例が挙げられています。
- ・これを倣い、建築年度から20年後に1回目の大規模改修、40年後に長寿命化改修、60年後に2回目の大規模改修を行うことで長寿命化を図り、建物を80年間使用するものとしてシミュレーションします。

【図20. 長寿命化と耐用年数のイメージ】

< A. 総務省ソフトの考え方 >



< B. 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引の考え方 >



(試算条件)

①耐用年数：一律 80 年 大規模改修年数：一律 20 年・60 年 長寿命化年数：一律 40 年

②更新費用：下表の通り単価設定

用途	大規模改修	長寿命化改修	建て替え
市民文化系・社会教育系・行政系等施設	125 千円/㎡	250 千円/㎡	400 千円/㎡
体育施設	100 千円/㎡	200 千円/㎡	360 千円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	85 千円/㎡	170 千円/㎡	330 千円/㎡
公営住宅	85 千円/㎡	170 千円/㎡	280 千円/㎡

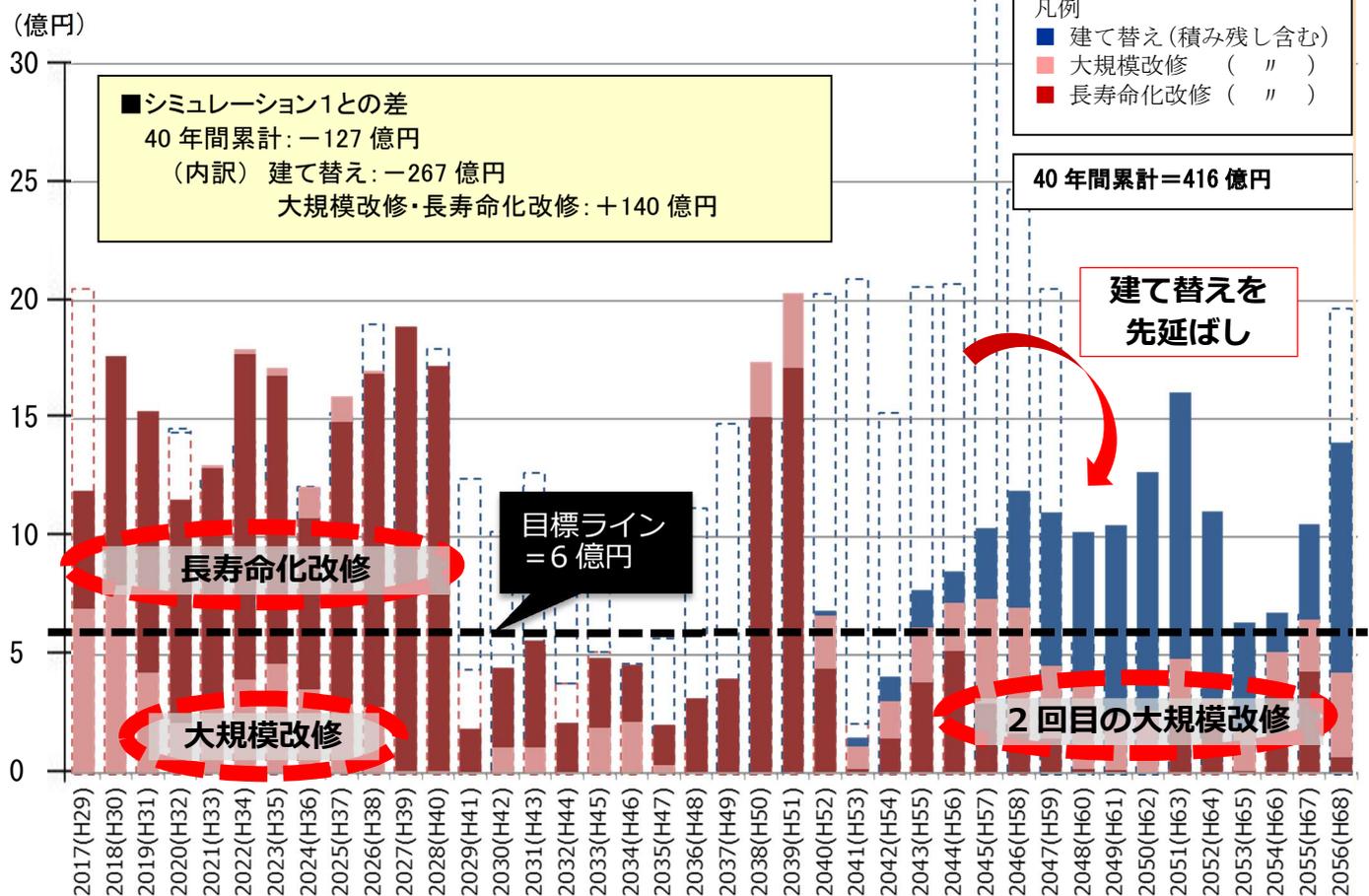
③積み残し 建て替え：2016(H28)年度時点で 80 年を超えている施設（該当なし）

長寿命化改修：2016(H28)年度時点で 40 年を超え 70 年以下の施設

大規模改修：2016(H28)年度時点で 20 年を超え 30 年以下の施設

※いずれも当初 10 年間（2017(H29)～2026(H38)年度）で均等に費用を割る。

【図 21. シミュレーション 2】



※シミュレーション 1 のグラフを点線で表示。



- ・長寿命化によって建て替えの時期が 20 年先延ばしになることから、2030 年代から 2040 年代の建て替えは大きく減ります。
- ・直近の 10 年間については、大規模改修または長寿命化改修が毎年 10 億円以上必要となっており、シミュレーション 1 と大きく変わりません。
- ・2040 年代後半以降の更新費用についても、毎年 10 億円前後を要することになります。
- ・グラフの欄外である 2057(H69)年度以降に山が来ることも予想されますが、超長期的には建て替えの頻度が下がることによって全体の更新費用が抑制されることが期待されます。

4-2-4. シミュレーション3（面積の削減）

シミュレーションで算出される40年間の累計額を目標ラインによる40年間の累計額に近づけるため、町の管理する公共施設全体の面積を30年間かけて20%削減するとしてシミュレーションします。なお、面積を減らすことに伴い日常の維持管理費・運営費・人件費が縮減されると考え、それを更新費用に充てるものとして見込みます。

(1) 追加条件

- 全体の面積を均等に20%削減（各施設の面積を0.8倍する）

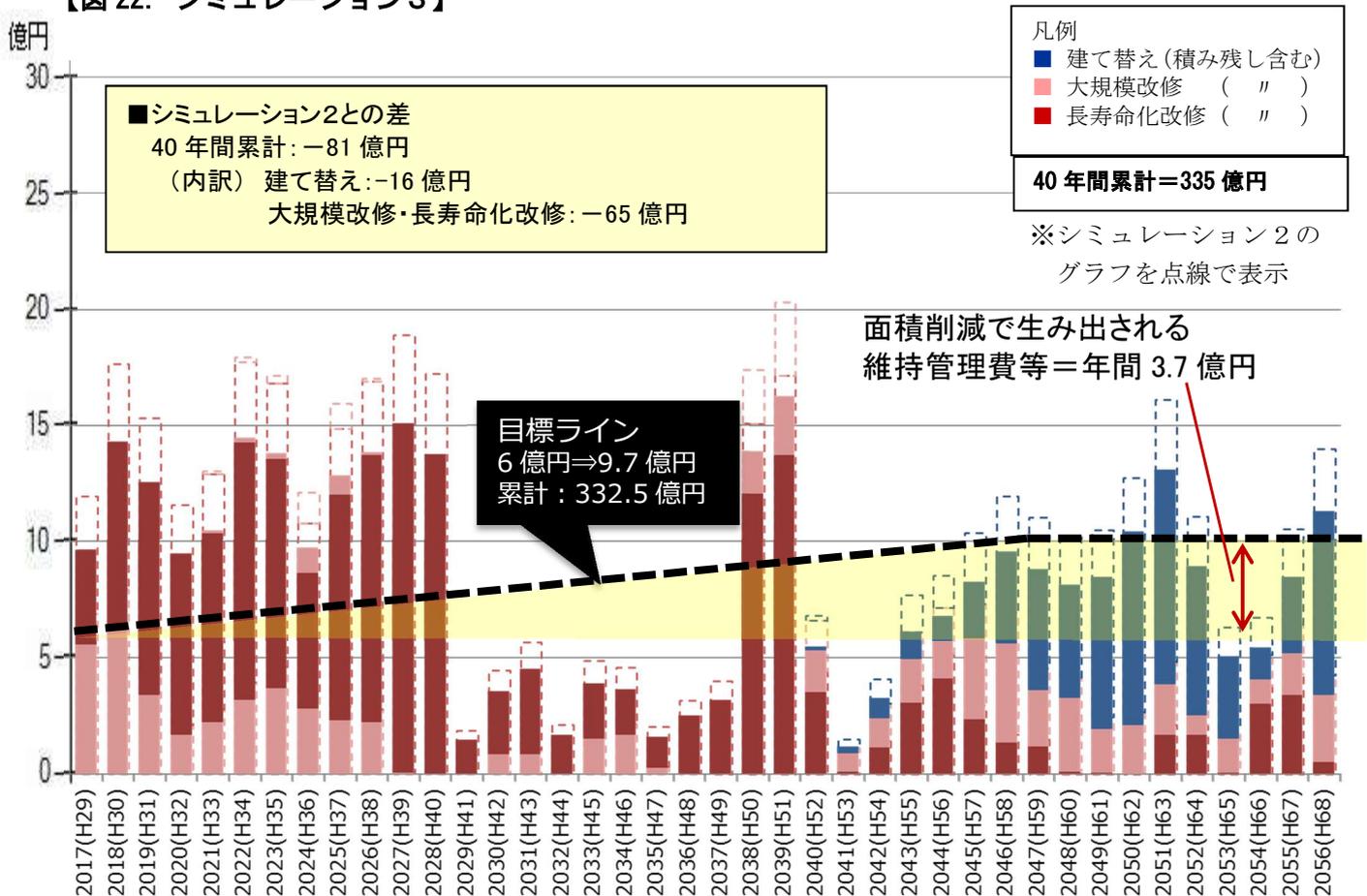
(2) 目標ラインの引き上げ

- 面積削減による維持管理費等の削減効果は1㎡当たり13,944円（P9表1. 一般会計に係る公共施設（建物）の維持管理費に各施設の運営費・人件費を合算し算出。クリーンセンターを除く）とし、面積を20%＝26,205㎡削減することにより、年間約3.7億円削減可能と見込む。

（解説）現在、全体で約13万㎡の公共施設に対して約21億円の維持管理費・運営費・人件費を要している。面積が減ればその分の維持管理費等も比例して小さくなると考え（約10.5万㎡になれば約17億円で済む）、その差3.7億円を更新費用に回すことができると考える。

- 面積の削減は2017(H29)年度から30年間で行うものと仮定する。

【図22. シミュレーション3】



- 20%の面積削減が進めば、それに伴って生み出される財源により、2040年代後半以降の建て替えへの対応が概ね可能と見込まれます。40年間の累計としても335億円であり、目標累計332.5億円に近いものとなります。
- 一方で、削減が進むまでは更新に充てる財源を十分に生み出せないため、特に直近の10年間で必要とされる長寿命化改修及び大規模改修への対応が課題となります。
- このシミュレーションでは面積削減に伴い運営費等の削減を見込んでいますが、施設の業務を他の施設で継続する場合などは削減の幅が小さくなることも留意が必要です。

4-2-5. 建物に関する将来の更新費用の総括

(1) 更新費用の課題

- ・積み残された大規模改修（長寿命化改修）については、いずれのシミュレーションにおいても今後10年間は毎年10億円程度の費用が試算されており、全ての改修を実行することは困難です。
- ・シミュレーション3のように面積を削減した場合においても、中身の事業を同規模で継続する場合は財源捻出効果が小さくなります。
- ・耐用年数を延ばすことにより、グラフの欄外である2057(H69)年度以降に建て替えのピークが訪れることが予測されます。

(2) 更新費用を抑制する方策

- ・シミュレーション結果より、定期的な大規模改修や長寿命化改修を行うことで耐用年数を延ばすことが有効であると考えられます。
- ・大規模改修や長寿命化改修を行っていく場合、直近の10年間について全ての改修を実行することは困難であることから、必要な工事内容を精査し、大規模改修の計画（個別施設計画）を立てることが必要です。なお、個別施設計画の策定にあたっては、将来の施設の使い方を検討の上、非効率な工事や過剰な機能アップを避けることが望まれます。
- ・他の行政サービスの水準を確保しながら公共施設の更新費用を確保するためには、面積の削減が必要です。今後40年間の推計から、少なくとも30年以内に20%の面積を削減することが必要となります。
 - ※役割を終えたと考えられる施設については、町民との合意を得ながら、町の財産から手放していく（民間や地域への譲渡も含む）ことが重要です。
 - ※統廃合等に関する具体的な計画が未策定の施設については、施設の利用状況を踏まえて必要十分な面積を検証し、統合、減築、部分譲渡など幅広い選択肢から検討する余地があります。
- ・規模の大きい施設の建て替えについては、コストの削減と平準化が必要となります。
- ・本計画について定期的な見直しを図り、人口動態や社会情勢の変化に合わせて更なる面積削減の検討を行うことも必要となります。

(3) 財源を捻出する方策

- ・シミュレーション結果より、面積を削減することで維持管理費・運営費・人件費を削減し、財源を生み出すことが有効と考えられます。
- ・面積を削減するだけでなく、使用料を徴収している施設については、適正な使用料について再検討し、財源の確保につなげることも重要です。また、使用料等の収入が伴う施設については、民間の視点を取り入れることについても検討の余地があります。
- ・各公共施設において展開している事業についても、行政改革の観点から必要性や適正な事業規模を再検証することが必要です。
- ・町の公共施設全体として管理費用を抑制する手法を検討することも求められます。



様々な対策を講じて更新費用の抑制と財源の捻出を図りつつ、施設の「長寿命化」と「面積の削減」を進める必要があります。

4-3. インフラに関する将来の更新費用の推計

4-3-1. シミュレーションの方法

道路については、整備時期の把握が難しい古くから存在する道路が無数にあることから、整備年度と耐用年数を元にした長期的なシミュレーションが困難となっています。したがって、道路に関する将来の推計については、試算期間 40 年間で均等に負担する試算方法とします。

橋りょう、水道管渠、下水道管渠、農業集落排水については、整備年度から一定の耐用年数が経過した時点で更新を行うものとしてシミュレーションを行います（整備年度が不明の管渠については、40 年間で均等に負担する試算方法とします）。

4-3-2. 試算設定

■ 共通

推計期間：40 年間（2017(H29)～2056(H68)年度）

■ 道路

①耐用年数：15 年（総務省試算ソフトの初期設定値）

②更新費用：下表の通り単価設定（舗装の打換え）

一般道路	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

※舗装面積は道路部面積に舗装率をかけたものを使用

■ 橋りょう

①耐用年数：60 年（総務省試算ソフトの初期設定値）

②更新単価：下表の通り単価設定（架け替え）

PC 橋 ²	425,000 円/m ²	石橋	425,000 円/m ²
RC 橋 ³	425,000 円/m ²	木橋その他	425,000 円/m ²
鋼橋	500,000 円/m ²		

■ 水道管渠

①耐用年数：40 年（総務省試算ソフトの初期設定値）

②更新単価：下表の通り（布設替え）

管種	更新単価 (千円/m)		更新単価 (千円/m)
導水管・300 mm未満	100	配水管・250 mm以下	103
送水管・300 mm未満	100	〃 ・300 mm以下	106
配水管・50 mm以下	97	〃 ・350 mm以下	111
〃 ・75 mm以下	97	〃 ・400 mm以下	116
〃 ・100 mm以下	97	〃 ・450 mm以下	121
〃 ・125 mm以下	97	〃 ・500 mm以下	128
〃 ・150 mm以下	97	〃 ・550 mm以下	128
〃 ・200 mm以下	100	〃 ・600 mm以下	142

③積み残し：2016 (H28) 年度時点で 40 年以上の管については、当初 6 年間で均等に大規模改修を行うものと想定。

² PC（プレストレストコンクリート）橋とは、荷重によるひび割れの発生を防止するため、あらかじめ応力のかけられたコンクリートを使用した橋のことを指します。

³ RC 橋は鉄筋コンクリートを使用した橋のことを指します。

■下水道・農業集落排水管渠

①耐用年数：50年（総務省試算ソフトの初期設定値）

②更新単価：下表の通り（布設替え）

管種	更新単価（千円/m）
コンクリート管	124
陶管	124
塩ビ管	124

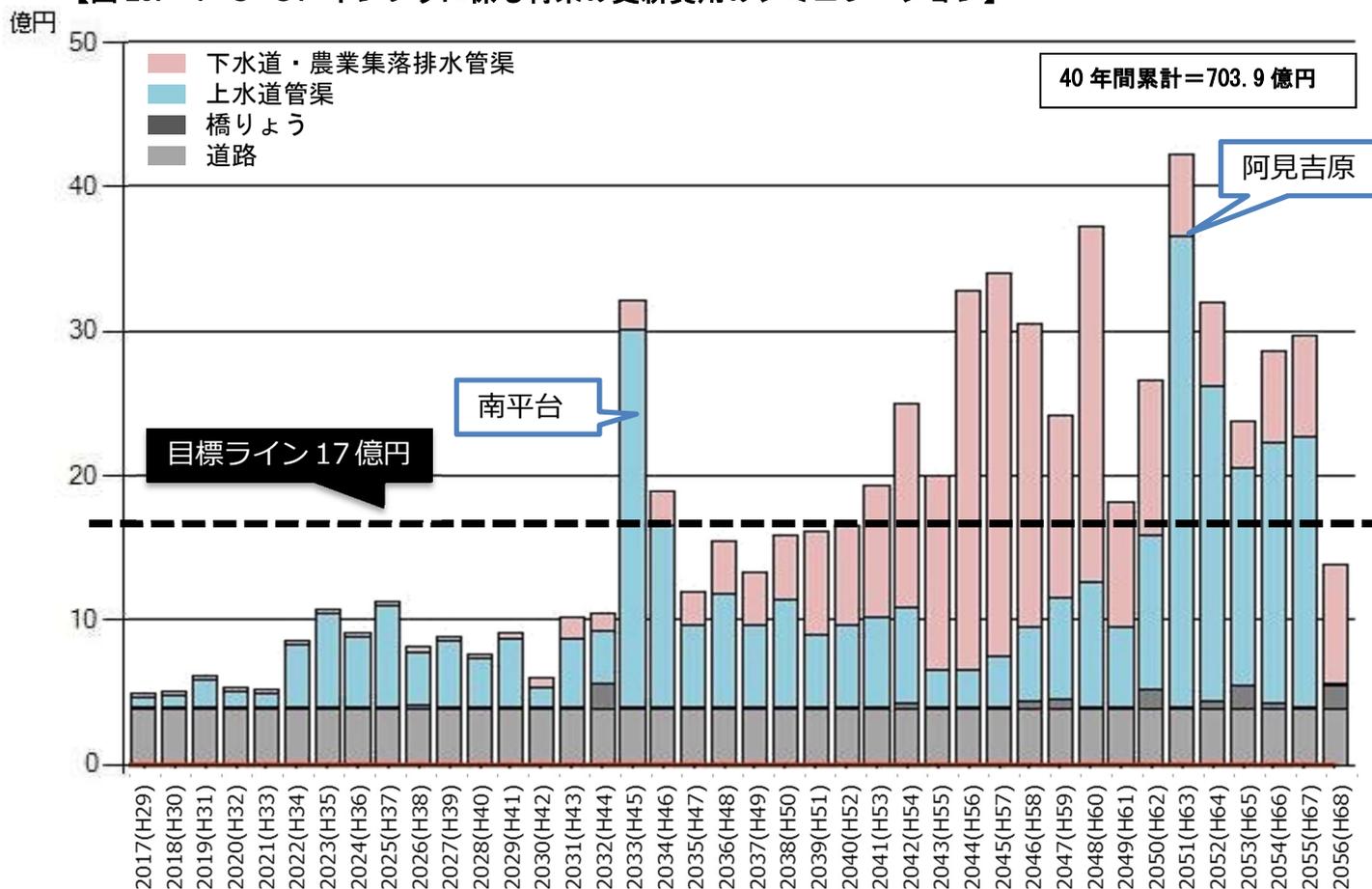
管種	更新単価（千円/m）
更生管	124
その他	124

③積残し分の処理：シミュレーション時点で50年以上の管については、当初6年間で均等に大規模改修を行うものと想定。

4-3-3. インフラに係る将来の更新費用のシミュレーション

上記の条件に基づきシミュレーションを行ったグラフを下記に示します。

【図 23. 4-3-3. インフラに係る将来の更新費用のシミュレーション】



- ・40年間の累計としては目標ライン 680 億円に対し約 704 億円と、約 24 億円（年平均 0.6 億円）上回っています。
- ・道路については、年間で 3.9 億円が必要と算出されており、過去 6 年間の投資的経費の平均約 3.5 億円を 0.4 億円上回っています。
- ・下水道・農業集落排水管渠については、2030 年代前半頃までは大きな更新が発生せず、2040 年代半ばにピークがきます。また、上水道管渠については、2030 年代前半と 2050 年代に大きな山が訪れます。
- ・橋りょうについては総量が少ないためシミュレーションの中での影響は小さくなっています。

4-3-4. インフラに関する将来の更新費用の総括

(1) 更新費用の課題と方策

- ・全体の更新費用 703.9 億円、1 年あたり 17.6 億円となっており、目標ラインを 0.6 億円上回っています。なお、目標ラインの 17 億円は過去 6 年間の投資的経費から算出したものであり、既存施設の更新だけでなく新規整備分も含まれていることから、17 億円をすべて既存施設の更新に費やすのではなく、新規整備分の財源も確保しなくてはなりません。
- ・下水道・農業集落排水管渠については、2040 年代頃から急激に更新費用を要することになります。また、上水道管渠については、過去の集中的な開発とリンクし、2030 年代前半と 2050 年代に大きな山が訪れます。
- ・したがって、早い時期から計画的な更新を行い、平準化を図る必要があります。

(2) 維持管理費用の抑制による財源の捻出

- ・道路や水道などのインフラは、町民の生活を支える重要な施設であり、施設の縮減や廃止は現実的ではありません。今後新設するインフラ施設については、都市計画マスタープランに基づき、計画的に整備を進めていかななくてはなりません。
- ・更新費用を捻出する方法として、維持管理費を削減することにより、それを更新費用に充てることが考えられます。
- ・維持管理費を削減する方策として、修繕工事等における発注方法の検討や、町民や企業との協働の推進が考えられます。

(3) 長寿命化の計画的な推進

- ・事後保全型から予防保全型に転換するため、施設の状態を把握し、「点検→診断→修繕→記録」というメンテナンスサイクルを構築することが望まれます。その際、国土交通省で定められた基準や要領に基づき、適切な診断を行っていくことが必要です。
- ・国土交通省によるインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定することが求められています。中長期的に計画的な予防保全及び更新を行っていくため、施設ごとの長寿命化計画を策定する必要があります。

第5章 公共施設等の管理に関する基本方針

持続可能な公共施設等の管理を行っていくため、公共施設等の将来の更新費用の推計を踏まえ、4つの基本方針を定めます。

(1) コストの抑制と財源の確保

- ・建物及びインフラ施設の維持管理や修繕の実施にあたっては、費用を最小に抑える方法を検討し、効果的・効率的な手法を導入することでコスト削減を図ります。
- ・使用料を徴収している施設については、適正な使用料について再検討します。また、民間の視点を取り入れるため、指定管理者制度⁴の導入可能性について調査します。
- ・大規模な施設更新を行う際には、コスト削減や平準化を図るため、PFI⁵・PPP⁶の検討を行うものとします。また、近隣市町村との連携について可能性のある施設については、施設の広域化についても検討を行います。
- ・各公共施設において実施している事業内容についても、行政改革の観点から、その効果や適正な事業規模を再検証し、事業費の削減を進めます。
- ・予防保全⁷の観点から施設の改修を行うことにより、突発的に高額な工事が発生することを回避し、コストの抑制と平準化を図ります。

(2) 計画的な保全による施設の長寿命化

- ・建物及びインフラ施設の改修を計画的に行うことで長寿命化を図り、施設の耐用年数を延ばします。
- ・施設の改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図るため、類型ごとに個別施設計画を策定します。なお、個別施設計画の策定にあたっては、将来の施設の使い方を検討の上、非効率な工事や過剰な機能アップを避けることが望まれます。
- ・点検、診断、劣化度調査等を行うことで過剰な大規模改修を避け、適切な工事内容を精査します。
- ・昭和56年以前の旧耐震基準⁸で建てられた建物のうち、耐震補強がなされていない建物については、耐震補強の実施または用途廃止の判断を行います。
- ・予防保全の観点から施設の改修を行うことにより、利用者の安全確保を図ります。
- ・公共施設等の改修・更新等の際は、誰もが安全で利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。

⁴ 指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理（施設の使用許可を含む）を行わせる制度です。

⁵ PFIとはPrivate Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法を指します。

⁶ PPPとはPublic Private Partnershipの略で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム全般を指します。

⁷ 予防保全とは、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る考え方。施設の機能や性能に関する明らかな不具合が生じてから修繕を行う考え方は事後保全と言う。

⁸ 旧耐震基準とは、建築基準法において定義された耐震基準のうち、昭和56年6月1日の改正より前の建築基準法による耐震基準で、中規模の地震を想定した基準とされている。なお、昭和56年6月1日の法改正後（新耐震基準）は、大規模の地震を想定した基準とされている。

(3) 公共施設延床面積の適正化

- ・財政的な見通しと将来の更新費用の推計を踏まえ、平成 29 年度以降の 30 年間(2046(H58)年度まで)で町の公共施設の延床面積を 20%削減し、面積の適正化を進めます。

■面積適正化の視点① 「既存の再編計画を着実に進める」

施設の在り方に関する計画が既に策定されている町立学校（町立学校再編計画）及び町営住宅（町公共賃貸住宅再生マスタープラン）については、その計画を着実に進めます。

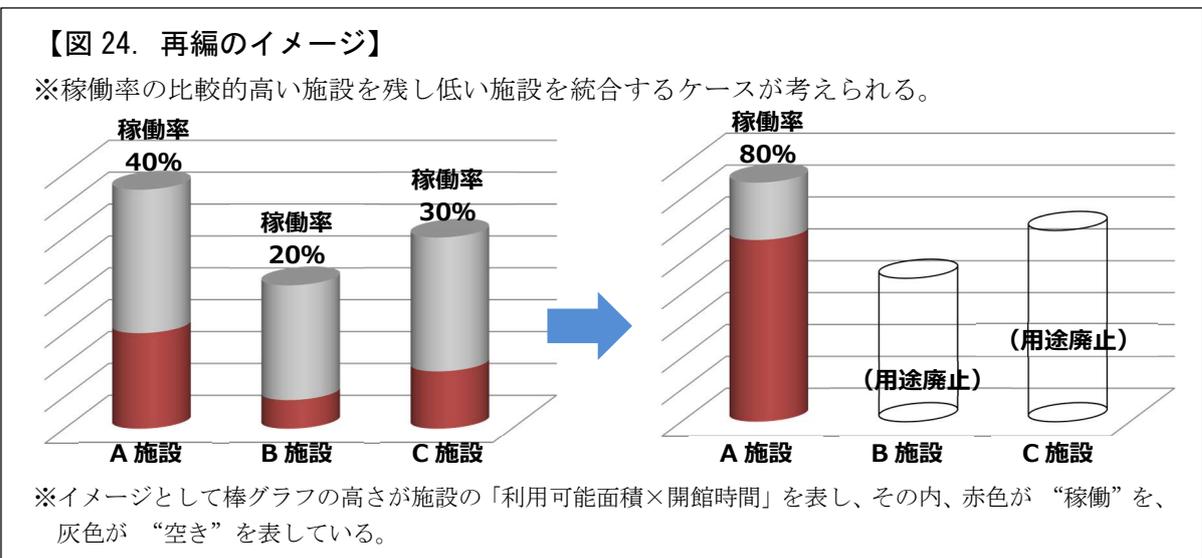
■面積適正化の視点② 「役割を終える施設を手放すことで面積を削減」

役割を終えていく施設を町の財産のまま維持する場合、維持管理（清掃、警備、設備点検、光熱水費など）や修繕・改修の費用は従前どおり発生し、施設の更新も必要となります。また、他の用途に転用する場合、本来必要な面積に対して過大な面積を存続させてしまうことも考えられます。

したがって、役割を終える施設については、民間や地域への譲渡、除却等により、町の財産から手放していくことを基本とします。

■面積適正化の視点③ 「統廃合により面積を削減」

施設類型ごとに稼働率を算出し、必要な面積を検証します。必要な面積に対して現行の面積が過大である場合は、適正な施設数に統廃合します。



■面積適正化の視点④ 「面積を増やさない」

将来的に長期的なスパンでは、町の重点的な施策を推進していく上で新たな公共施設が必要となっていくことも有り得ます。

そのような場合においても、現在建設の計画が進んでいる施設を除き、町の公共施設全体として面積を増やさないことが基本となります。

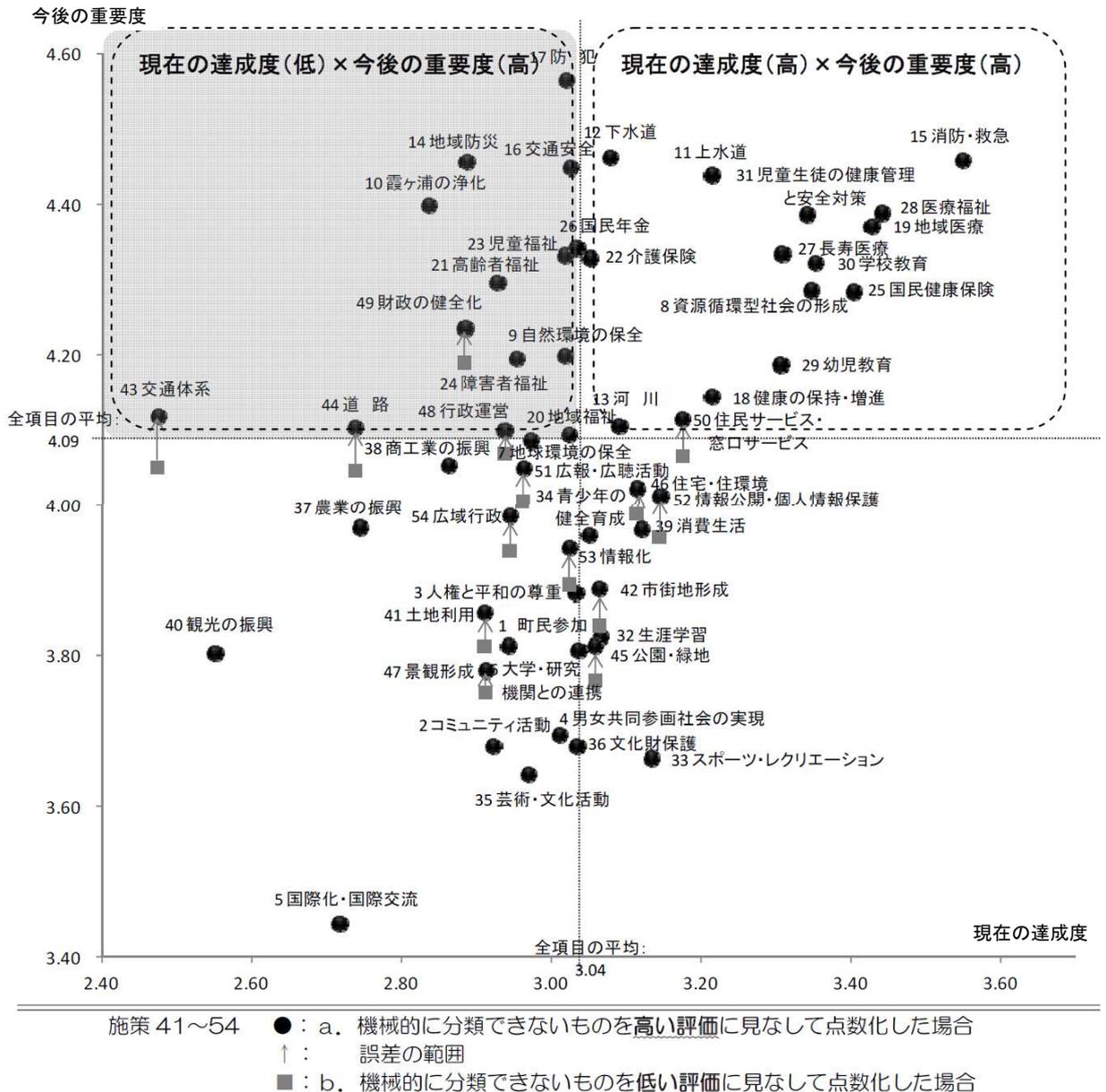
事業の効果や必要性、民間活用の可能性などを十分に精査した上で、公共施設としての面積確保が必要と判断される場合は、必要な面積に応じて既存の施設の廃止、または複合化や転用を優先的に検討し、面積を増やさない手法を選択します。

■面積適正化の視点⑤ 「定住促進の視点と町民の視点から必要な施設は維持する」

第6次総合計画で掲げる「人口5万人」の達成とその後の維持を見通し、定住の促進を図る上で必要な施設を維持します。併せて、町民が「今後の重要度が高い」と感じている施策^{*}を実施するために必要な施設を優先的に確保します。

※ 町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度

第6次総合計画を策定した過程（H24～H25）において、町民アンケートを行い、阿見町の施策に関する意見を聴取しました。これは町の各施策について「現在の達成度」及び「今後の重要度」を把握し、町の重点施策等の参考としたものです。結果として、町民の生活に直結する防災や防犯、上下水道、児童福祉、高齢者福祉、教育等に関する施策の重要度が高い数値を示し、スポーツ・レクリエーションや芸術・文化活動などの生涯学習に関する施策や、国際交流、コミュニティ活動等の施策が低い数値を示しました。



■対象者及び抽出方法

調査対象者：町民 3,000 人(H24.4.1 現在、満 20 歳以上) 標本抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

■調査方法

- ①平成 24 年 5 月 1 日に調査票を郵送し、5 月 20 日を第 1 次締切として、返信用封筒で郵送による回収を行った。
- ②礼状兼督促状（ハガキ）を 5 月 11 日に郵送し、6 月中までに回収した回答票を集計した。

■回収状況

発送：3,000 件（未着 11 件、対象総数 2,989 件）、回収数：1,570 件（回収率 52.5%）

※統計的妥当性について検証し、妥当と判断した。

(4) 公共施設マネジメントシステムによる情報の管理・活用

・固定資産税台帳⁹を活用して構築した公共施設マネジメントシステムにより、施設の改修や維持管理等に関する情報を一元的に管理することで庁内の情報を共有化し、日常管理や計画の策定等へ活用を図ります。

⁹ 固定資産税台帳とは、固定資産の取得から除却・売却に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿を指す。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用の基礎となるものである。

第6章 施設類型ごとの管理に関する方針

町の所有する建物について、施設の類型ごとに下の表の通り分類し、個別施設計画を策定するにあたっての基本的な方針を示します。なお、他施設の代替可能性を検討する観点や類似施設を把握する観点から、施設の形状が類似するものは設置の目的が異なるものであっても同じ分類として扱います。

表 15. 施設の類型

類型	施設名	代表建築年度
庁舎等	役場	1966(S41)・1983(S58)
	うずら出張所	1988(S63)
	総合保健福祉会館「さわやかセンター」	1996(H8)
公民館・ふれあいセンター	中央公民館	1979(S54)
	君原公民館	1994(H6)
	かすみ公民館	1995(H7)
	本郷ふれあいセンター	2002(H14)
	舟島ふれあいセンター	2004(H16)
老人福祉センター	福祉センターまほろば	1984(S59)
学校施設	阿見小学校	1968(S43)～1970(S45)・1975(S50)
	実穀小学校	1977(S52)
	吉原小学校	1971(S46)・1981(S56)
	本郷小学校	1972(S47)～1975(S50)・1981(S56)
	君原小学校	1978(S53)
	舟島小学校	1971(S46)・1979(S54)・1997(H9)
	阿見第一小学校	1976(S51)～1977(S52)
	阿見第二小学校	1983(S58)
	阿見中学校	1965(S40)～1967(S42)
	朝日中学校	1980(S55)
	竹来中学校	1985(S60)・1997(H9)
	学校関連施設	学校給食センター
教育相談センター(やすらぎの園)		1996(H8)
体育施設 ※小中学校の体育館は再掲	町民体育館	1982(S57)
	総合運動公園	1986(S61)～1987(S62)・2001(H13)
	児童屋内体育施設(舟島小学校体育館)	1977(S52)
	児童屋内体育施設(本郷小学校体育館)	1979(S54)
	阿見中学校体育館	1969(S44)
	阿見第一小学校体育館	1976(S51)
	阿見小学校体育館	1978(S53)
	朝日中学校体育館	1980(S55)
	実穀小学校体育館	1980(S55)
	吉原小学校体育館	1980(S55)
	君原小学校体育館	1981(S56)
	阿見第二小学校体育館	1983(S58)
	竹来中学校体育館	1985(S60)

児童厚生施設	学区区児童館	1974(S49)
	二区児童館	1993(H5)
	阿見第一小学校地区放課後児童施設	2009(H21)
	舟島小学校地区放課後児童施設	2012(H24)
	阿見小学校地区放課後児童施設	2016(H28)
保育所・地域子育て支援センター	中郷保育所	1983(S58)
	二区保育所	1993(H5)
	南平台保育所	2002(H14)
	地域子育て支援センター	1999(H11)
中間処理施設・最終処分場	霞クリーンセンター	1996(H8)
	さくらクリーンセンター	1997(H9)
住宅施設	曙アパート	1983(S58)～2001(H13)
	曙住宅	1960(S35)～1973(S48)
	上郷第一住宅	1968(S43)
	上郷第二住宅	1969(S44)～1972(S47)
	吉原東住宅	1961(S36)～1963(S38)
	吉原西住宅	1960(S35)～1965(S40)
図書館施設・記念館施設	町立図書館	1988(S63)
	予科練平和記念館	2009(H21)
上下水道施設	上郷配水場	1981(S56)
	水道事務所	2004(H16)
	埴浄化施設	1996(H8)
	君島大形地区農業集落排水処理施設	1997(H9)
	小池地区農業集落排水処理施設	2001(H13)
	福田地区農業集落排水処理施設	2007(H19)
	実穀上長地区農業集落排水処理施設	2011(H23)

(P35～P57の表の見方)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
施設名称	代表 建築年	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27維持 管理費(千 円)	法的根拠
役場	①1966(S41) ②1983(S58)	①50年 ②33年	R C	①実施済 ②不要	7,710	41,441	地方自治法第 4条
うずら出張所	1988(S63)	28年	鉄骨造	不要	235	2,342	地方自治法第 155条
総合保健福祉会館「さわやかセンター」	1996(H8)	20年	R C	不要	6,685	35,342	地方自治法第 244条第1項

①代表建築年度 施設の建築が完了した年度を示しています。複数棟ある施設は、車庫などを除いた主要な建物の建築が完了した年度を示しています。

②築年数 代表建築年度度に対応した平成28年度現在の築年数を示しています。

③主要な建物の構造 建物の構造としてRC（鉄筋コンクリート造）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、鉄骨造、木造のいずれかを示しています。複数棟ある施設は、車庫などを除いた主要な建物の構造を示しています。

④耐震補強 耐震補強の実施の有無を「実施済」、「未実施」のいずれかで示しています。昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建物は「不要」としています。

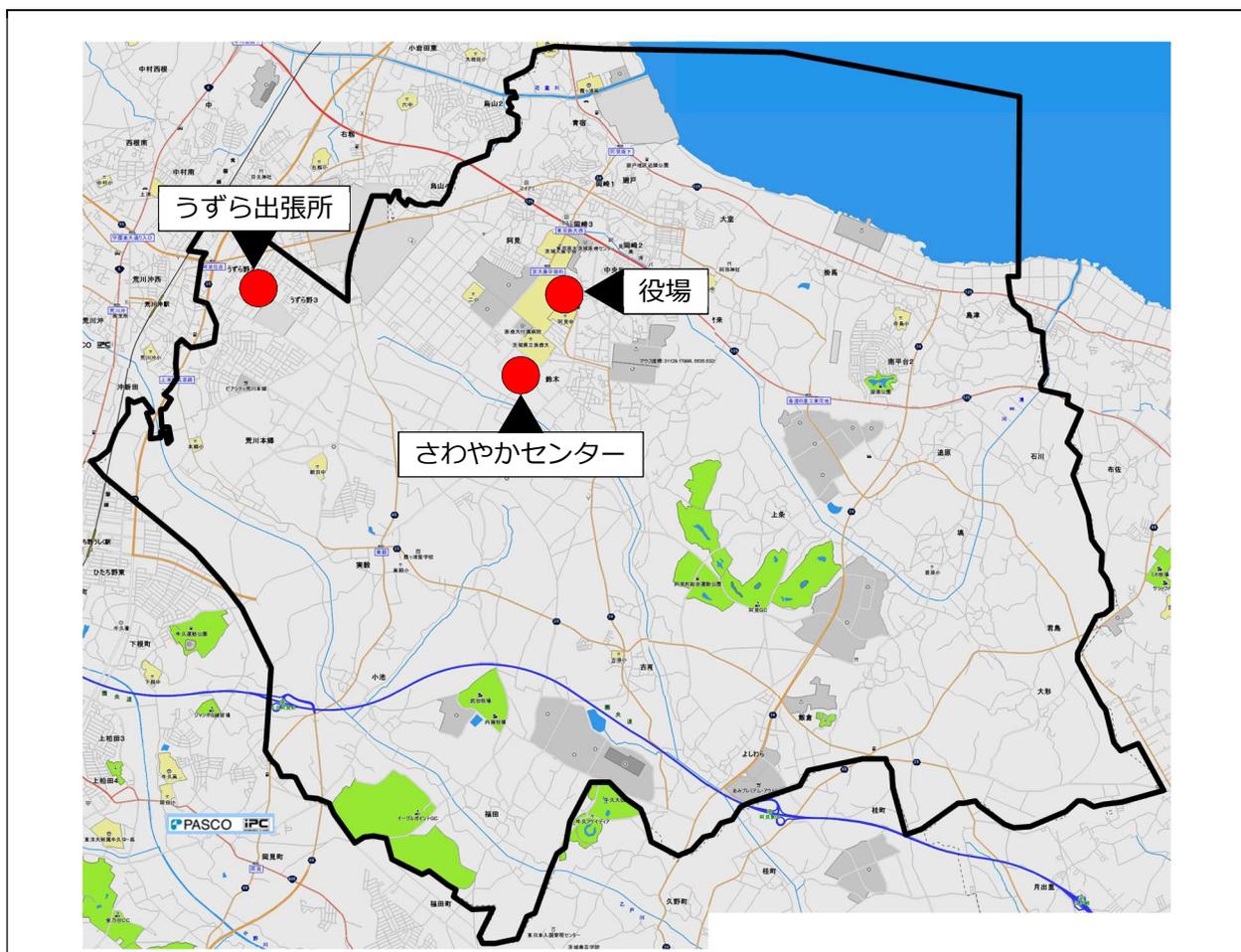
⑤建物総延床面積 施設内の建物の延床面積の合計を示しています。複数棟ある施設は、固定資産台帳に記載されているすべての建物の延床面積の合計を示しています。

⑥維持管理費 平成27年度決算のうち、臨時的な経費を除いた費用を示しています。

⑦法的根拠 施設を設置する根拠となった法律等を示しています。

6-1. 庁舎・出張所

6-1-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費(千 円)	法的根拠
役場	①1966(S41) ②1983(S58)	①50年 ②33年	R C	①実施済 ②不要	7,710	41,441	地方自治法第 4条
うずら出張所	1988(S63)	28年	鉄骨造	不要	235	2,342	地方自治法第 155条
総合保健福祉会館「さわやかセンター」	1996(H8)	20年	R C	不要	6,685	35,342	地方自治法第 244条第1項

6-1-2. 現状

- 町の行政サービス全体の庁舎機能及び窓口機能を担う施設として「役場」、健康の施策に関する庁舎機能及び窓口機能を担う施設として「総合保健福祉会館『さわやかセンター』」（以下「さわやかセンター」という。）、出張所として証明書の発行等の窓口サービスを行っている「うずら出張所」があります。

※このほかにも庁舎機能及び窓口機能を担う施設として、生涯学習に関しては中央公民館（P37 参照）、廃棄物対策に関しては霞クリーンセンター（P51 参照）、上下水道に関しては水道事務所（P57 参照）があります。

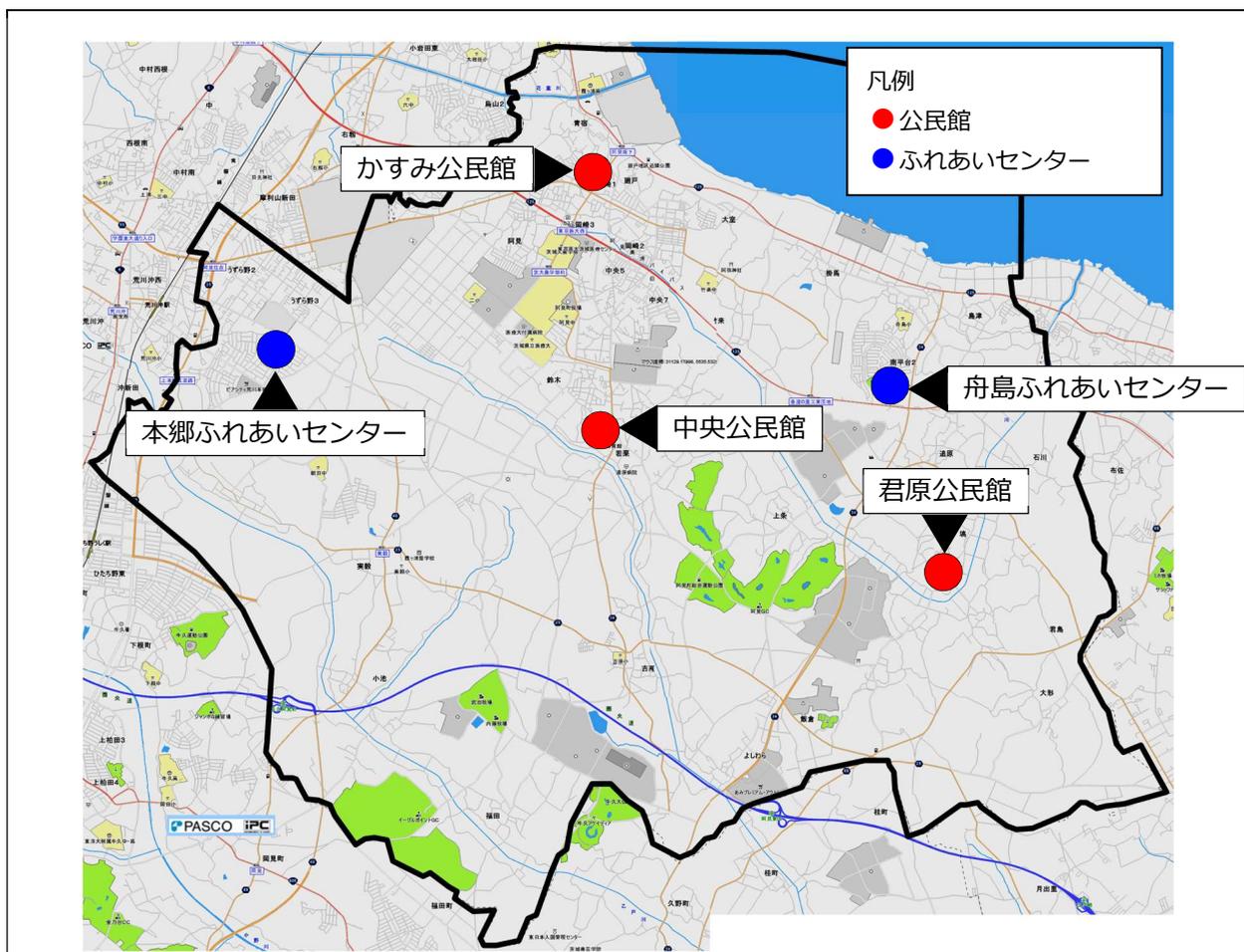
- 阿見町はいわゆる平成の大合併を経験していないため、役場庁舎の重複がなく、庁舎機能や窓口機能については比較的集約がなされていると考えられます。一方、近年の課題として、町の行政サービスの拡大により、役場の事務スペースが手狭になってきているという問題が生じています。
- 「役場」は、町の行政について多岐にわたる事業を扱っています。1966(S41)年度に建てられた部分と1983(S58)年度に建てられた部分に分かれ、1966(S41)年度に建てられた部分については2015(H27)年度に耐震工事を完了しています。
- 「さわやかセンター」は1997(H9)年度に開館し、町健康づくり課のほか、社会福祉法人阿見町社会福祉協議会及び公益社団法人シルバー人材センター（以下「出資法人」という。）の事務所としての機能も有しています。館内では健康に関する町の事業や出資法人による事業が行われています。なお、平成28年4月より障害福祉業務がさわやかセンターから役場へ移転したため、事務スペースには若干の余裕がみられます。
- 「うずら出張所」は、住民異動、印鑑登録申請、証明書の発行、町税の納付等の窓口サービスを行う施設で、主に近隣の町民の方に利用していただいています。また、平成23年4月からは、二区保育所うずら出張所分室が設置されています。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」（P32 参照）では、「町民サービス・窓口サービス」、「健康の保持・増進」が関連する施策となり、いずれも平均的な評価がされています。

6-1-3. 基本的な方針

- 役場及びさわやかセンターは庁舎機能を担っていることから、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことで長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。
- うずら出張所は、個別施設計画の策定にあたって将来的な方向性（維持・廃止・移転）を検討する必要があります。地域住民のニーズや利用状況、運営コスト等を踏まえ、総合的に評価を行い、将来的な方向性の検討を行います。
- さわやかセンターについては、施設のスペースについて今後の行政需要拡大の状況を捉えながら、他の用途による活用も含め、柔軟な活用を検討します。また、施設の日常的な管理コストや、修繕や大規模改修のコストについては、出資法人に対しても適正な負担を求めます。

6-2. 公民館・ふれあいセンター

6-2-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
中央公民館	1979(S54)	37年	RC	実施済	2,813	16,293	社会教育法第 20条
君原公民館	1994(H6)	22年	RC	不要	1,253	7,464	
かすみ公民館	1995(H7)	21年	SRC	不要	1,658	9,416	
本郷ふれあいセンター	2002(H14)	14年	RC	不要	1,644	13,114	地方自治法第 244条第1項
舟島ふれあいセンター	2004(H16)	12年	RC	不要	1,062	7,108	

6-2-2. 現状

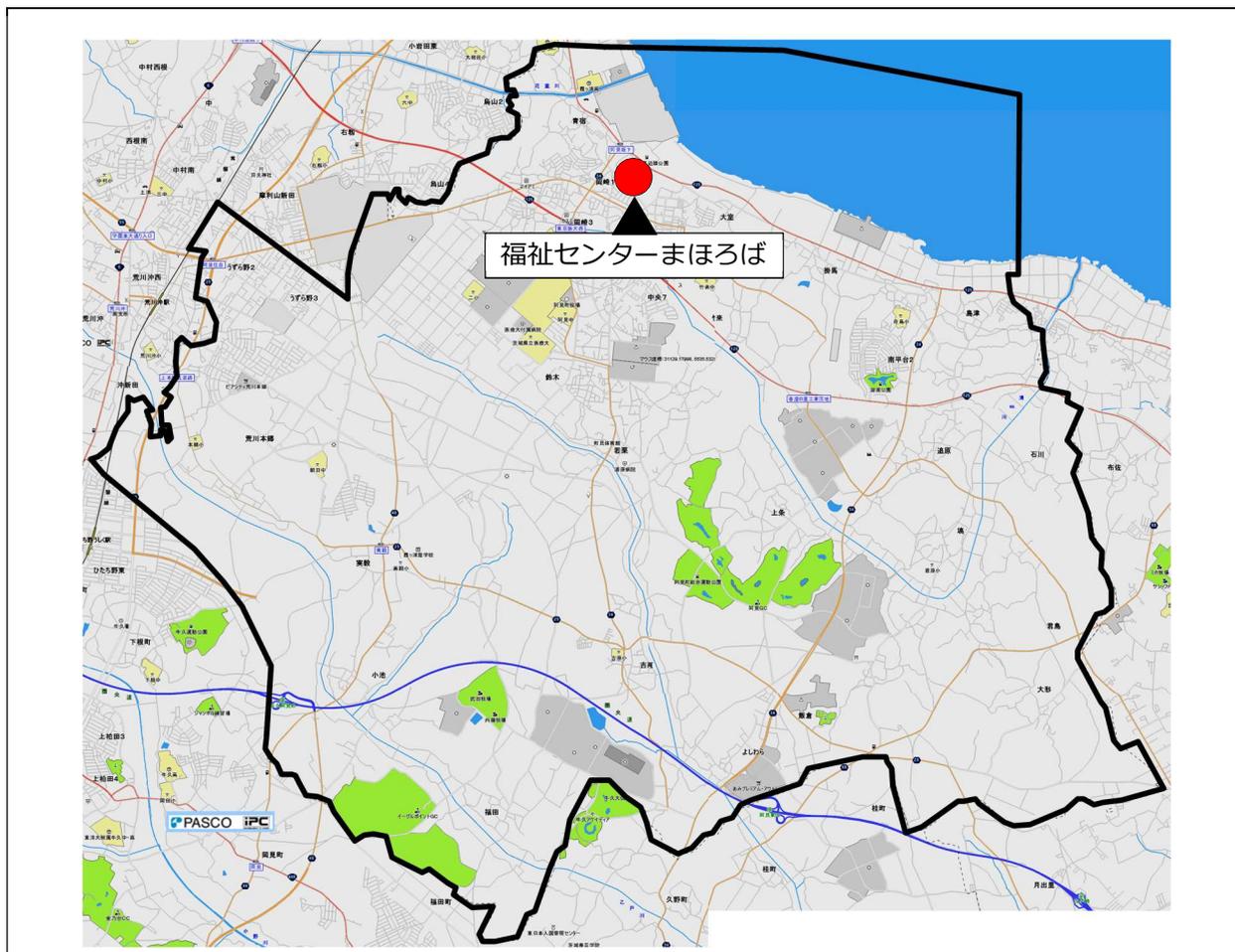
- 社会教育法で定義される「公民館」、生涯学習活動及び交流活動を支援することを目的とした「ふれあいセンター」があります。これらの施設は設置された目的は異なりますが、会議室や集会室、和室などの施設を、広く町民の方に利用していただくという「用途」としては共通しているため、同じ類型の中で検討することによって効率的な施設配置につながると考えます。
- 建築年度は偏りがみられ、君原公民館（1994(H6)年度）とかすみ公民館（1995(H7)年度）、本郷ふれあいセンター（2002(H14)年度）と舟島ふれあいセンター（2004(H16)年度）が近い時期に建てられています。
- 稼働率はいずれの施設にも余裕が見られ、また、施設によって若干のバラつきが見られます。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」（P32 参照）では、「生涯学習活動」、「コミュニティ活動」の施策が関連し、いずれも比較的低く評価されています。

6-2-3. 基本的な方針

- 個別施設計画を策定するにあたっては、各施設の稼働状況から公民館・ふれあいセンター全体としての適正な規模（面積、部屋数等）を検証し利用者の声を把握した上で、統廃合も含めて将来の方向性を検討します。他機能を受け入れるための許容量についても検証を行います。
- 公民館・ふれあいセンターは、阿見町地域防災計画において緊急避難場所及び避難所として位置付けがなされています。統廃合を行う場合は、他施設による避難所機能の代替可能性についても検討します。
- 公平な受益者負担の観点から、各施設の適正な利用料金の設定について検討します。
- 施設の改修にあたっては、利用者の声を把握し、利用者のニーズに対応するための機能の確保についても検討します。
- 公民館は社会教育法に基づき設置された施設であり、統廃合や転用にあたっては法令上の整理も行った上で進めていきます。

6-3. 老人福祉センター

6-3-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
福祉センターまほろば	1984(S59)	32年	RC	不要	1,131	24,550	地方自治法第 244条第1項

6-3-2. 現状

- 老人及び地域住民の福祉の向上を目的とした老人福祉センターとして、「福祉センターまほろば」があります。
- 建築年度は1984(S59)年度で、建築からおおよそ30年が経過しています。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」(P32 参照)では、「高齢者福祉」の施策が関連し、比較的高く評価されています。
- 利用料は60歳以上無料となっており、近隣の高齢者を中心に利用されています。

(福祉センターまほろばの利用料金(1人1回につき))

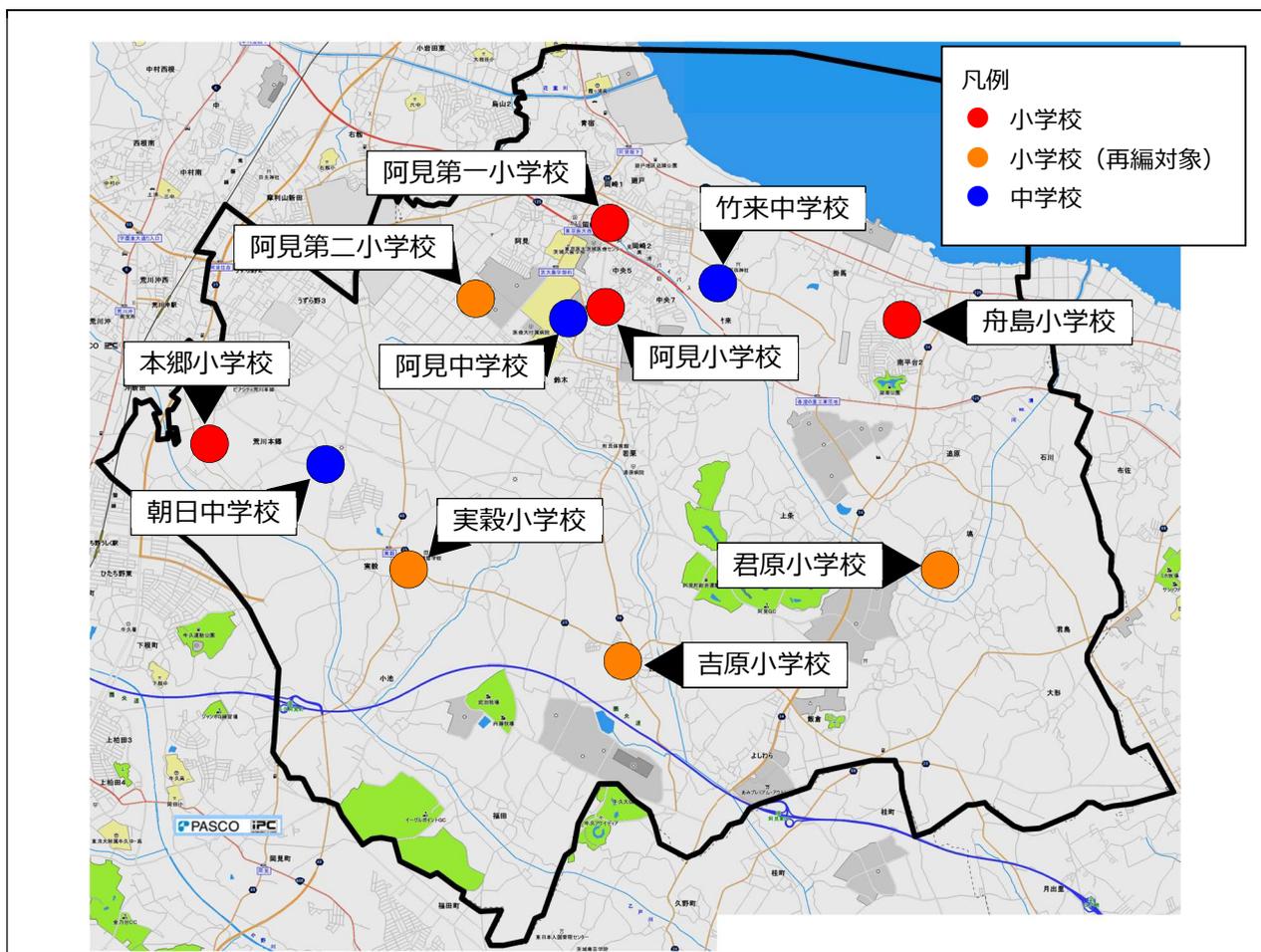
	阿見町、稲敷市および稲敷郡内居住者	左記以外の者
60歳以上の人	無料	210円
心身障害者および付添人	無料	210円
上記以外の人	210円	420円

6-3-3. 基本的な方針

- 個別施設計画を策定するにあたっては、施設の稼働状況や利用状況を踏まえ、他施設との複合化も含め将来的な方向性を検討します。
- 公平な受益者負担の観点から、適正な利用料金の設定について検証を行います。
- 施設の改修にあたっては、利用者の声を把握し、利用者のニーズに対応するための機能の確保についても検討します。

6-4. 学校施設

6-4-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積 (m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
阿見小学校	①1968 (S43) ~ 1970 (S45) ②1975 (S50)	①46~48年 ②41年	R C	①実施済 ②実施済	6,671	11,622	地方教育行政 の組織及び運 営に関する法 律第30条
実穀小学校	1977 (S52)	39年	R C	実施済	3,933	5,241	
吉原小学校	①1971 (S46) ②1981 (S56)	①45年 ②35年	R C	①実施済 ②不要	3,006	4,008	
本郷小学校	①1972 (S47) ~ 1975 (S50) ②1981 (S56)	①41~44年 ②35年	R C	①実施済 ②不要	5,843	11,419	
君原小学校	1978 (S53)	38年	R C	実施済	3,087	5,160	
舟島小学校	①1971 (S46) ②1979 (S54) ③1997 (H9)	①45年 ②37年 ③19年	R C	①実施済 ②実施済 ③不要	5,107	8,000	
阿見第一小学校	1976 (S51) ~ 1977 (S52)	39~40年	R C	実施済	6,530	10,514	
阿見第二小学校	1983 (S58)	33年	R C	不要	5,256	7,479	
阿見中学校	1965 (S40) ~ 1967 (S42)	48~50年	R C	実施済	7,557	13,520	
朝日中学校	1980 (S55)	36年	R C	実施済	6,228	9,622	
竹来中学校	①1985 (S60) ②1997 (H9)	①31年 ②19年	R C	①不要 ②不要	9,944	11,109	

6-4-2. 現状

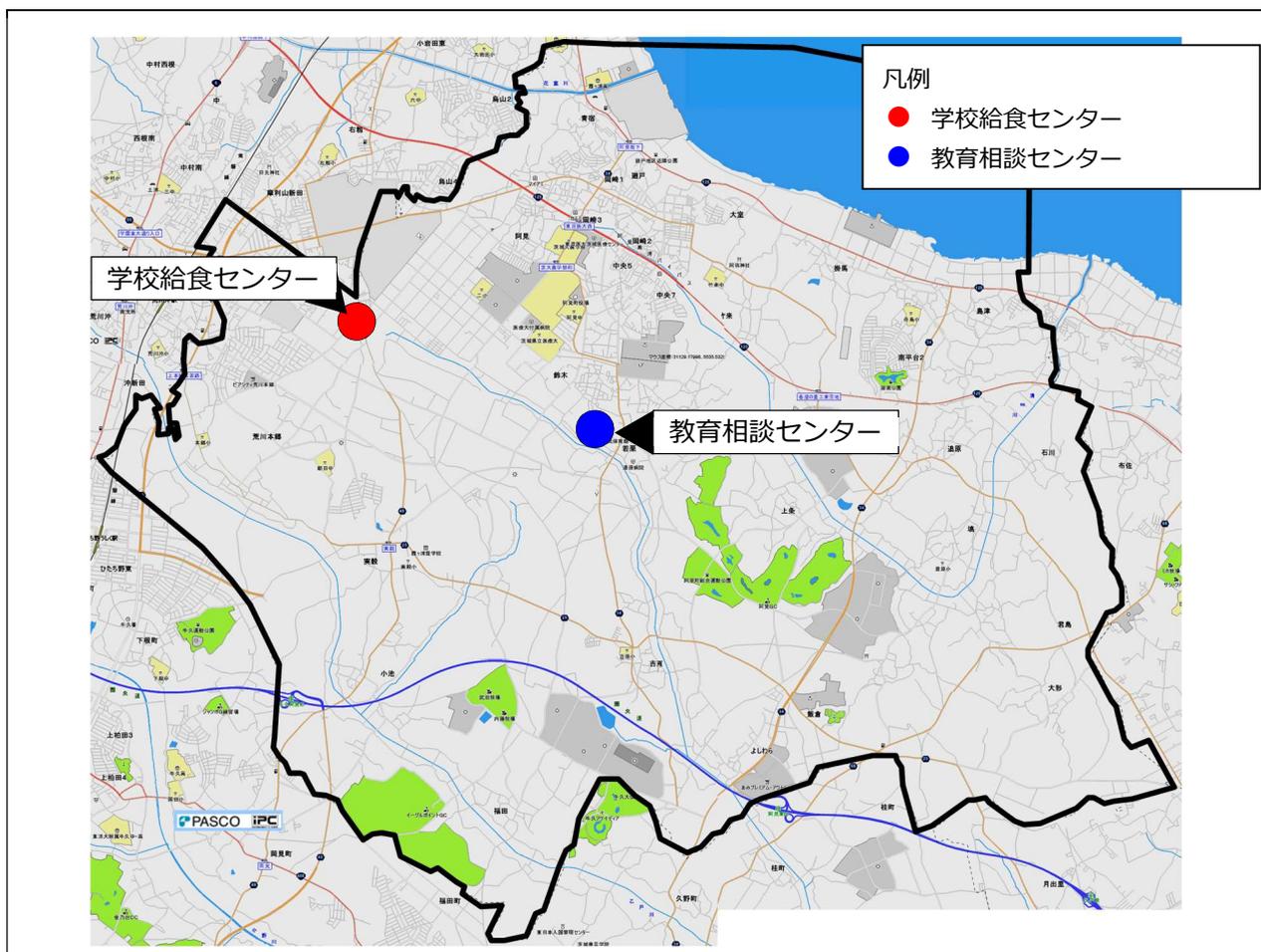
- 学校施設は1施設あたりの面積が大きく、11施設の合計では町の公共施設延床面積のおよそ半分を占めています。
- 平成28年度現在、町立学校再編計画に基づき学校の再編及び新小学校の開校に向けて準備が進行しています。今後の方針等に関しては、町立学校再編計画に基づき他校に統合する学校（以下「再編対象校」という。）と、小中学校として存続する学校のそれぞれについて検討する必要があります。
- 小中学校の体育館については、地域防災計画において避難所として位置付けられているほか、町民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を目的で町民が利用できるよう開放しています（P45参照）。
- 昭和40年代から50年代に建てられた建物が多く、築年数は比較的偏りがあると言えます。なお、旧耐震基準で建てられた校舎については、平成28年度末時点で全て耐震化が完了しています。
- 外壁、給排水、トイレ等の老朽化がみられる施設もあり、エアコンの設置状況については施設によってバラつきがみられます。

6-4-3. 基本的な方針

- 町立学校再編計画に基づき、学校の再編を進めます。
- 再編対象校の校舎及び跡地については、再編の進捗に応じて、町民を含めた意見交換を行いながら、その後の在り方について検討を行います。
- 小中学校として存続する施設については、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことで長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。
- 町立学校再編計画に基づく統合が行われた後においても、人口動態について常に注視し、適正な配置に努めます。

6-5. 学校関連施設

6-5-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
学校給食センター	2012 (H24)	4年	鉄骨造	不要	4,073	47,664	学校給食法第6条、地方 教育行政の組織及び運 営に関する法律第30条
教育相談センター	1996 (H8)	20年	鉄骨造	不要	241	641	地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第 30条

6-5-2. 現状

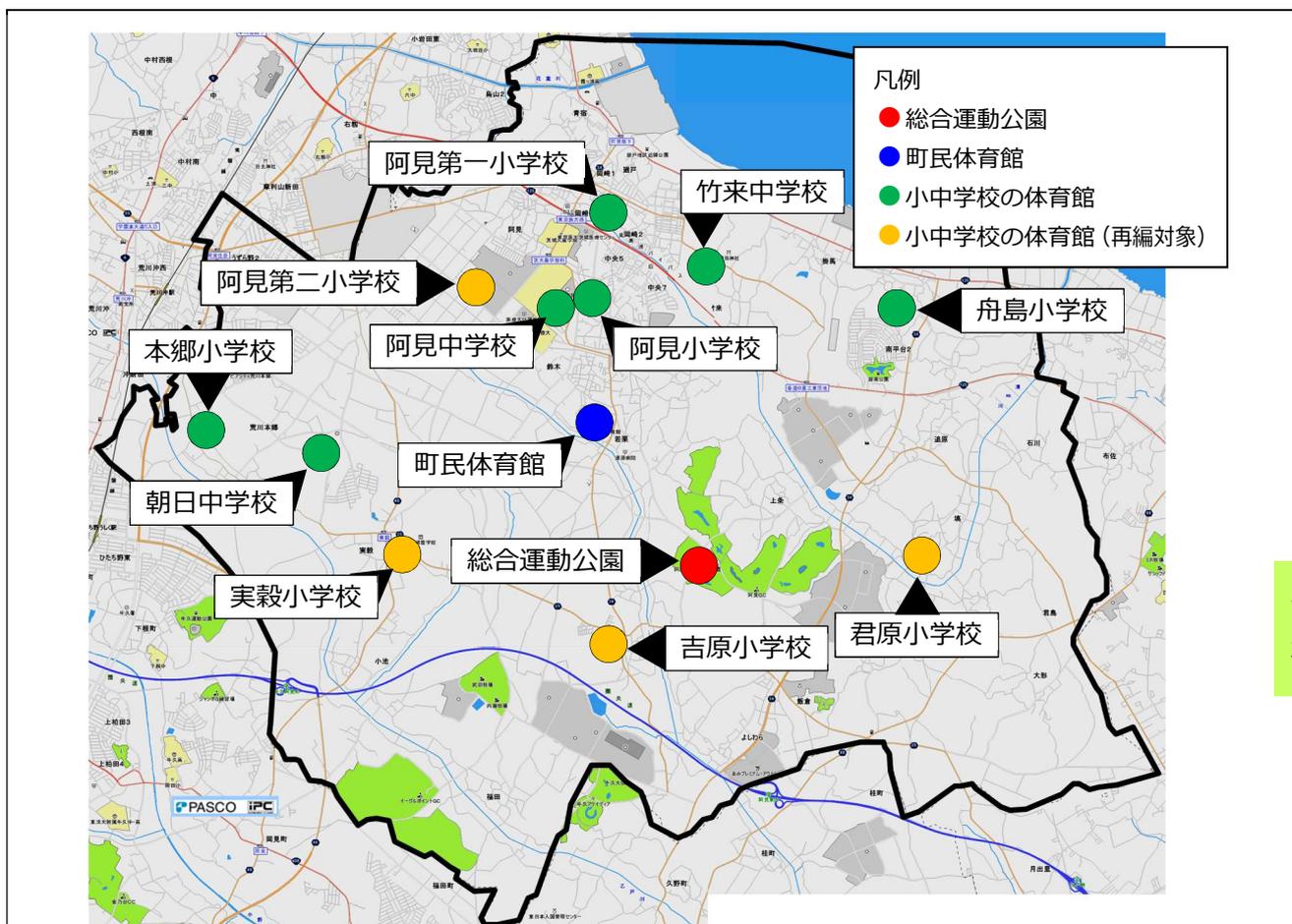
- 学校給食センターは、2007(H19)年度より立地場所や運営手法等を含めた建て替えの検討がなされ、2012(H24)年度に現在の施設が建てられました。
- 教育相談センターは1996(H8)年度に設置され、保護者への教育相談や児童への適応指導教室を実施しています。施設規模としては比較的小さく、延床面積は241㎡となっています。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」(P32参照)では、「児童生徒の健康管理」、「学校教育」の施策が関連し、今後の重要度は比較的高く評価されています。

6-5-3. 基本的な方針

- 学校給食センターは2012(H24)年度の建て替えにあたって立地場所や施設規模、運営方法等の検討が既になされているため、現行の施設及び運営方法を維持することとし、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことで長寿命化を図ります。また、設備の更新や大規模改修にあたっては、時代に応じ、施設に求められる必要な機能の確保を図ります。
- 教育相談センターについては、教育現場における当施設のニーズ、施設に求められる機能を勘案し、今後の方向性を検討します。

6-6. 体育施設

6-6-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な建物の構造	耐震補強	建物総延床面積(m ²)	H27維持管理費(千円)	法的根拠
町民体育館	1982(S57)	34年	鉄骨造	実施済	1,235	2,971	地方自治法第244条第1項
総合運動公園	①1986(S61)~1987(S62) ②2001(H13)	①29~30年 ②15年	①RC,木造 ②RC	①不要 ②不要	1,731	44,955	都市公園法第2条の2
児童屋内体育施設 (舟島小学校)	1977(S52)	39年	鉄骨造	実施済	709		地方自治法第244条第1項
児童屋内体育施設 (本郷小学校)	1979(S54)	37年	鉄骨造	実施済	782		
阿見中学校体育館	1969(S44)	47年	鉄骨造	実施済	1,519		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
阿見第一小学校体育館	1976(S51)	40年	鉄骨造	実施済	1,043		
阿見小学校体育館	1978(S53)	38年	鉄骨造	実施済	1,300		
朝日中学校体育館	1980(S55)	36年	鉄骨造	実施済	1,333		
実穀小学校体育館	1980(S55)	36年	鉄骨造	実施済	709		
吉原小学校体育館	1980(S55)	36年	鉄骨造	実施済	709		
君原小学校体育館	1981(S56)	35年	鉄骨造	不要	707		
阿見第二小学校体育館	1983(S58)	33年	鉄骨造	不要	1,019		
竹来中学校体育館	1985(S60)	31年	鉄骨造	不要	1,049		

6-6-2. 現状

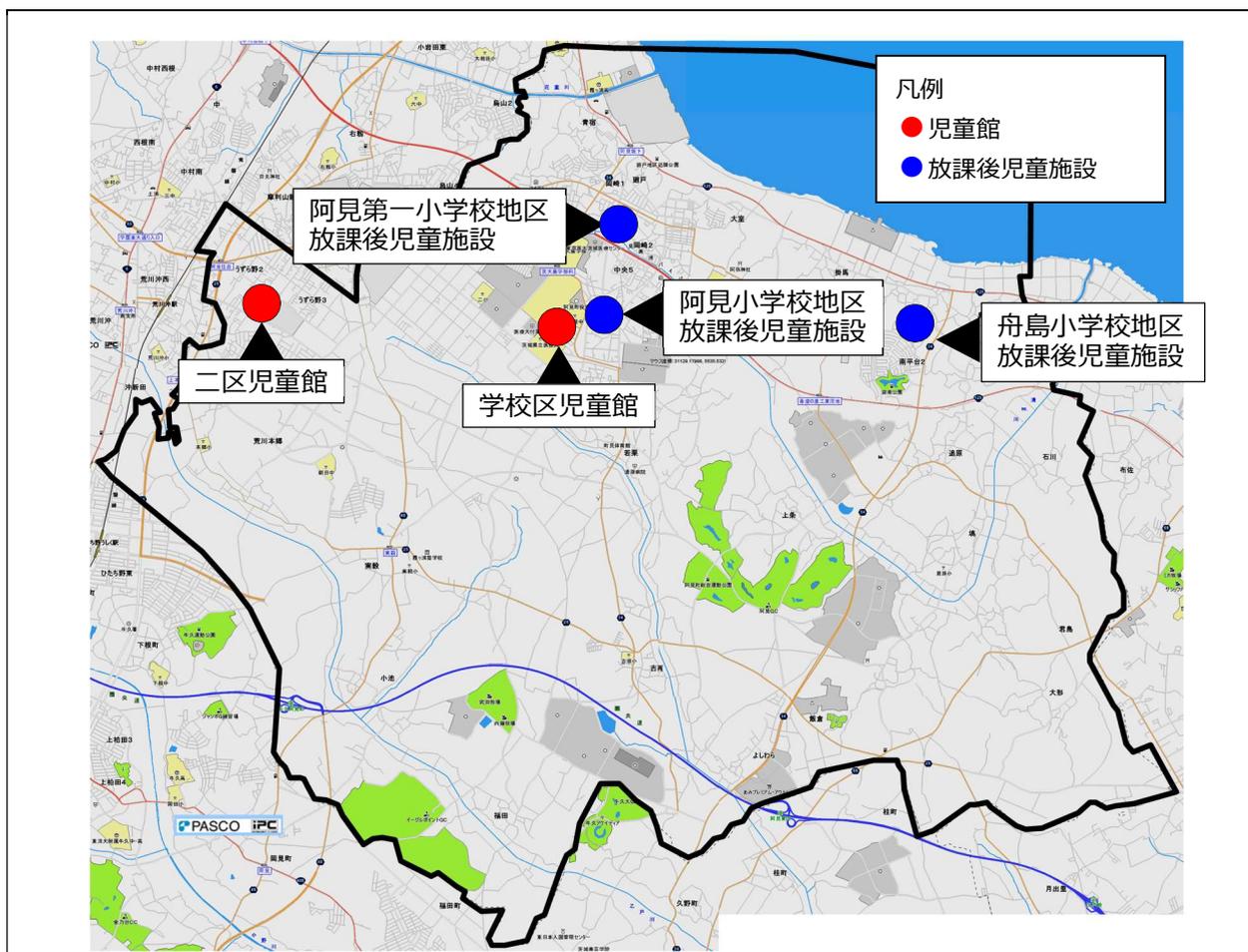
- 体育施設は、社会体育施設である「総合運動公園」、町民の体育及び文化の普及振興を図ることを目的とした「町民体育館」があります。また、学校体育施設においても町立小中学校に所在する体育館についても広く町民に開放しています。
- 町立学校再編計画の進捗に合わせ、学校の体育館についても今後の在り方について検討が必要です。
- 建築年度については偏りが強くみられ、体育館 12 館のうち 11 館が、1976(S51) 年度から 1985(S60)年度の間建てられています。なお、旧耐震基準で建てられた建物の耐震化については 2016(H28)年度までにすべて完了します。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」（P32 参照）では、「スポーツ・レクリエーション」の施策に該当し、今後の重要度は比較的低く評価されています。

6-6-3. 基本的な方針

- 町民体育館及び総合運動公園は、個別施設計画を策定するにあたって、町の社会体育施策の将来の方向性と合わせて今後の方向性を検討します。
- 公平な受益者負担の観点から、適正な利用料金の設定について検証を行います。
- 小中学校の体育館は、学校の授業などで使用されるだけでなく、避難所としての位置付けや、開放体育施設として活用されています。再編対象校の体育館は、それらの機能を勘案した上で、学校体育館としての役割を終えた後の在り方について検討を行います。
- 町の体育施設として存続する施設については、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことで長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。

6-7. 児童厚生施設

6-7-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
学校区児童館	1974(S49)	42年	木造	未実施	335	3,137	児童福祉法 第35条第3 項
二区児童館	1993(H5)	23年	RC	不要	458		
阿見第一小学校地区放課 後児童施設	2009(H21)	7年	鉄骨造	不要	316	1,746	
舟島小学校地区放課後児 童施設	2012(H24)	4年	鉄骨造	不要	396		
阿見小学校地区放課後児 童施設	2016(H28)	0年	木造	不要	347		

6-7-2. 現状

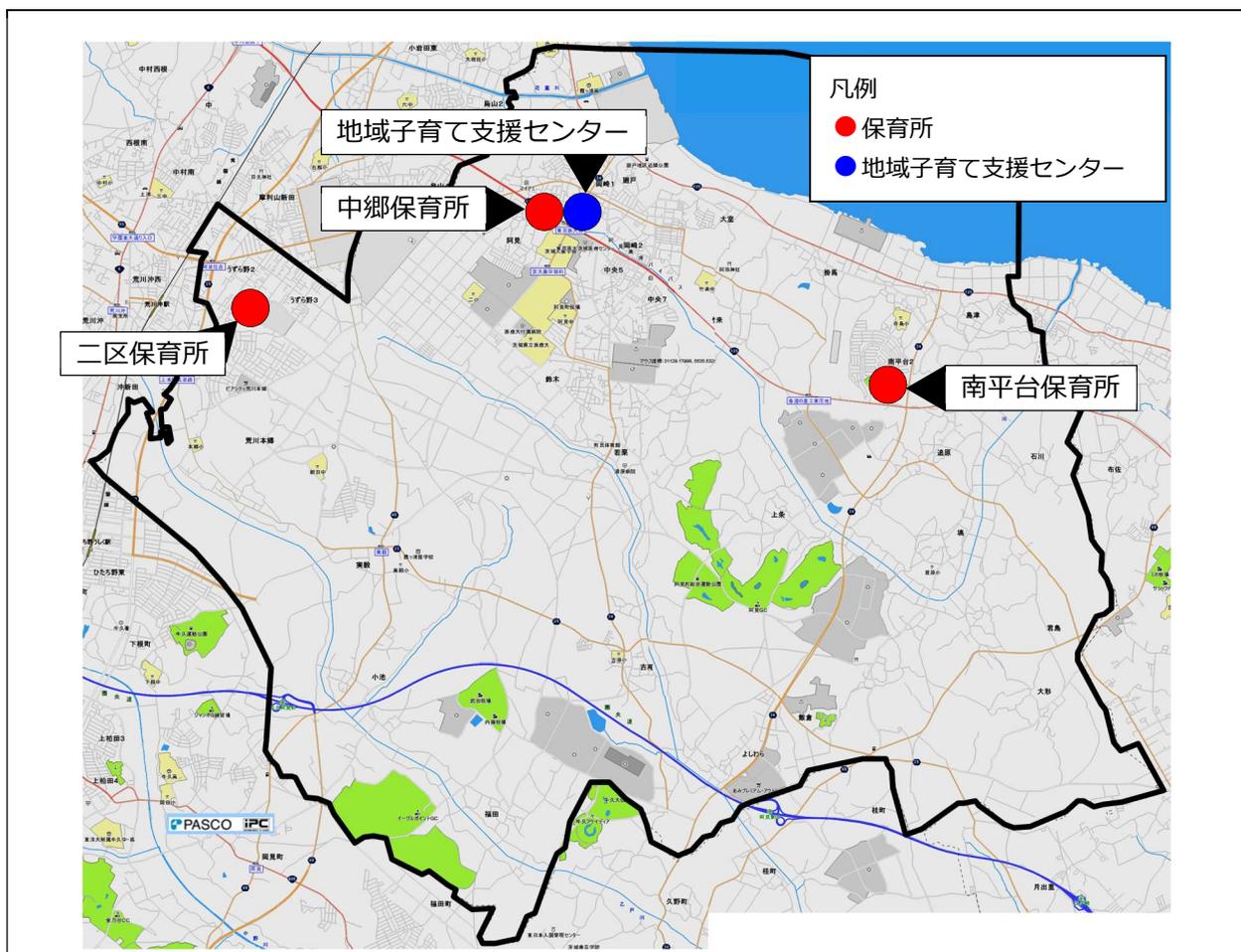
- 児童厚生施設には、児童館が2施設、放課後児童施設が3施設設置されています。
- 児童館は、児童や保護者に自由に来館してもらい子どもに遊びの場を提供するとともに、育児サークルや母親クラブなどの活動が行われている施設です。
- 放課後児童施設は、保護者が昼間家庭にいない児童を対象として放課後の時間に遊びや生活の場を提供するための施設です。
- いずれの施設も面積としては比較的小さく、300～500㎡となっています。建築年度はバラつきがあり、最も古い学校区児童館が1974(S49)年度に建てられたものとなっています。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」(P32参照)では、「児童福祉」の施策に該当し、今後の重要度は比較的高く評価されています。

6-7-3. 基本的な方針

- 児童厚生施設は、町の子育て支援の施策を推進する観点から一定の面積を確保します。
- 学校区児童館については、木造で築40年を超え、老朽化が見られます。必要な面積を検証し、既存公共施設での事業実施も含め、代替施設の確保について検討します。
- 建築年度の新しい放課後児童施設は、当面の間は現在の施設を活用することが考えられますが、大規模改修や建て替えが必要となる時期においては、小学校の空き教室による代替が可能かどうかについても検討を行います。

6-8. 保育所・地域子育て支援センター

6-8-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費(千 円)	法的根拠
中郷保育所	1983(S58)	33年	RC	不要	866	12,378	児童福祉法 第35条
二区保育所	1993(H5)	23年	RC	不要	611		
南平台保育所	2002(H14)	14年	木造	不要	638		
地域子育て支援センター	1999(H11)	17年	木造	不要	66	541	厚生労働省通達「特別保育事業の実施について」

6-8-2. 現状

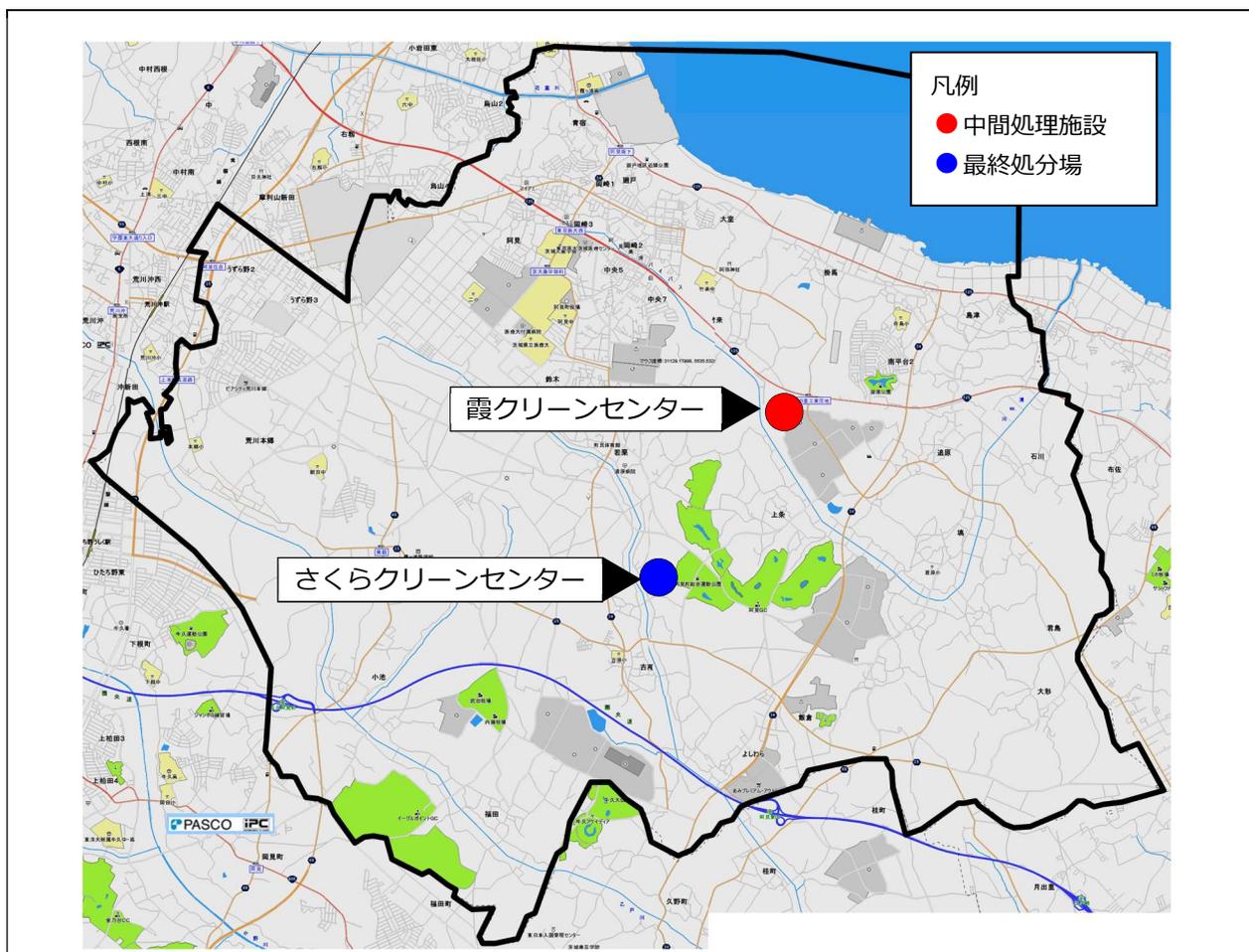
- 保育所は中郷・二区・南平台の3施設、地域子育て支援センターは1施設（中郷保育所敷地内）が設置されています。町立の3施設のほか、町内には民間の施設として私立保育園や認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所などがあります。
- 地域子育て支援センターは中郷保育所の敷地内にあり、子育てで困っている保護者からの相談に対応したり保護者を対象とした講座を企画する業務を行っています。
- いずれの施設も面積としては比較的小さく、一番大きい中郷保育所が866㎡となっています。
- 築年数はバラつきがあり、3つの保育所は概ね10年程度の間隔で建築されています。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」（P32 参照）では、「児童福祉」の施策に該当し、今後の重要度は比較的高く評価されています。

6-8-3. 基本的な方針

- 保育所・地域子育て支援センターは、町の定住促進を推進する観点からも一定の面積を確保します。
- 児童の安全確保の観点も踏まえて計画的な修繕・改修、予防保全を行い、長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。
- 運営コストやマンパワー確保の観点から、既存の施設についても民間活力の導入可能性を検討します。
- 将来の需要拡大に対しては、民間施設の誘致によって必要な面積を確保していきます。

6-9. 中間処理施設・最終処分場

6-9-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
霞クリーンセンター	1996 (H8)	20 年	R C	不要	5,591	138,915	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律第 6 条の 2
さくらクリーンセンター	1997 (H9)	19 年	鉄骨造	不要	825	19,971	同

6-9-2. 現状

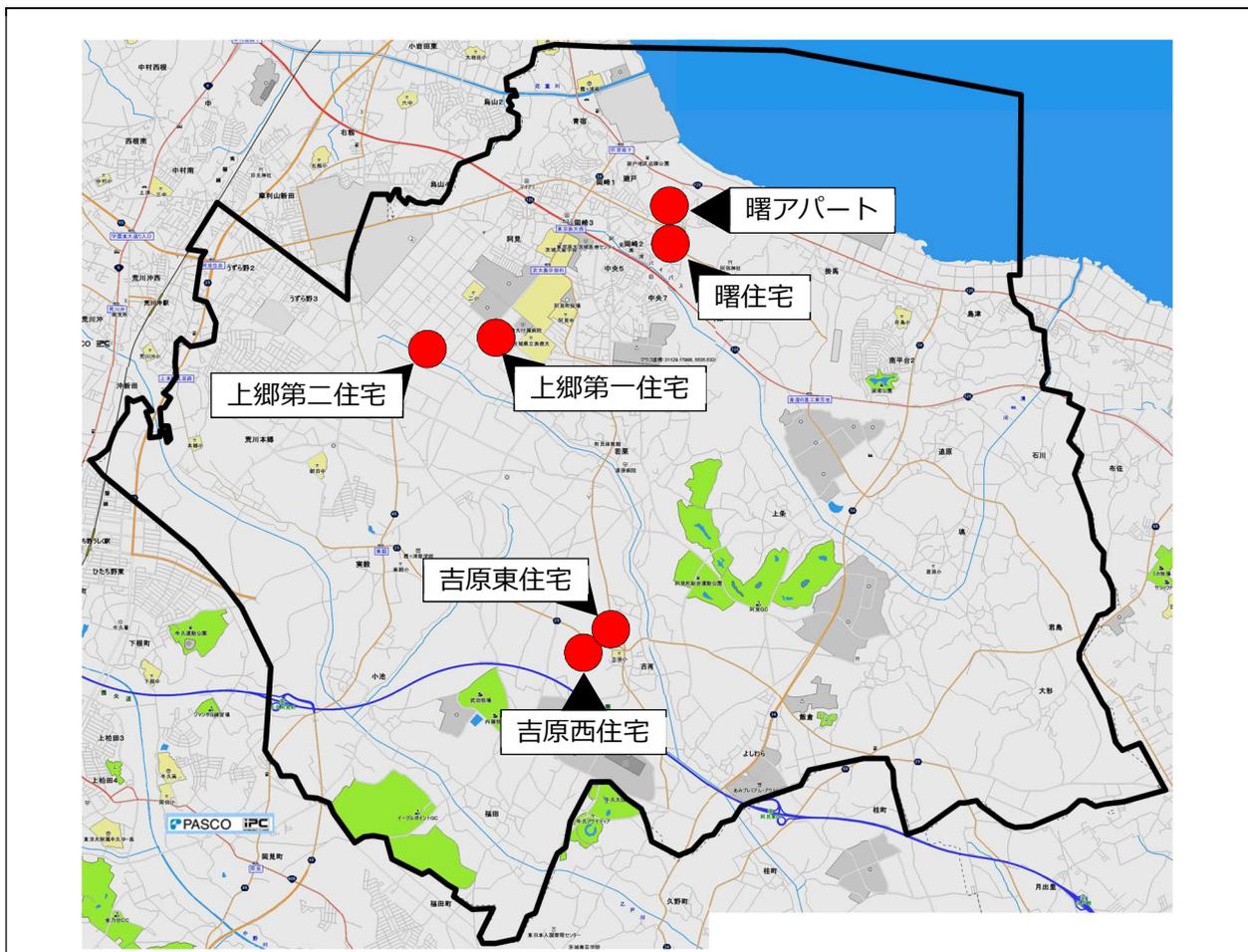
- 霞クリーンセンターは1996(H8)年度に整備され、収集運搬された可燃ごみの焼却、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・回収等を行っています。施設規模は大きく、延べ床面積は5,591 m²となっています。2028(H40)年度までの維持管理計画を立てており、機器や設備の改修を計画的に行っています。
- さくらクリーンセンターは1997(H9)年度に整備された、霞クリーンセンターから発生した残渣(灰)の処分場で、埋立処分場施設と、そこから出る水を処理する浸出水処理施設があります。なお、埋立終了後においても浸出水処理施設は稼働が必要となります。
- いずれの施設も将来の稼働終了時期やその後の方針は未定となっています。

6-9-3. 基本的な方針

- 霞クリーンセンターの施設の更新にあたって、耐用年数(稼働終了時期)の検証や更新の手法の検討を早めに行います。また、費用が高額となることが予測されることから、PFI/PPPや広域連携も視野に入れて検討を行います。
- さくらクリーンセンターは許容量を満たす埋立終了時期が2033(H45)~2036(H48)年頃と推測されるため、埋立終了以降の搬出先の検討を行います。

6-10. 住宅施設

6-10-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
曙アパート	1983～2001 (S58～H13)	15～33年	RC	不要	13,543	41,068	公営住宅法 第3条
曙住宅	1960～1973 (S35～S48)	43～56年	鉄骨造 ・木造	未実施	747		
上郷第一住宅	1968(S43)	48年	木造	未実施	833		
上郷第二住宅	1969～1972 (S44～S47)	44～47年	木造	未実施	2,893		
吉原東住宅	1961～1963 (S36～S38)	53～55年	木造	未実施	757		
吉原西住宅	1960～1965 (S35～S40)	51～56年	木造	未実施	1,789		

※面積は H26 年度末時点

6-10-2. 現状

- 町営住宅は、公営住宅法に基づいて住宅に困窮する低所得者向けに 1960(S35)～2001(H13)年度に建設された賃貸住宅で、6 団地 183 棟、361 戸あります（平成 26 年 7 月 1 日現在）。
- 町営住宅の計画として、「阿見町公共賃貸住宅再生マスタープラン」（以下「住宅マスタープラン」という。）が策定されており、少子高齢化や社会経済情勢・住宅事情の変化に対応するため、平成 27 年 3 月に見直しを行いました。また、それに基づく用途廃止を実施するため、町営住宅用途廃止実施要綱を平成 28 年 5 月に制定しました。

6-10-3. 基本的な方針

- 施設の方向性については住宅マスタープランにおいて、ストック活用計画として団地別の方針（維持管理／用途廃止）が下記の通り整理されています。

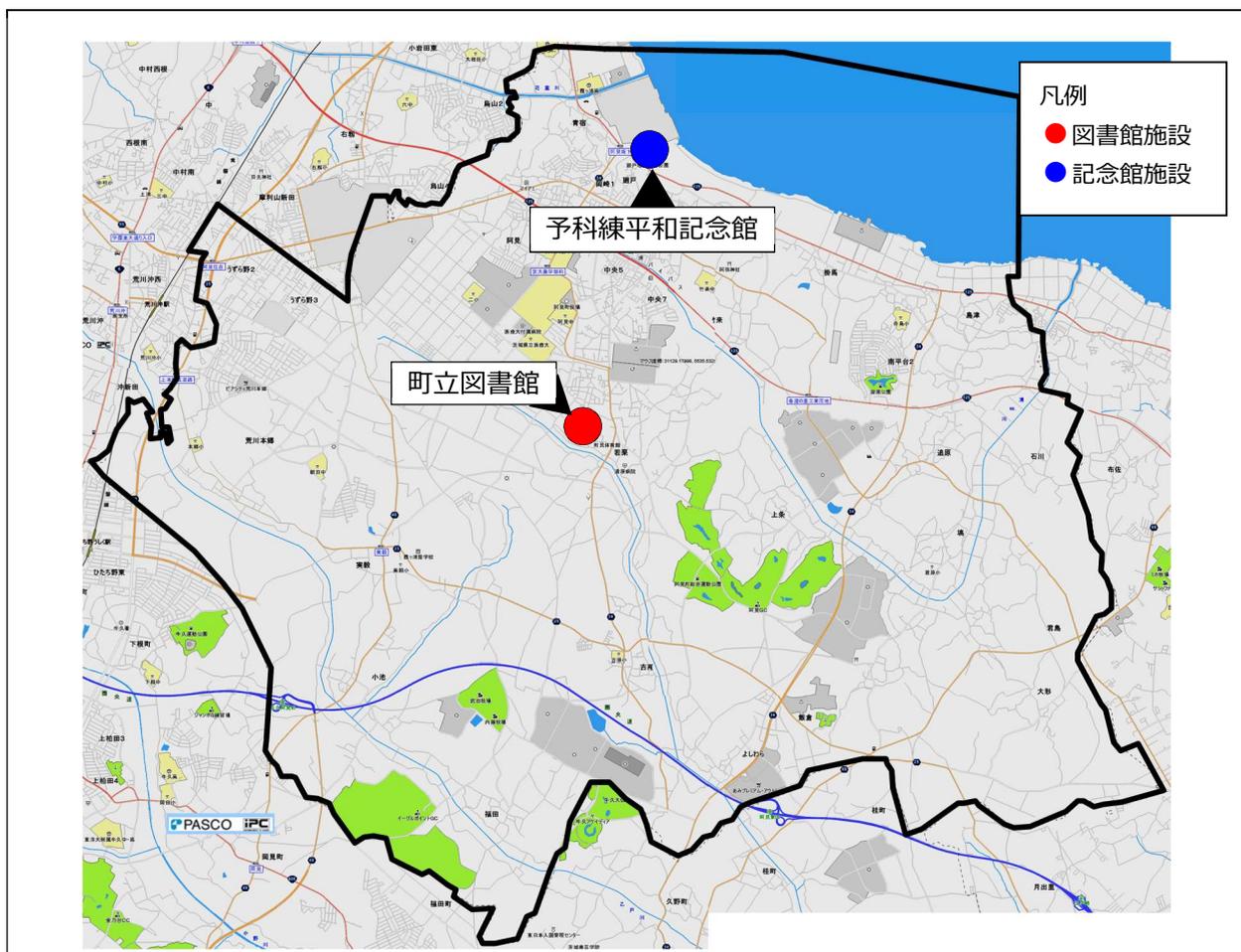
団地名	活用方針
曙アパート	維持管理
曙住宅	用途廃止
上郷第一住宅	用途廃止
上郷第二住宅	用途廃止
吉原東住宅	用途廃止
吉原西住宅	用途廃止

出典：阿見町公共賃貸住宅再生マスタープラン (<http://www.town.ami.lg.jp/0000001627.html>)

- 住宅マスタープランに従い、用途廃止の方針とした団地については阿見町町営住宅用途廃止実施要綱に則って用途廃止及び対象者の移転を進めます。
- 曙アパートについては、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことにより長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。
- 跡地利用については、都市計画上の区域区分を勘案した上で、周辺住民の意向等にも配慮しながら、活用方策を検討します。

6-1 1. 図書館施設・記念館施設

6-1 1-1. 施設の概要



施設名称	代表 建築年度	築年数	主要な 建物の 構造	耐震 補強	建物総 延床面 積(m ²)	H27 維持 管理費 (千円)	法的根拠
町立図書館	1988(S63)	28年	RC	不要	1,629	9,001	図書館法
予科練平和記念館	2009(H21)	7年	鉄骨造	不要	1,450	14,496	

6-1 1-2. 現状

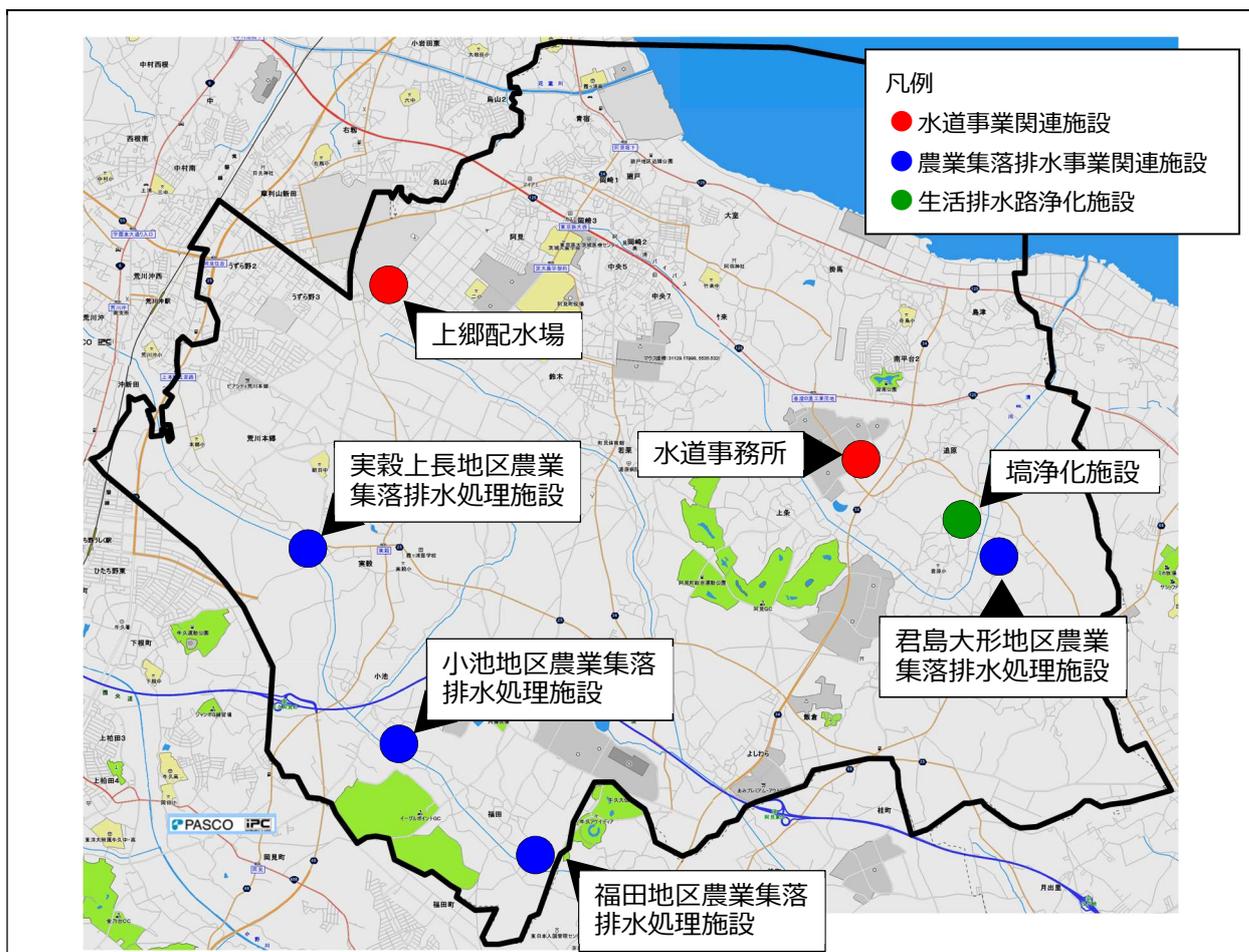
- 図書館施設・記念館施設としては、町立図書館、予科練平和記念館があります。
- 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、町民の方に利用してもらい、教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設で、1988(S63)年度に建てられた施設です。2010(H22)年度からはサービス向上のため、火曜日～金曜日の開館時間を午後7時まで延長して運営しています。
- 予科練平和記念館は、阿見町の海軍航空隊の歴史と、海軍飛行予科練習生の姿を次の世代へ正しく伝承することで、歴史への理解を深め、地域の教育・文化の向上、地域の振興に寄与するため設置された施設で、2009(H21)年度に建てられた施設です。
- いずれの施設も正職員及び臨時職員が一定数常駐しており、人件費及び賃金が固定的にかかっています。他市町村では人件費の削減や利用者数の拡大を目的として、指定管理者制度などにより民間の力を活用している例もあります。
- 「町民アンケートによる町の施策の現在の達成度と今後の重要度」（P32 参照）では、「生涯学習」の施策に該当し、今後の重要度は比較的強く評価されています。

6-1 1-3. 基本的な方針

- いずれの施設についても、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことにより長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。また、大規模改修の実施にあたっては、利用者のニーズに対応するための機能の確保についても検討します。
- 図書館施設・記念館施設は、維持管理費を抑制するとともに、より多くの方に利用してもらう施設を目指し、指定管理者制度等の民間の視点を取り入れる手法の検討を行います。

6-1 2. 上下水道関連施設

6-1 2-1. 施設の概要



施設名称	代表建築年度	築年数	主要な建物の構造	耐震補強	建物総延床面積(m ²)	H27 維持管理費(千円)	法的根拠
上郷配水場	1981(S56)	35年	RC	実施済	1,293	8,687	水道法第2条
水道事務所	2004(H16)	12年	RC	不要	1,868	12,600	
埴浄化施設	1996(H8)	20年	RC	不要	87	1,790	地方自治法第244条第1項
小池地区農業集落排水処理施設	1997(H9)	19年	RC	不要	400	15,818	
君島大形地区農業集落排水処理施設	2001(H13)	15年	RC	不要	265	9,196	
福田地区農業集落排水処理施設	2007(H19)	9年	RC	不要	408	7,078	
実穀上長地区農業集落排水処理施設	2011(H23)	5年	RC	不要	307	9,464	

6-1 2-2. 現状

- 上下水道関連施設には、水道事業に係る施設として、「上郷配水場」、「水道事務所」、農業集落排水事業に係る施設として4地区の「農業集落排水処理施設」、霞ヶ浦流域の生活排水路を浄化する施設として「埴浄化施設」があります。
- 水道事務所は、町の上下水道に関する庁舎機能及び窓口機能を担っています。2004(H16)年度に建てられた施設で、配水施設が併設されています。
- 4地区の農業集落排水処理施設は、各集落において各家庭から接続され、し尿や生活雑排水を処理し川へ放流する施設です。接続率については地区ごとにばらつきがあり、課題となっています。
- 埴浄化施設は、埴地区の各世帯からの排水を浄化する施設で、1997(H9)年度に整備されました。
- 下水道については、土浦市・石岡市・かすみがうら市・小美玉市・阿見町で構成する「霞ヶ浦湖北流域下水道事業」に属し、茨城県流域下水処理場である霞ヶ浦浄化センターに接続しているため、町が管理する施設としては「管渠」及び「中継ポンプ場」のみとなっています。

6-1 2-3. 基本的な方針

- 上下水道関連施設は生活基盤に係る施設であり、今後も維持していく必要があることから、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことにより長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。
- 公平な受益者負担の観点から、適正な利用料金の設定について検証を行います。
- 農業集落排水施設については、施設の設置や管渠布設などに要した投資に対する効果向上を図るため、接続率向上の取り組みを進めます。
- 埴浄化施設については、施設の更新にあたって合併処理浄化槽の普及状況や費用対効果を踏まえ、施設存続の必要性を含めて検討を行います。

6-13. インフラ施設（道路・橋りょう、水道管渠、下水道管渠、農業集落排水管渠）

6-13-1. 施設の概要

インフラ施設として道路・橋りょう、水道管渠、下水道管渠、農業集落排水管渠が整備されています。整備延長は下表の通りとなります。※データは平成27年度末時点

■道路・橋りょう

一般道路	実延長	723,006 m
	舗装済延長	440,102 m
自転車歩行者道	実延長	654 m
	舗装済延長	654 m
橋りょう	実延長 合計	753 m

■水道管渠

種別	管径	延長 (m)
配水管	50mm 以下	36,542
	75mm 以下	111,008
	100mm 以下	70,948
	125mm 以下	0
	150mm 以下	45,367
	200mm 以下	23,936
	250mm 以下	5,302
	300mm 以下	7,113
	350mm 以下	0
	400mm 以下	1,193
	450mm 以下	2,625
	500mm 以下	0
	550mm 以下	0
	600mm 以下	52
	合計	304,086

種別	管径	延長 (m)
導水管	300mm 未満	1,323
	300mm 以上	0
	合計	1,323

種別	管径	延長 (m)
送水管	300mm 未満	268
	300mm 以上	0
	合計	268

■下水道管渠

種別	管種	延長 (m)
公共下水	コンクリート管	43,975
	陶管	0
	塩ビ管	156,104
	更生管	147
	その他	8,948
	合計	209,173

※端数処理のため合計は一致しない

■下水道ポンプ施設

種別	箇所数
中継ポンプ場	1 箇所
マンホールポンプ	15 箇所

■農業集落排水管渠

種別	管種	延長 (m)
農業集落排水	コンクリート管	1,044
	陶管	0
	塩ビ管	36,805
	更生管	0
	その他	550
	合計	38,399

■農業集落排水ポンプ施設

地区	箇所数
小池地区	16 箇所
君島大形地区	16 箇所
福田地区	8 箇所
実穀上長地区	16 箇所

■維持補修費・維持管理費の推移

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
道路橋りょう（維持補修費）	150,636	131,306	120,148	217,421	119,955	107,783
下水道（維持管理費）	42,460	92,391	49,581	47,346	59,866	73,461
農業集落排水（維持管理費）	3,335	6,741	7,282	3,915	10,482	6,574

(出典：決算統計より維持補修費、維持管理費を抽出。 ※水道事業は会計制度が異なるため比較が困難)

6-13-2. 現状

- 道路の修繕については、年次計画に基づいた計画的な修繕工事を行っているほか、損傷が発見された箇所については緊急的な補修工事によって対応を行っています。日常の管理においては、道路の里親制度により、町民や企業との協働による道路の美化活動を推進しています。
- 道路及び橋りょうは利用者の安全性の確保が前提となることから、危険性を早期に発見し、未然に対応することが求められます。
- 水道及び下水道の管渠については初期に整備した管渠が耐用年数に近づいていることから、水道の漏水や下水道のつまりの発生件数が増加傾向にあります。また、地下に埋設されていることから改修や修繕の必要性の判断が困難であるという特性があり、計画的な修繕が必要となります。

6-13-3. 基本的な方針

- 今後新設する道路施設は、都市計画道路については引き続き都市計画マスタープランに基づき計画的な整備を進めるとともに、現況に即した都市計画道路の見直しも進めます。生活道路については、生活道路整備審査会の審議結果による優先順位に基づいて整備を行います。
- 今後新設する水道管渠及び下水道管渠については、水道施設整備基本計画、生活排水ベストプラン及び下水道管路施設長寿命化計画に基づき計画的に整備を進めるとともに、将来の更新費用の平準化を図ります。
- 利用者の安全性を確保するため、「点検→診断→修繕→記録」というメンテナンスサイクルを構築し、予防保全型への転換を図ります。
- 予防保全型の改修を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。
- 維持管理における発注方法については、常に最適な手法を検討し、コスト削減を図ります。
- 道路の維持管理における町民や企業との協働をさらに推進します。
- 長寿命化、コスト削減の観点から、耐久性の高い舗装材料・路盤材料の導入や新技術の導入を検討します。
- 道路・水道・下水道の改修工事について、事業計画を互いに調整することで同時に施工することが可能な箇所については、同時施工により工期短縮及びコスト削減を図ります。

第7章 取組体制の構築とフォローアップの実施方針

7-1. 全庁的な取組体制の構築

個別施設計画による各課の主体的な計画の推進を図り、公共施設マネジメント部局によるフォローアップによりPDC Aサイクルを機能させ、進捗状況に関する情報の一元管理を図ります。

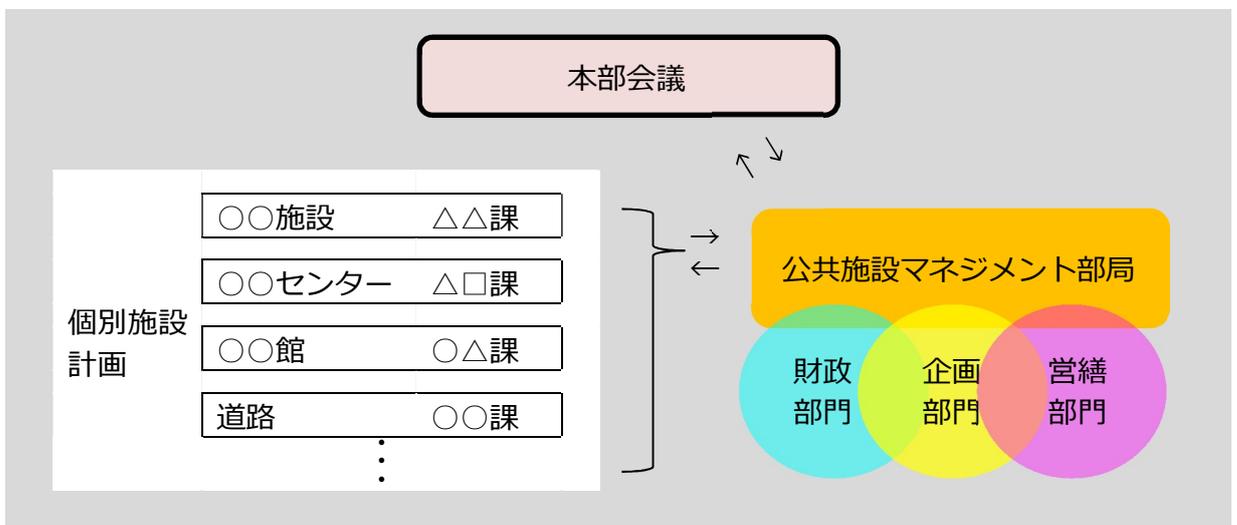
■本部会議の設置

本計画の策定にあたり、全庁的に組織横断的な役割を果たす庁内体制として「公共施設等総合管理計画策定本部会議」を設置しました。この本部会議体制を計画策定後も存続し、計画の進捗管理などの役割を担っていきます。

■公共施設マネジメントの推進

これまで公共施設等の情報は、施設所管課が独自に管理してきました。今後は、町全体で公共施設等のことを考える必要があることから、基本的なデータについては、公共施設マネジメント部局で集約管理し、得られた結果をもとに、企画部門（政策判断）、財務部門（財政推計）、営繕部門（保全計画等）が有機的に連携・連動する体制を構築する必要があります。

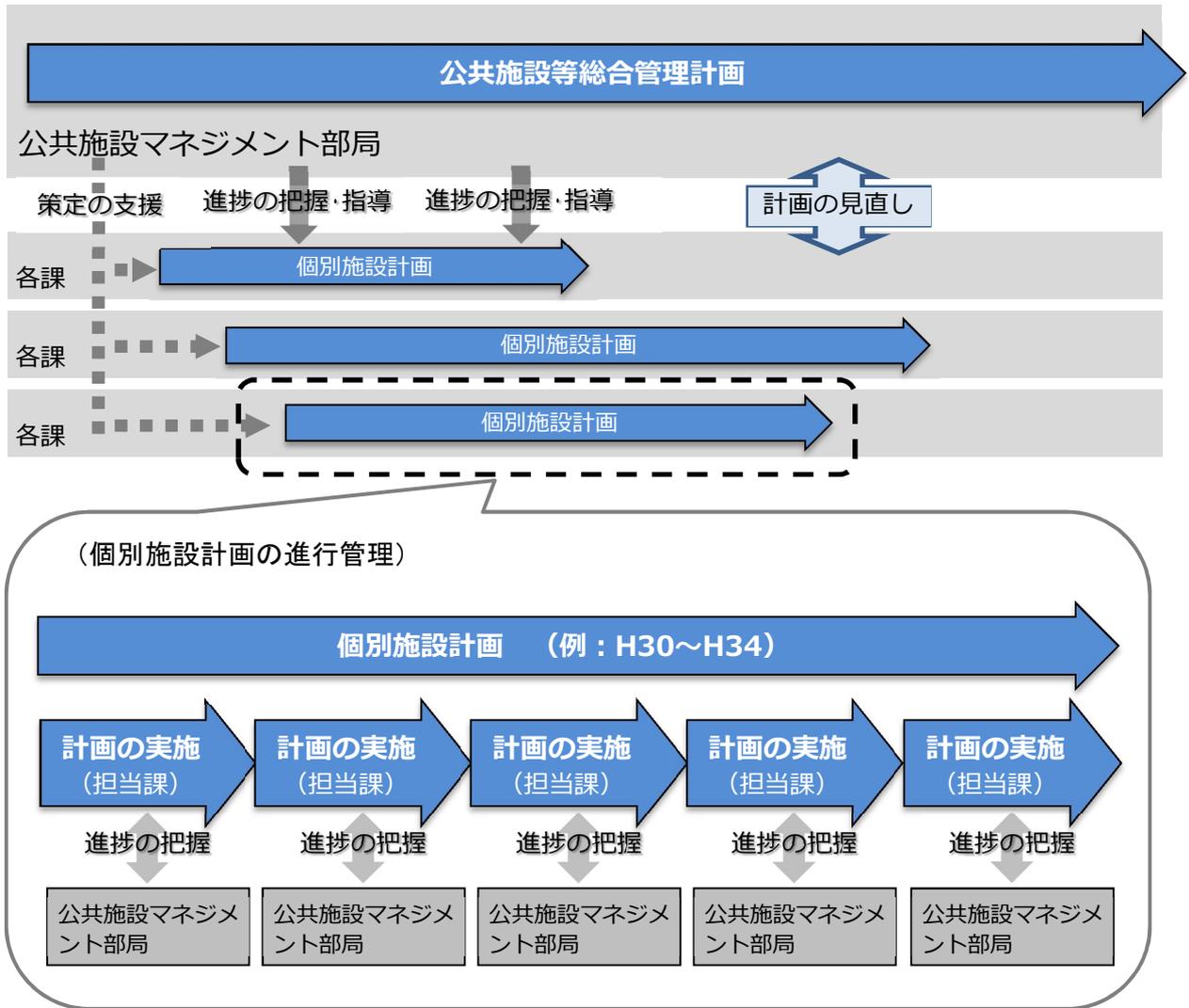
【図 24. 全庁的な取組体制】



7-2. フォローアップの実施方針

計画の実効性を高めるため、順次、各課において個別施設計画を策定します。公共施設マネジメント部局は、各課への個別施設計画策定の支援および継続的なフォローアップを行います。また、本計画についても、10年ごとに計画の見直しを行います。

【図 25. 計画全体の進行管理】



※担当課は個別施設計画に基づいて、施設の計画的な管理を行う。公共施設マネジメント部局が進行管理を行い、必要に応じて計画遂行の支援を行う。

阿見町公共施設等総合管理計画策定の経緯

平成26年度	
平成27年2月2日	第1回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム 公共施設等総合管理計画の策定について プロジェクトチームの立ち上げと作業について
平成27年3月18日	第2回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム 公共施設等更新費用の試算について
平成27年度	
平成27年4月 ～平成28年3月	総務部企画財政課において「阿見町公共施設等総合管理計画」の叩き台を作成
平成27年10月	「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生 総合戦略」を策定。個別施策において「公共施設等総合管理事業」として位置付け
平成28年度	
平成28年5月12日	第1回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム ・公共施設等総合管理計画策定の背景と公共施設等の現況について ・公共施設等総合管理計画策定の進め方について ・各施設における維持管理に関する課題について
平成28年6月6日	第1回公共施設等総合管理計画策定本部会議 ・公共施設等総合管理計画策定の背景と公共施設等の現況について ・公共施設等総合管理計画策定の進め方について ・各施設における維持管理に関する課題について
平成28年7月14日	第1回公共施設等総合管理計画検討委員会 ・委嘱状交付、委員長・副委員長選出 ・公共施設等総合管理計画策定の背景と公共施設等の現況について ・公共施設等総合管理計画策定の進め方について ・各施設における維持管理に関する課題について
平成28年8月26日	第2回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム ・公共施設等に係る経費の見通しと建物に関する将来の更新費用の推計について ・公共施設等総合管理計画検討委員会からの意見について

平成 28 年 9 月 5 日	阿見町議会全員協議会 阿見町公共施設等総合管理計画の策定進捗状況について
平成 28 年 9 月 7 日	第 2 回公共施設等総合管理計画策定本部会議 ・公共施設等に係る経費の見通しと建物に関する将来の更新費用の推計について ・公共施設に関するアンケートの実施について
平成 28 年 10 月 11 日	第 2 回公共施設等総合管理計画検討委員会 ・公共施設に関するアンケートの結果について ・公共施設等に係る経費の見通しと建物に関する将来の更新費用の推計について
平成 28 年 11 月 15 日	第 3 回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム ・公共施設等の管理に関する基本方針について ・施設類型ごとの管理に関する方針について ・取組体制の構築とフォローアップの実施方針について
平成 28 年 11 月 28 日	第 3 回公共施設等総合管理計画策定本部会議 ・公共施設等の管理に関する基本方針について ・施設類型ごとの管理に関する方針について ・取組体制の構築とフォローアップの実施方針について
平成 28 年 12 月 16 日	第 3 回公共施設等総合管理計画検討委員会 ・公共施設等の管理に関する基本方針について ・施設類型ごとの管理に関する方針について ・取組体制の構築とフォローアップの実施方針について
平成 29 年 1 月 11 日	第 4 回公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム ・公共施設等総合管理計画（案）について ・計画書策定までのスケジュールについて
平成 29 年 1 月 26 日	第 4 回公共施設等総合管理計画策定本部会議 ・公共施設等総合管理計画（案）について ・計画書策定までのスケジュールについて
平成 29 年 2 月 14 日	第 4 回公共施設等総合管理計画検討委員会 ・公共施設等総合管理計画（案）について ・計画書策定までのスケジュールについて
平成 29 年 2 月 27 日	阿見町議会全員協議会 ・阿見町公共施設等総合管理計画の策定について
平成 29 年 2 月 28 日 ～3 月 10 日	パブリックコメントの実施

阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における公共施設等(公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物その他の工作物をいう。)の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)の策定に当たり、行政機関以外の者の意見を取り入れるために設置する阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 行政区の区長を代表する者
- (4) 一般公募による町民
- (5) 自治体の財政運営に関する識見を有する者
- (6) 公共施設等の利用に係る団体を代表する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、公共施設等総合管理計画の策定に係る事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が会議を招集する。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会委員名簿

要綱による区分	所 属	氏 名	備 考
学識経験を有する者	茨城大学農学部教授	伊 丹 一 浩	委員長
	NPO 法人つくば建築研究会理事	若 柳 綾 子	副委員長
	常陽銀行阿見支店長	大 石 誠 一	
町議会の議員	町議会総務常任委員会代表	難 波 千 香 子	
行政区の区長を代表する者	区長会会長	糸 賀 忠	
一般公募による町民		佐 藤 一 郎	
自治体の財政運営に関する見識を有する者	監査委員	橋 本 英 之	
	行政改革推進委員会委員	飯 塚 久 之	
	行政経験者	瀬 尾 房 雄	
公共施設等の利用に係る団体を代表する者	男女共同参画社会推進会議委員	小 松 沢 和 恵	

阿見町公共施設等総合管理計画策定本部会議要綱

(設置)

第1条 町における公共施設等(公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物その他の工作物をいう。)の総合かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)の策定に必要な事項を協議するため、阿見町公共施設等総合管理計画策定本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画に係る策定方針に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画に係る策定体制に関すること。
- (3) 公共施設等総合管理計画に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (4) 阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会において検討された事項に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (5) その他公共施設等総合管理計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 本部会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、本部会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部会議の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、総務部長が会議を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 本部会議は、第2条の所掌事項に係る事務に資するため、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を置くことができる。

2 PTは、総務部長が推薦し、町長が任命する町職員をもって組織する。

3 PTの会議は、総務部長の命により、財政課長が必要に応じて招集する。この場合において、財政課長は、当該会議を総理する。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

別表(第3条関係)

町長公室長	総務部長	町民生活部長	保健福祉部長	産業建設部長	教育次長	会計 管理者	総務課長	政策秘書課長	管財課長
-------	------	--------	--------	--------	------	-----------	------	--------	------

阿見町公共施設等総合管理計画策定本部会議委員名簿

職名	氏名	備考
町長公室長	篠崎 慎一	副委員長
総務部長	小口 勝美	委員長
町民生活部長	篠原 尚彦	
保健福祉部長	飯野 利明	
産業建設部長	湯原 幸徳	
教育次長	大野 利明	
会計管理者	佐藤 吉一	
町長公室政策秘書課長	佐藤 哲朗	
総務部総務課長	青山 公雄	
総務部管財課長	飯村 弘一	

阿見町公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム要綱

(設置)

第1条 公共施設等の老朽化対策に関し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指す「阿見町公共施設等総合管理計画（以下「町計画」という。）」を策定するため、阿見町公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 PTは、前条に規定する目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 町公共施設等に関する調査・研究。
- (2) 町計画の策定、及び推進における連携及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 PTは、別表に掲げる所属の長が推薦した職員をもって組織する。

2 PTにリーダーを置き、リーダーは財政課長とする。

(任期)

第4条 PT構成員の任期は、毎年度末までとする。

(会議)

第5条 PTの会議は、リーダーが招集し、リーダーは当該会議を総理する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 PTの庶務は、財政課行政改革推進係において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営について必要な事項は、PT構成員に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

2 平成28年4月18日改正

別表（第3条関係）

政策秘書課	管財課	うずら出張所	廃棄物対策課	高齢福祉課	子ども家庭課	健康づくり課	道路公園課	上下水道課	学校教育課	生涯学習課
-------	-----	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

阿見町公共施設等総合管理計画策定プロジェクトチーム構成員名簿

職名	職	氏名
政策秘書課	主事	高村 暢也
管財課	課長補佐兼営繕係長	小笠原 浩二
うずら出張所	所長	武井 浩
廃棄物対策課	主事	相川 洋平
高齢福祉課	課長補佐	齋藤 明
子ども家庭課	主任	川越 潤一
健康づくり課	会館管理係長	栗林 稔
道路公園課	課長補佐	堀越 多美男
上下水道課	課長補佐兼工務係長	浅野 修治
学校教育課	総務係長兼施設係長	坂本 敦彦
生涯学習課	社会教育係長	西澤 洋一

(事務局)

職名	職	氏名
財政課	課長	大塚 芳夫
財政課	係長	糸賀 昌士
財政課	主任	高橋 史成

阿見町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

阿見町

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

電話 : 029-888-1111 (代表)